

平成 2 8 年

第 1 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 8 年 3 月 9 日 開 会

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日

3 月 9 日 (水)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	4	
会期の決定	4	
諸般報告		
・ 全国町村議会議長会等の表彰報告	5	
・ 三川町振興審議会報告	5	
・ 三川町特別職報酬等審議会報告	5	
施政方針		
・ 三川町施政方針	9	
・ 教育委員会行政方針	1 8	
・ 農業委員会行政方針	2 1	
議第 1 号	三川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につ いての専決処分の承認について	2 3
議第 2 号	平成 2 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認に ついて	2 4
議第 3 号	平成 2 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号)	2 7
議第 4 号	平成 2 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	2 7
議第 5 号	平成 2 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	2 7
議第 6 号	平成 2 7 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	2 7
議第 7 号	平成 2 7 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 7
議第 8 号	平成 2 7 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 7
議第 9 号	平成 2 8 年度三川町一般会計予算	5 4
議第 1 0 号	平成 2 8 年度三川町国民健康保険特別会計予算	5 4
議第 1 1 号	平成 2 8 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	5 4
議第 1 2 号	平成 2 8 年度三川町介護保険特別会計予算	5 4
議第 1 3 号	平成 2 8 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算	5 4
議第 1 4 号	平成 2 8 年度三川町下水道事業特別会計予算	5 4

【予算審査特別委員会 開催】

第 2 日 3 月 1 0 日 (木) 休 会

第 3 日 3 月 1 1 日 (金) 会議録第 2 号

一般質問 5 名 ..... 6 6

第 4 日 3 月 1 2 日 (土) 休 会

第 5 日 3 月 1 3 日 (日) 休 会

第 6 日 3 月 1 4 日 (月) 休 会

**【予算審査特別委員会 開催】**

第 7 日 3 月 1 5 日 (火) 休 会

**【予算審査特別委員会 開催】**

第 8 日 3 月 1 6 日 (水) 休 会

第 9 日 3 月 1 7 日 (木) 休 会

	予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	132
議第 15 号	三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の設定について	134
議第 16 号	三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について	134
議第 17 号	三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	134
議第 18 号	三川町職員の退職管理に関する条例の設定について	137
議第 19 号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	137
議第 20 号	三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	139
議第 21 号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	140
議第 22 号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	140
議第 23 号	三川町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	143
議第 24 号	三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	146
議第 25 号	三川町ふれあい館設置条例を廃止する条例の設定について	148
議第 26 号	三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について	151
議第 27 号	三川町国民年金被保険者死亡一時金支給条例を廃止する条例の設定について	153
議第 28 号	三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定について	154
議第 29 号	三川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定について	154
議第 30 号	三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定について	156
議第 31 号	土地及び建物の譲与契約の締結について	156
議第 32 号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について	157
議第 33 号	人権擁護委員候補者の推薦について	158
	三川町議会議員の派遣について	159

## 平成28年第1回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年3月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘議会事務局長	高橋朋子書記	吉田直樹書記
五十嵐章浩書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日 3月9日(水) 午前9時30分開会

- |       |                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                                                                        |
| 日程第 2 | 会期の決定                                                                                                             |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・全国町村議会議長会等の表彰報告</li><li>・三川町振興審議会報告</li><li>・三川町特別職報酬等審議会報告</li></ul> |
| 日程第 4 | 施政方針 <ul style="list-style-type: none"><li>・三川町施政方針</li><li>・教育委員会行政方針</li><li>・農業委員会行政方針</li></ul>               |
| 日程第 5 | 議第 1号 三川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する<br>条例の制定についての専決処分の承認について                                                           |
| 日程第 6 | 議第 2号 平成27年度三川町一般会計補正予算(第4号)の専決<br>処分の承認について                                                                      |
| 日程第 7 | 議第 3号 平成27年度三川町一般会計補正予算(第5号)                                                                                      |
| 日程第 8 | 議第 4号 平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算<br>(第2号)                                                                            |
| 日程第 9 | 議第 5号 平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算<br>(第1号)                                                                           |
| 日程第10 | 議第 6号 平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)                                                                                  |
| 日程第11 | 議第 7号 平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算<br>(第2号)                                                                          |
| 日程第12 | 議第 8号 平成27年度三川町下水道事業特別会計補正予算<br>(第1号)                                                                             |
| 日程第13 | 議第 9号 平成28年度三川町一般会計予算                                                                                             |
| 日程第14 | 議第10号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計予算                                                                                       |
| 日程第15 | 議第11号 平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計予算                                                                                      |
| 日程第16 | 議第12号 平成28年度三川町介護保険特別会計予算                                                                                         |
| 日程第17 | 議第13号 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計予算                                                                                     |
| 日程第18 | 議第14号 平成28年度三川町下水道事業特別会計予算                                                                                        |

○議長発議により、予算審査特別委員会設置(審査付託)

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成28年第1回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番 梅津 博議員、  
2番 志田徳久議員、以上、2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る3月4日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、条例改正の専決処分1件、補正予算の専決処分1件、平成27年度各会計補正予算6件、平成28年度各会計予算6件、条例の設定及び改正15件、事件案件2件、人事案件2件、以上33件があり、この他に諸般報告3件、施政方針3件、一般質問5名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日9日から18日までの10日間と決定を見たものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に三川町施政方針、教育委員会並びに農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際は補佐・主査・係長も出席となります。次に、条例改正の専決処分1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。その後、補正予算の専決処分1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成27年度の各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成28年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。

その後に、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の10日は、本会議は休会となります。

第3日目の11日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の12日と第5日目の13日は、土曜日、日曜日のため、本会議が休会となります。

第6日目の14日と第7日目の15日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしております。



が、所管以外の審査では拘束しないことといたします。

第8日目の16日と第9日目の17日は、本会議が休会となります。

第10日目の最終日18日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。

その後、町長提案の条例の設定及び改正15件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となり、次に、事件案件2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、人事案件2件がそれぞれ上程され、質疑、採決となります。

次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。以上のおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間に決定しました。

- 議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに「全国町村議会議長会等の表彰報告」であります。9番 佐藤栄市議員。

- 9番（佐藤栄市議員） 全国町村議会議長会等の表彰報告。

去る2月5日に、全国町村議会議長会の第67回定期総会が開催され、議長として7年以上の在職議員に対する自治功労者表彰を成田光雄議長が受賞されました。

また、2月16日に、山形県自治会館におきまして山形県町村議会議長会の第67回定期総会が開催され、山形県町村議会議長会副会長として2年以上かつ議長として5年を超え、永年にわたり地方自治の振興と県勢の発展に功績のあった議長に対する知事表彰を成田光雄議長が受賞されました。

このたびの荣誉ある表彰を受けられました成田議長には、衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後とも、三川町の振興発展と町民の福利増進のために一層のご活躍をご期待申し上げます。

さらに、本町議会は、第21回山形県町村議会広報コンクールにおいて、初の入選をいたしました。今後も、読みやすく、分かりやすい広報紙づくりに努力してまいります。

以上、三川町議会運営規程第147条の規定により、表彰に関する報告といたします。

- 議長（成田光雄議員） 次に、町当局より、三川町振興審議会及び三川町特別職報酬等審議会に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。工藤副町長。

- 説明員（工藤秀敏副町長） 最初に、三川町振興審議会に関する報告について申し上げます。

お手元に配付の別紙報告書をご参照願います。

## 三川町振興審議会に関する報告書

### 1. 諮問事件

第3次三川町総合計画に係る平成28年度・29年度・30年度実施計画の策定について

### 2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

### 3. 答申の経過

- (1) 平成28年2月17日午後1時30分三川町役場講堂において、平成27年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員13名と当局から町長、副町長、教育長、会計管理者兼会計課長、総務課長、企画調整課長、町民課長、健康福祉課長、産業振興課長(農業委員会事務局長併任)、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 会長並びに町長の挨拶後、議事録署名委員に梅津優樹委員、須藤梨紗委員を指名した。
- (4) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る平成28年度・29年度・30年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (5) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時7分に閉会した。

### 4. 答申の内容 原案のとおり

### 5. 少数意見の留保の有無 無し

第3次三川町総合計画に係る平成28年度・29年度・30年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

平成28年3月9日

三川町長 阿部 誠

次に、

## 三川町特別職報酬等審議会に関する報告書

### 1. 諮問の内容

三川町特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第28号）第2条の規定に基づき、町長、副町長及び教育長の給料並びに議会議員、農業委員会委員及び教育委員会委員の報酬の改定について、審議会の意見を求めた。

### 2. 審議会議題

- 議第1号 会長の選任について  
議第2号 特別職報酬等の改定に関する答申について

### 3. 審議の経過

- (1) 平成27年12月1日（火）午後1時30分から三川町役場大会議室に委員各位から参集いただき、第1回三川町特別職報酬等審議会を開催した。

なお、町からは阿部町長、石川総務課長、本間総務係長、真寫主任が出席した。

#### ・出席委員

団体代表	熊田 洋勝	恩田 千恵		
住民代表	三浦 正明	佐藤 賢治	佐藤 俊雄	
知識経験者	五十嵐 慶一	石田 伸	武田 富志	

#### ・欠席委員

団体代表	上野 千晶	大瀧 和栄		
------	-------	-------	--	--

- (2) 町長はあいさつ後に退席し、総務課長が経過等の説明を行った。  
(3) 年長委員である佐藤俊雄委員が仮座長に指名された。  
(4) 仮座長により議第1号「会長の選任について」が上程され、互選の結果、五十嵐慶一委員が会長に選任された。  
(5) 会長が職務代理者に三浦正明委員を、会議録署名委員に熊田洋勝委員、恩田千恵委員を指名した。  
(6) 次に、議第2号「特別職報酬等の改定に関する答申について」が上程され、審議が開始された。

その際、この度の諮問に至る経緯について総務課長が説明した。

- (7) 説明に引き続いて質疑・意見が出され、継続審議とすることとし午後2時25分閉会した。  
(8) 平成27年12月18日（金）午後1時30分から三川町役場大会議室に委員各位から参集いただき、第2回三川町特別職報酬等審議会を開催した。

なお、町からは石川総務課長、本間総務係長、真寫主任が出席した。

・出席委員

団体代表 上野千晶 熊田洋勝 大瀧和栄 恩田千恵  
 住民代表 三浦正明 佐藤賢治 佐藤俊雄  
 知識経験者 五十嵐慶一 武田富志

・欠席委員

知識経験者 石田 伸

- (9) 議事を再開し、第1回審議会の質疑に対する説明の後、質問、意見が出され、慎重な審議の結果、次のとおり答申することに決定し、午後2時5分に閉会した。

4. 答申の内容

(1) 報酬等の額

町長、副町長及び教育長の給料月額にあつては、「三川町長等の給与の特例に関する条例」を廃止し、「三川町特別職の職員の給与に関する条例」の規定に基づき次のとおりとする。

(単位：円)

職名	区分	金額
町長	月額	625,000
副町長	〃	542,000
教育長	〃	521,000

議会議員及び農業委員会委員並びに教育委員会委員にあつては次のとおりとする。

(単位：円)

職名	区分	金額	
議長	月額	300,000	
副議長	〃	245,000	
議員	〃	220,000	
農業委員会	会長	年額	300,000
	会長代理	〃	260,000
	委員	〃	245,000
教育委員会 委員	〃	245,000	

- (2) 改定期日 平成28年4月1日

特別職報酬等の改定に関する諮問についての審議経過及び答申内容について、上記のとおり報告します。

平成28年3月9日

○議 長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので暫時休憩します。（午前 9時49分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。（午前10時00分）

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成28年3月議会定例会が開催されるにあたり、平成28年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

私が町政執行の重責を担わせていただいてから13年が経過いたしました。この間、町民目線に立った誠実な町政運営に努めながら、総合計画に沿った施策の実現と、町民の皆さまとの協働のまちづくりを目指し、安全安心で住みよい町づくり、町民の健康と福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに、産業の振興に積極果敢に取り組んできたところであり、今年度におきましても、第3次総合計画の一層の推進を図り、さらなる町勢の発展と町民の福祉の向上に努めてまいります。

さて、日本の経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が長期化し、個人消費の伸びは弱いものの、雇用情勢・所得環境ともに改善傾向にあり、引き続き回復基調にあると言われております。こうした状況において政府は、地方創生や子育て支援、介護サービス等の充実、教育費の負担軽減などに重点を置いた、平成28年度政府予算案を閣議決定したところであります。このような基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、平成27年度の当初予算対比で0.4%増の9兆6,218億円となったところであります。

一方、地方財政計画における地方財源につきましては、地方税・地方譲与税の収入を4兆1,344億円、前年度比2.4%増と見込み、一般財源総額では6兆1,679億円、前年度比0.2%の増となっておりますが、地方交付税は1兆6,003億円、0.3%の減、地方債は8兆8,607億円、6.7%の減となっております。

このような状況の中、本町の平成28年度の財政運営につきましては、引き続き厳しい状況が見込まれるところでありますが、重要事業である公共施設等耐震・長寿命化対策事業、かわまちづくり整備事業及び地域交流・子育て支援施設整備事業への取り組みとともに、町民の生活や健康、子育て支援の充実及び防災対策の強化、さらには、基幹産業である農業をはじめとする地域産業の育成と振興を図ることを基本とし、平成28年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、法人町民税、教育債及び臨時財政対策債の減額を見込んだところでありますが、地方交付税及び地方消費税交付金のほか、ふるさと応援寄附金についても一定の額を確保し、さらに国及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、温泉施設基金、教育施設整備基金、ふるさと基金及び財政調整基金からの繰入などにより、必要な

財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進しながら地域の活性化を図るべく、第3次総合計画の事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、平成28年度の一般会計予算は43億9,000万円となり、対前年度比7.5%の増額となる予算を編成いたしました。なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、平成28年度における主要な施策の大要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

第3次総合計画につきましては、「笑顔つながる協働のまち ハートフルタウンみかわ」をシンボルテーマに掲げ、各種施策や事業を展開して6年目を迎えるところでありますが、これからも、多くの町民の声を町政に反映させ、行政情報の透明性と共有化を図りながら、総合計画における目標達成に向けてまちづくりを進めてまいります。

また、行政評価につきましては、外部有識者等による客観的な評価を加えながら的確に実施し、透明性の高い行政運営を推進するとともに、町民の方々と直にひざを交えた「町長と語る会」を積極的に開催するなど、広報広聴活動に力を注ぎ、住民ニーズの把握とその対応に努めてまいります。さらには、町民と行政とが共に知恵を出し合い、お互いが連携・協力して地域の課題解決と団体等の特色ある活動を支援する「協働事業提案制度」を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化と協働のまちづくりを推進してまいります。

昨年度策定いたしました「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、本町の人口の将来展望を示す「人口ビジョン」を踏まえ、将来にわたり活力ある地域を維持するため、若い世代を中心として、安心して子育てできる多様な雇用の場の創出等を盛り込み策定したところであります。今年度は、「新しい人の流れの創出と定住化の促進」のための町交流拠点施設の整備や住環境基本計画の策定、そして「子育て世代に応える優しさ溢れる環境の創出」としての新たな教育施設整備への着手、さらには「時代に合った快適暮らし空間の創出」を目指した親水公園の整備など、本町の持つ地域特性や強みを生かしながら、豊かで安らぎのあるまちづくりに邁進してまいります。

地域開発推進事業につきましては、町外からの移住・定住に繋がるMターンの促進を図るとともに、子育て世代に応え、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、新たな「地域交流・子育て支援施設」を核とする住宅団地の整備計画に着手し、移住・定住を考える方にとりまして、魅力的で利便性の高い居住環境づくりに努めてまいります。

空き家対策につきましては、高齢化の進展や人口減少に伴い、全国各地で空き家・空き地が増加し、大きな社会問題となっているところでありますが、本町におきましては、昨年度、「空き家実態調査」を実施するとともに、「空き家バンク制度」を立ち上げたところであります。今後は、一昨年施行いたしました「三川町空き家等の適正管理に関する条例」を踏まえながら、「空き家バンク制度」を活用した情報提供を積極的に行うことにより、空き家等の利活用の促進を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、

地域資源を生かした圏域の魅力づくりを進めながら安心して暮らせる定住自立圏域の形成を図るため、庄内南部及び庄内北部のそれぞれの共生ビジョンに基づいた具体的な連携事業に取り組んでまいりました。今後におきましても、これまでに実施した事業の評価とともに、共生ビジョン懇談会の意見を踏まえつつ、新たな事業も取り入れながら、圏域で連携・協力して、潤いと賑わいのある魅力的な地域づくりを目指してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

農業は、食料のすべてを持続的かつ安定的に生産・供給する生命産業であるとともに、地域経済を支える重要な産業であります。また、農地をはじめとする農業関連資産は、自然災害を緩衝し住民の生命財産を守る地域インフラとしての役割も担っており、本町の基幹産業である農業の振興を図ることは町勢発展の要であるとの考えから、今年度においても各般にわたる施策を積極的に展開してまいります。

まず、適地適産と需要に応える農産物の生産につきましては、米づくりを中心とする本町の農業が、経営環境の悪循環により長らく低迷の状態を続けており、農業の担い手不足に見られるように、将来の農業の姿を描くことが容易ではない状況となっていることから、本町の農業が将来ともに米どころとして発展していくため、これまでも増して、消費市場の動向を的確にとらえた米づくりと、さらなる経営体質の強化が求められるところであります。

こうした状況を踏まえ、改めて町の特産品を米と位置付け、今年度で2年目を迎える「瑞穂の郷づくり事業」では、本町の特色ある米づくりに向けて農業者が取り組む色彩選別機、直播または先進除草のシステム導入を支援し、併せて、本町で生産される米が多様な生きものが息づく水田農地から生産される「田からもの（たからもの）」というメッセージを発信しながら販路の拡大や農業所得の向上に繋げてまいります。

また、今年度より「はっぴー米メモリアル事業」として、町民の婚姻や出産、また、転入されて町民となられた方々に三川産米を贈呈し、米の消費拡大に繋げるとともに、町のイメージアップを図ってまいります。

米の需給調整に伴う産地づくりにつきましては、中核作物としての大豆のほか、麦やネギ、枝豆等の本作化を継続して推進してまいります。特に今年度は、菜種キラリボシの特産化を進めるための「特産キラリ生産拡大支援事業」をスタートさせ、キラリボシの生産者と加工販売者、種子生産管理者が一体となった取り組みを支援してまいります。

本町農業の米づくりを大きく左右する国の米政策においては、平成30年産米からの需給調整は生産者と集荷業者・団体が主体的に判断し生産することになりますが、米の需給調整はその価格に直接的に反映することから、本町といたしましても需要に応じたこだわり米の生産を基本に、魅力ある産地づくりを進めながら、地域農業の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業者と地域住民とが農業及び農地が持つ多面的機能とその役割について認識を共有し、共助の視点に立った取り組みが今後ますます強く求められているところであります。

こうした状況を踏まえ、本町では、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守活動等の自

助・共助の活動を支援する「多面的機能直接支払」と、生活環境や自然環境の保全に配慮した生産活動を支援する「環境保全型農業直接支払」の二つの取り組みについて引き続き推進してまいります。

また、県営事業により実施される「農村防災減災事業」につきましては、早期に実施されるよう、県や土地改良区との連携を密にし、事業の促進に努めてまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

商工業の振興につきましては、各種制度資金の活用支援や信用保証料補給制度を継続実施するとともに、商工業者の経営体質強化や研修活動、出羽商工会の諸施策等を引き続き支援してまいります。特に、地域経済の活性化や景気浮揚が強く望まれる中、今年度においても出羽商工会三川支所独自の事業である「プレミアム付商品券の発行事業」を支援し、地域住民の消費マインドの誘起と町内事業者等の経営安定に寄与してまいります。

観光振興につきましては、三川町観光協会との事業連携を強化しながら、交流人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を図ってまいります。本町では「いろり火の里」を会場にしたイベント開催により交流人口を拡大してきたところでありますが、今年度は、春の「菜の花まつり」、夏の「みかわ納涼祭」、冬の庄内のイベントとして定着した「みかわあったか冬まつり」の開催に加え、毎年秋に開催されている「みかわ秋まつり」に合わせ、本町の農業や商工業を広く町内外にアピールし、地域経済の活性化を図ることを目的としたイベントを計画しており、季節ごとのイベントを通して町の魅力を発信しながら、観光振興による町の活性化に繋げてまいります。

次に、農商観工の連携推進につきましては、商工業者の創造的で自発的な活動を支援する「地域産業活性化支援事業」や、買い物弱者と言われる方々への食料品等の共同宅配などを行う「三川町宅配サービス支援事業」の二つの事業を、「産業連携推進プロジェクト」として引き続き支援してまいります。

特に、今年度は、民間事業者による町内の温泉関連施設を活用した鮎の養魚事業における「温泉育ちのあゆ」の商品化や、農業者と商業者との連携による菜種「キラリボシ」を使った特産品開発を支援することとしており、こうした地域資源を活用した町の特産品が、町のPRはもとより、ふるさと応援寄附金に対する返礼品に結びつくよう期待しているところであり、地域経済の活性化に繋がるよう取り組んでまいります。

さらに、これまで横浜市立浦島小学校との相互交流や産直出前便での神奈川県藤沢市との交流、また、町内の農業者団体による神奈川区民との交流など、多岐にわたる交流活動を生かし、町の魅力をより多くの人に発信するため、新たな産直協力店等の開設についても検討してまいります。

また、ふるさと応援寄附金につきましては、一昨年度からインターネットのポータルサイトによるPRを実施し、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進などに結びつけながら事業展開をした結果、寄附件数・寄附金額ともに飛躍的に増加しているところであります。この寄附金につきましては、その趣旨に沿い、まちづくりに活用させていただくとともに、本町の地域経済を活性化する大きなチャンスとして捉え、産業振興に向けた取り組みに積極



的に繋げてまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、指定管理者であるみかわ振興公社が積極的にサービスの企画や経費節減等に取り組み、収益の改善に努めているところでありますが、周辺での新たな温泉施設のオープンや消費税増税による駆け込み需要の反動等からの入浴客数減少など、厳しい経営環境に直面しているところであります。

さらには、経常経費の増嵩等により依然として厳しい経営状況が続くことが予想されることから、整備された施設の有効活用とともに、「いろり火の里」施設の魅力について積極的な情報発信を行いながら、さらなる利用促進に繋げ、集客力の向上を図ってまいります。

また、今年度の施設整備として、交流機能の強化を図るための無線通信設備の整備のほか、給排水設備の改修や遊具の整備などに取り組むとともに、今後の大規模改修に向けた実施設計に着手してまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

子どもから高齢者まで、すべての町民が住み慣れた地域において心身共に健康で安心して暮らすことができるよう、本町の地域福祉計画の理念をもとに、保健、医療、福祉、介護等の各般にわたる施策の充実とともに、町民の主体的な活動の支援と町内会や各種団体等との連携による地域福祉活動の推進に引き続き取り組んでまいります。

福祉行政の基本ともいえるべき自立支援への対応につきましては、低所得者やひとり親世帯、高齢者世帯等それぞれの課題に対応した支援策を検討し、より安定した生活が確保できるよう、庄内総合支庁をはじめ鶴岡地域自立支援センター、三川町社会福祉協議会との連携による相談窓口等、総合的な支援体制の一層の充実を図ってまいります。

子育て支援施策につきましては、子どもを産み育てやすい一層の環境づくりのため、第2子への祝金を30万円に拡充した現行の「出産祝金事業」を継続するほか、予防接種事業につきましても、乳幼児・児童生徒に対する定期予防接種を引き続き全額公費負担で実施するなど、今後も国・県の動向を踏まえながら、その充実に努めてまいります。

心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的として実施しております「子育て支援医療給付事業」につきましては、山形県の補助基準である小学3年生までの通院治療費及び中学生までの入院治療費という対象範囲に加え、本町独自の施策として、中学生までの入院及び通院治療費の完全無料化を継続して実施する一方、医療証交付申請制度の廃止や有効期間の複数年化などの改善により、子育て世代の支援と利便性の向上に努めているところであり、その充実を図ってまいります。

高齢者保健福祉につきましては、介護保険制度との調整に配慮しつつ、各種団体や町内会等との連携のもと、健康づくりや生きがいづくりにより健康寿命の延伸を図るとともに、地域における交流活動の活性化を目指し、団体活動や敬老事業等を積極的に支援してまいります。また、災害時要援護者避難支援プランに基づき、家庭や町内会及び民生・児童委員等関係者と連携し、緊急時への対応に備えるとともに、介護予防や閉じこもり、認知症対策など地域全体による支え合い活動の推進に引き続き取り組んでまいります。また、三川町シルバー人材センターが新たに展開する高年齢者世帯等に対する「家事援助サービス」

に対しましては、国の「高年齢者就業機会確保事業」を活用し、他の事業と同様に、同センターの活動を支援してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者総合支援法等の理念を基本とした「障害者計画」に基づき、障害を抱える方々も地域で安心して生活できるよう、それぞれの適性に応じたサービスの給付や情報提供及び相談支援等を引き続き展開するほか、通院支援や交通費助成などの実施により、生活支援の充実と社会参加の促進を図ってまいります。

保健衛生につきましては、「第2次三川町健康づくり計画」の方針に沿って、各種検診の受診率の向上に努めるとともに、検診後の健康相談や健康教室、さらには生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導などの展開により、町民の健康づくりと健康寿命の延伸を目指して各般の事業に取り組んでまいります。特に、町内会や各種機関・団体等と連携して行う健康まつり事業や食育事業、予防接種事業などを通し、疾病の早期発見や早期治療、生活習慣改善指導等に重点を置き、予防医療の充実を図ってまいります。

母子保健事業につきましては、出産や育児に対する情報提供等、相談支援の充実を図るとともに、乳幼児に係る健診事業と相談指導等を計画的に展開しながら、母子の健康保持・増進に資する取り組みとともに、教育機関や食生活改善推進協議会等と連携した健康維持の基本となる「食」に関する食育事業の取り組みを継続して推進してまいります。

また、不妊に悩む方への経済的負担の軽減を図る「特定不妊治療費助成事業」につきましては、県の制度に上乘せして助成し、支援策の充実を努めてまいります。

健康増進事業につきましては、生活習慣病予防や生活習慣改善、健康管理に関する意識の高揚を図るため、県との協働による「健康マイレージチャレンジ事業」の拡充と併せて、昨年度導入しました高精度の体組成計を活用し、町民の自発的な健康づくりの取り組みを促進してまいります。具体的には、各種健診事業での結果分析や体組成計の測定数値等を活用した健康相談や保健指導のほか、各町内会における健康まつり等の開催を推進しながら、健康増進に係る意識の醸成を図ってまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、昨年5月の国民健康保険法の一部改正により、平成30年度からは、住民に対する事務手続や資格管理等については市町村が、国保運営の責任は都道府県が担うこととなるため、現在、県では、平成28年度後半に標準保険料等の算定を行うための準備を進めているところであり、保険料の水準は相当変動することが予想されま

す。こうした中、今年度においては、平成30年度からの県単位化への移行を見据えながらも、これまでと同様に保険給付の適正化を目指し、国民健康保険税の適正課税及び徴収に取り組む一方、国民健康保険連合会をはじめ各関係機関との連携による各施策に取り組むとともに、町民の自主的な健康づくり活動の支援や昨年度に策定したデータヘルズ計画に基づく生活習慣の改善による疾病予防の推進などを継続して展開してまいります。

また、後期高齢者医療制度の事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合においては、平成28年度から2ヵ年の保険料を改定したところであり、今後の高齢者医療制度につ

いても、国民健康保険制度同様、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

なお、これら制度改正に関する周知活動や生活困窮者からの保険料納付相談等につきましては、これまで同様、きめ細かな対応を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、引き続き「第6期介護保険事業計画」に基づく各種の介護予防事業及び介護給付事業を展開してまいります。特に、在宅における医療と介護の連携につきましては、鶴岡地区医師会を中心とした関係機関等との体制整備を図るほか、認知症の早期発見・早期診断や相談対応等についても、専門医療機関と地域包括支援センターとの連携体制を整備するなど、万全を期して対応してまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等の社会資本整備につきましては、施設の老朽化等の変化に柔軟に対応するとともに、現下の厳しい財政等を踏まえながらも、良好な品質確保に努めながら、長寿命化対策を推し進め、安全で安心な社会基盤の整備を図ってまいります。

まず、道路行政につきましては、地域住民の安全性や利便性に配慮した道路整備と適切な維持管理に努めてまいります。今年度も、舗装劣化が著しい幹線的町道の舗装改良、浸水対策を図るための側溝整備、また、通学路等における安全施設の整備とともに、冬季の地吹雪等により交通障害をきたしている路線の交通確保のため、引き続き防雪柵を設置し、より安全性の高い道路整備を促進してまいります。

橋梁等のインフラ整備につきましても、中長期的な維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減とともに、予算の平準化を図るため、長寿命化修繕計画に基づきながら、引き続き事業の推進を図ってまいります。

また、県道の整備促進につきましては、昨年度、両田川橋架け替え事業の推進を図るための整備促進期成同盟会を立ち上げたところであり、余目加茂線、藤島由良線への防雪柵及び自転車歩行者道の設置、さらには東沼長沼余目線の東側延伸工事等につきましても、隣接市町と連携を図りながら早期実現に向けて引き続き強く要望してまいります。

次に、国の直轄河川につきましては、現在、赤川中流部河道掘削事業の整備が計画的に進められているところではありますが、今後は、横山・助川地区等の右岸地域の整備が早期に事業化されるよう、また、県の管理河川につきましても、治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫など適切な河川管理が図られるよう、引き続き国や県に要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、まちづくりと一体化した良好な水辺空間の形成を図るとともに、憩いやふれあい、健康志向に配慮した赤川河川緑地における「かわまちづくり推進事業」の公園整備工事に着手してまいります。

住宅政策につきましては、「住まいづくり支援事業」や「移住定住促進事業」など、住宅の建設や取得、リフォーム工事等に対する助成事業を引き続き実施し、住環境の整備と住宅投資の波及効果による地域経済の活性化や定住人口の増加を促進するとともに、木造住宅の耐震改修工事への支援事業も組み入れながら、住宅のさらなる安全性の向上を図ってまいります。

また、「住宅用太陽光発電システム設置補助制度」により、環境にも配慮した良質な住宅整備の支援とともに、危険空き家の解体費用に対する補助制度により低所得者への経済的支援を図ってまいります。さらに、社会資産としての良質な住宅ストックの形成、良好な居住環境の整備、住宅流通の円滑化、居住の安定確保などを目的とした住生活基本計画を策定するとともに、快適で利便性が高く、魅力的な公営住宅のあり方や整備手法等について検討してまいります。

下水道事業につきましては、袖東排水区の雨水排水機能を高めるための支線排水路整備工事の完了を目指してまいります。また、下水道は全町的な利用によりその整備効果が発揮されることから、適正な施設管理と効率化により経費の削減に努めるとともに、水洗化の普及啓発による接続率の向上や使用料水準の適正化により、下水道事業経営の健全化を図ってまいります。

環境衛生分野につきましては、家庭や町内会、学校などへのごみ処理に関する学習機会の提供や、ごみの適正処理や減量化についてのイベントや出前講座により普及・啓発活動を積極的に展開してまいります。また、衛生組織連合会や各種機関団体等との連携を深めながら、廃食用油の集団回収、資源回収及び不法投棄防止対策を引き続き推進してまいります。さらに、家庭系一般廃棄物の排出抑制を図るため、使用済み小型家電の回収を進めるとともに、一般廃棄物処理業務を委託している鶴岡市との連携により、ごみの減量化・再資源化に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体としたグリーンカーテンの全町的な運動を推進するとともに、今年度は、地球環境に対する負荷の低減を図るための「三川町地球温暖化対策実行計画」の事務事業編を策定し、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギー対策等について、町民、企業、学校及び関係機関・団体等との連携により、積極的に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まず、保育事業・幼児教育につきましては、就労形態の変化や核家族化の進展などにより、3歳未満乳幼児の保育希望が増えており、特に0歳児においては産後休暇明け早々の保育希望が年々高まっている状況にあります。こうした保護者の保育ニーズに応えていくため、民間保育園や地域、家庭との連携を密にしていくとともに、乳幼児の保育機能の充実が期待されているみかわ保育園・幼稚園におきましては、早朝延長保育における保育体制の質的な向上と、夏の暑さ対策のための冷房設備等の施設整備を図り、子育て環境の充実に努めてまいります。

また、第3子以降の保育料無料化の条件となっている第1子の年齢要件を緩和するため、昨年度から制度化した「三川町あんしん子育て応援事業」につきましては、今年度の国の子育て支援制度の中で、第1子の年齢要件撤廃が検討されていることから、本町においても「あんしん子育て応援事業」の見直しを行い、子育て家庭の負担軽減による少子化対策の拡充を図ってまいります。

学童保育につきましては、「みかわ学童保育所運営協議会」への支援を継続してまいり

ますが、保育所として使用している児童交流センターの老朽化も進んでいることから、子育て家庭の活動支援を目的とする子育て支援センター機能と、生涯学習の拠点施設機能を併せ持つ「地域交流・子育て支援施設」の整備に向け、基本設計に着手してまいります。

教育の中核をなす学校教育につきましては、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動できる「生きる力」の育成に向けて、「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進していくため、保・幼・小・中の連携による教育を支援してまいります。

学力向上対策につきましては、全国学力・学習状況調査の結果などから、学力向上の取り組みが着実に実を結んでいるものと考えておりますが、基礎・基本の定着や自ら学ぶ意欲・姿勢の育成は今後も必要であるため、学力向上対策事業を引き続き実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、課題探求型学習の重要なツールとなるICT機器の導入・活用により、児童生徒の学びを支援するとともに、小学校屋外遊具の更新や施設修繕等を年次計画的に行い、教育環境の充実に努めてまいります。

生涯学習・社会教育につきましては、町民の自主的な学習活動を促進するため、生涯の各期において学習できる環境づくりが必要であるとともに、日常的な活動における仲間づくりや、人づくりに繋がる施設の整備も求められております。このため、新たな施設整備として計画している「地域交流・子育て支援施設」に、学びのニーズに対応した「地域交流ホール」を整備してまいります。

芸術文化の振興につきましては、身近な芸術文化活動や学習成果の発表機会などを確保するとともに、「みかわ秋まつり」において、作品展示期間の拡充や本町出身者を招聘した良質な音楽鑑賞機会の創出など、文化事業の充実に努めてまいります。

社会体育・スポーツ活動につきましては、体力の向上や心身の健康保持を図るため、各種スポーツ教室の開催やスポーツクラブ等の活動を通して、より多くの町民が日頃からスポーツやレクリエーションに親しむことのできる環境の整備に努めてまいります。

以上、教育行政に関しましては総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

まず、行政運営にあたりましては、厳しさを増す財政環境を踏まえ、さらなる行財政改革を推進するため、今年度から5年間を計画期間とする「三川町行財政改革推進プラン」及び「三川町定員適正化計画」に基づき、効率的な行財政の運営とともに、増大する行政需要への対応と質の高い行政サービスの提供を実現するための人員の確保に努めてまいります。また、新たな取り組みとして人事評価制度を本格導入し、人材の育成と職員の行政運営能力の向上に努めてまいります。さらに、今年度は、役場庁舎の耐震補強工事及び非常用発電機設備設置工事を実施し、災害時における拠点施設としての機能強化に努めてまいります。

次に、消防・防災関係について申し上げます。

災害から町民の生命と財産を守ることは、行政としての基本的な役割であることを強く認識し、今後とも、地域防災計画に沿って、消防、警察、町内会等との連携を図りながら、

総合防災訓練の実施や自主防災会の活動支援など、積極的な取り組みを展開してまいります。

消防・防災体制につきましては、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努めるとともに、教育、訓練及び研修機会の充実など、消防三川分署との連携をもとに活動の強化を図ってまいります。また、消防防災設備の整備では、防災行政無線のデジタル化や消防積載車の更新に取り組むこととしており、引き続き消防防災力の強化を図ってまいります。

次に、交通安全対策についてであります。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域を目指し、交通安全教室等の開催により、子どもと高齢者の交通事故防止に努めるとともに、安全運転の徹底やシートベルトの正しい着用、さらに、反射材の活用などの取り組みを強化してまいります。

なお、本町における今年の交通事故発生件数は、人身事故件数、負傷者数ともに減少しているものの、交通死亡事故につきましては残念ながら1件発生したところであり、さらに、飲酒運転検挙者数につきましては3名と増加傾向にあることから、今年度におきましても、警察をはじめとする関係機関及び団体等と一体となって、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの推進に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、不審者による声掛け事案や高齢者に対する詐欺、悪質商法等の予防・拡大防止に取り組むとともに、防犯灯点検の実施や防災行政無線、防犯パトロール車を活用しての犯罪抑止活動など、警察署、事業所及び防犯協会等との連携を図りながら、防犯活動の強化と町民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めてまいります。

また、本町においては、町内会との連携により防犯灯のLED化を推進しているところであり、町が管理する防犯灯の計画的な改修とともに、町内会が維持管理する防犯灯につきましても、引き続き助成事業を実施し、LED化の推進を図ってまいります。

危険空き家等につきましては、町内会等との連携による取り組みとともに、空き家等の適正管理に関する条例に則して適切な対応に努めてまいります。

結びに、市町村を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少社会の進行と併せて、多様化・高度化する行政需要の増大など、大きく、かつ急速に変化しております。このような中、本町においては、協働の理念のもとにさらなる行財政改革を推進するとともに、第3次総合計画の施策の実現と質の高い行政サービスの提供に一層努力してまいります。

また、町民との対話を重視した、町民目線に立った施策の展開を基本とし、町政の発展と町民福祉の向上のため、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。議員各位をはじめ、町民の皆さま方の一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育委員会教育長。

○説明員（鈴木孝純教育委員会教育長） 平成28年度における三川町教育委員会行政方針

について申し上げます。

昨年4月から、教育委員会と地方公共団体の長の連携強化を目的とした、新しい教育委員会制度が施行されたところであり、本町におきましては、青木教育委員長の任期満了に伴い、新しい制度に基づく初めての教育長として、昨年11月に町長から任命を受けたところであります。

新制度の中では、これまでの教育委員長が担ってきた職責も一身に引き受ける立場となり、改めてその重責を痛感しつつも、三川町の教育振興を念頭に置き、日々教育行政の円滑な執行に努めているところであります。

また、新たに設置しました「総合教育会議」の場におきましては、本町の教育や文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策について町長との協議を重ねるとともに、予算の編成や執行、保幼小中の連携による体系的な教育活動、生涯学習・スポーツの振興など、あらゆる分野において密接な連携を図っているところであります。

このような中、教育委員会におきましては、町民一人ひとりが充実した生活を実感できる生涯学習社会の実現に向けて、家庭・学校・地域との連携を図りながら、今年度も各般にわたる施策を展開してまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

みかわ保育園・幼稚園は、乳幼児に対する保育と教育の機能を一体化した施設として、平成13年度に開所したところでありますが、すでに15年を経過することもあり、経年による施設設備の劣化が顕著になっているところであります。

このため、今年度は施設設備の長寿命化改修工事に向けた調査設計業務を実施するとともに、大型遊具の年次計画的な更新と、夏の暑さ対策のための冷房設備の整備に取り組んでまいります。

保育事業につきましては、就労形態の変化や核家族化の進展などに伴い、産後休暇明けの0歳児からの保育希望が特に高まっている状況にあることから、民間保育施設や家庭、地域との連携を密にしながら、保護者の多様なニーズに応じていくとともに、みかわ保育園・幼稚園における臨時保育士等の確保を図るため、その処遇改善に努めてまいります。

子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、多くの保護者から要望があった子育て支援センターの機能拡充につきましては、今年度は未就園児を対象とした「わんぱく広場」事業の開催などにより開所日数を増やしていくこととしておりますが、子育て支援センター機能の拡充を目指した新たな施設の整備につきましては、今年度その基本設計業務に着手してまいります。

みかわ学童保育所運営協議会が運営している学童保育所につきましては、放課後児童支援員を確保するための処遇改善を支援していくとともに、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った保育所運営の円滑な実施に向けて、協議会を指導・支援してまいります。なお、学童保育所として使用している児童交流センターの老朽化に対応した施設整備に関しましては、地域交流の拠点機能も備えた新たな複合施設としての整備を計画してい

るところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、次代を担う子どもたちが社会を生き抜く力を身につけ、心身ともに健やかに成長するための基礎となる力を培う場であることから、「知・徳・体」の調和がとれた教育を推進するとともに、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた指導や、創意工夫を活かした取り組みを積極的に行ってまいります。

基礎的な学力に関しましては、昨年度の全国学力・学習状況調査において、県内の小中学生の平均正答率が全国平均を下回る結果となり、山形県教育委員会においても深刻な問題として捉えているところであります。

本町におきましては、小学校ではいずれの教科においても全国平均を大きく上回る状況でありましたが、中学校では応用力を問う問題でいずれも全国平均を下回る結果となったことから、小中連携を必要とする全体的な課題と捉え、学校における授業改善の取り組みや、児童生徒が主体的に学習に向かう姿勢を養うための、学力向上対策事業に取り組んでまいります。

発達障害など特別な支援を要する児童に対する学習活動の支援につきましては、各小学校に引き続き学校教育支援員や個別介助支援員等を配置するとともに、学校支援員による巡回指導も行いながら、特別支援教育の充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちが学ぶ意欲を高めるとともに、学校生活に夢と潤いを与え、たくましく生きる力を育む教育活動を支えるものであることから、年次計画的に小学校屋外遊具の更新や施設修繕等を行ってまいります。

また、ICTを活用した教育環境の整備につきましては、小学校におけるタブレット型端末のモデル的な導入や、中学校における電子黒板設置拡充などにより、課題探求型学習への展開を含めた授業改善を推進してまいります。

学校給食につきましては、食物アレルギーによる除去食などの対応が必要な児童が増加している傾向にあることから、学校現場におけるアレルギー疾患への対応について、すべての教職員が同じ認識を持って対応できるようにするとともに、専門医の指導も受けながら、安全安心な給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

誰もが、いつでも自由に学び、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築にあたっては、心の豊かさを育む学びの機会が必要であるとともに、自主的な活動を促進するための学習環境や、日常的な活動における仲間づくり、人づくりにつながる施設の整備も求められております。

このような中、「地域交流・子育て支援施設」の建設計画事業に今年度から本格的に着手することとし、この施設の中には、生涯学習社会における学びのニーズに対応した多目的なホールの整備も検討してまいります。

児童を対象とした放課後子ども教室推進事業につきましては、子どもたちが自然体験や文化活動を体験できるように、学校や地域との連携を図りながら、わくわく体験塾や



小学校体育館の開放事業などを引き続き実施してまいります。

身近な芸術文化活動や学習成果の発表の場としている「みかわ秋まつり」につきましては、作品展示期間や内容の見直しを図るとともに、町民音楽会においては本町にゆかりを持ち中央で活躍している音楽家を招聘し、直に一流の音楽に触れる機会を設けるなど、芸術文化の振興を図ってまいります。

文化交流館「アトクの館」につきましては、日本の伝統的な芸能文化の鑑賞や子ども向けの寺子屋教室等を開催することにより、文化交流館の活用を図ってまいります。

体育・スポーツは、健康の保持増進や体力の向上だけではなく、団体活動を通じた人間形成などの幅広い側面を持つことから、生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義があります。各種スポーツ教室の開催やスポーツクラブ等の活動を通して、より多くの町民が日頃からスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を整えていくため、「みかわスポーツクラブ」の活動を引き続き支援していくとともに、体育協会やスポーツ少年団などの社会体育団体の連携を促すことにより、生涯スポーツの推進、スポーツ人口の拡大に努めてまいります。

以上、平成28年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、子どもたちは未来に生きる豊かな可能性を秘めています。子どもたち一人ひとりが、「自分は多くの人から愛されている」ということを知れば、必ずや笑顔と希望につながります。

そして、人づくりはまちづくりです。学校、家庭、そして地域の人々が果たすべき役割と連携を確認するとともに、それぞれが互いに心の通い合いを深め、より良く生きようとする環境を整えてやることが、町民の幸せにつながるものと信じております。

教育行政の推進にあたりましては、教職員が心一つにしてそれぞれの職務を遂行することが肝要となるため、自らが先頭に立って、未来を担う子どもたちの育成と町民の幸せにつながる環境づくりに全力を傾注してまいり所存でございます。

町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 平成28年度三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

農業はこの町の基幹産業であります。食料である米・野菜・食肉・食料加工品などを供給する生命産業であることはもとより、農業が生み出す生産価値は関連産業への裾野の広がりにより地域経済の一翼を担い、また一方では、広大な水田農地や用排水路などの各種農業関連施設が自然災害を緩衝し、地域財産を守る役割を担うなど、地域住民の安全な生活環境を保守する地域インフラとしての重要な役割を果たしています。

改めて、産業としての農業の重要な役割を捉えるとともに、今日的に抱える地域農業の諸課題については真摯に受けとめ、将来に引き継ぐべき地域農業の姿を描かなければなりません。

ん。

農業者を代表する農業委員会は、改正農業委員会法の本年4月の施行を受け、この8月から新たな組織体制となります。農地を守り、農地の農業的な有効利用を促進する取り組みとして新たに課せられた「農地利用の最適化」の推進については、農業委員と新設の農地利用最適化推進委員が連携し、農業の担い手への農地集積や集約、新規参入を含めた担い手の確保と育成を進めてまいります。また、町内全27生産組織で策定された「人・農地プラン」を基本に、農地中間管理機構との連携を強めながら、地域の特性を踏まえた農地利用の最適化を推進してまいります。

農業委員会は、地域農業者の代表としての自覚と誇りを持って、法令業務の適正執行と農業の現場での実践活動を通し、次のことを重点的に取り組みます。

#### 1. 農地利用の最適化の取り組み

農業生産・農業経営の基礎的な資源としての優良農地を確保し、農地利用の最適化を推進します。

具体的な活動としては、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が、担当する地域の農地の利用状況や権利関係、農業経営の実状の把握に努め、各地域の「人・農地プラン」を基本に、農地の受け手と出し手のマッチング活動を推進します。また、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、認定農業者などの意欲ある担い手への農地の面的な利用集積を着実に進めます。

#### 2. 多様な農業の担い手の活動を支援

認定農業者や農業生産法人など、多様な農業の担い手の育成と確保に向け、農地の利用集積を含む経営確立を支援します。

具体的な活動としては、農地の利用、権利関係について、農地を売りたい・貸したい農業者と農地を買いたい・借りたい農業者との間に入り、地域の実状を勘案しながら調整や斡旋を行います。

#### 3. 農地法に基づく法定業務の適正な執行

農地の権利移動・転用許可などの法定業務を適正に執行するため、法定手続の適正な履行に加え、農地パトロールや現地実査を重視し、農地情報のより正確な把握による法定業務の適正執行を図ります。また、農地の乱開発や改廃を防ぎます。

#### 4. 地域特性を踏まえた政策提言活動の取り組み

農業者の地域農業振興に係る意見や要望を踏まえ、町や行政官庁に対し政策提言や意見の公表などの活動に取り組みます。

農業は将来にわたってこの地域の経済と生活・文化を支える重要な産業です。農業が抱える今日的な課題を克服し、成長産業としての歩みが確かなものとなるよう、農業委員会はその責務を全うしてまいります。

農業者、町、関係機関、関係団体、町民の皆さまにご理解とご協力をお願いしまして、平成28年度三川町農業委員会の行政方針といたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 11 時 04 分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前 11 時 25 分)

日程第 5、議第 1 号「三川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 1 号「三川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成 27 年 12 月 25 日に公布されたことに伴い、三川町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 28 号）の改正が必要となったところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年 12 月 28 日付で専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その改正内容といたしましては、三川町税条例の一部改正において、町民税及び土地保有税の減免申請書に個人番号を記載しないこととしたことによる改正であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） この条例に関して、確認という意味合いで伺いたいと思います。

マイナンバーに関する国の法の改正による条例の改正と受けとめます。説明によれば、個人番号については削除するということでありますし、一方、法人にあつては法人番号をそのまま従来どおり記入する、申請するというような内容であります。この個人番号のみ削除する意味合いというのはどういうものだったのか、経過を含めて説明をお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この改正につきましては、納税者等の負担を軽減するために個人番号の記載の対象書類を見直すとなったものでございます。地方税の関係書類のうち、申告等と主たる手続と併せて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類ということで、一旦申告されたものに対するさらなる申請とか届け出について、その記載について省略というか、不要としたものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから、議第 1 号「三川町税条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第1号「三川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第6、議第2号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第2号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、急激に増加したふるさと応援寄附金に対応するため、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、1月8日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その概要を申し上げますと、歳出の2款1項6目企画費におけるふるさと応援寄附金推進事業に係る一般事務雇上賃金、寄附者謝礼、郵便料及び作業手数料等及びふるさと基金積立金を計上いたしましたものであります。また、その財源となる歳入につきましては、16款寄附金を追加補正したもので、既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、補正後の予算総額を45億1,117万1,000円といたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番(梅津 博議員) ふるさと応援寄附金については、当初予算からずっと毎定例会ごとに補正を組みながら対応してきたということで認識しておりますし、12月の補正においても8,000万ほど補正したわけですが、それでも足りなくなったと。要するに、返礼品への対応ということで歳出の面で足りなくなったということだと思います。

当初、12月補正の段階でも、12月での年末までの駆け込み需要というものを想定しながら8,000万という額を設定して可決したわけでございますし、毎月の申込状況を見ますと、月に2,000件、3,000件と。あるいは12月、1月では1万件以上の申し込みが実績としてはあったわけでございますし、その辺の12月補正のやり方が、今となつては少し見誤ったのではないかというようなこともあるわけですが、その辺の時系列的な経緯と、12月末までの実績等との数字的なものも説明願えればお願いしたいと思います。

○議長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。

○説明員(宮野淳一企画調整課長) ふるさと応援寄附金の補正の専決処分の関係でございますけれども、梅津議員言われましたとおり、12月の議会の方で補正ということで8,000万を追加し、3億2,000万ということでふるさと応援寄附金の歳入の部分、見たところでござい

ます。

併せて、それと歳出の方もそれを見込んで計上したところでありまして、11月までの申し込み、対前年度の伸びの状況、そういった部分を踏まえて、4月から11月、12月8日の議会で補正予算3億2,000万ということで8,000万追加して、歳入の方、なったわけですが、それまでの、大体月平均2,000件のベースで申し込みがあつて、3,000万ベースで歳入の方、寄附があつたところでありまして、12月の議会後、これは想定できなかった部分については、ふるさと納税ワンストップで、5ヵ所以内の寄附、4月から12月までであれば確定申告が不要という部分がこちらの想定以上にありまして、通常月3,000万ベースで申し込みがあつた部分が、12月、これは31日までの申し込みの結果でございますけれども、9,000件を超える申し込みがございまして、1億2,000万ということで、こちらの12月の議会に上程した段階ではここまで、一月で1億を超えるという部分は想定できなかったところでございます。

年明けの新年の御用始めがあつて、ふるさとチョイスの寄附の状況を、実績の方を見たところ、12月末、さらには年を越してもやはりそういった部分があつて、このままでは返礼品の発送等に大変遅れを生じて寄附者の方にご迷惑をかけるというようなことの判断で、総務課それから議会事務局の方と協議をいたしまして、今回の専決処分ということで、この期間で対応しないと間に合わないということで、こういった形で計上をさせていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 12月議会における補正の状況の判断を上回る申し込みということで、いわばうれしい悲鳴ということだったと思ひますし、専決処分という対応で、寄附をいただいた方々に滞りなく謝礼品を送ることができたということで、その点については理解いたします。

それで、もう1点あるんですけれども、一方、歳出の面で、今出ました寄附者に対する謝礼品の送付あるいは手数料に関しては、当然月々の締め後に1ヵ月遅れぐらいの期間で支払いになるわけでございますけれども、一方、毎回歳出の面に出ています基金の積立ということに関して伺いたいと思ひます。

28年度の予算書を見ますと、基金の現在残高としては、26年度末の6,360万というような数字であるようです。通常、基金の積立処理に関しては年度末というようなことで今まで進められてきた慣例といいますか経緯があつたように思ひますし、他の基金にしていえば、後程質疑されます補正予算に関しても、いろいろな寄附金、基金の積立が計上されておりますけれども、このふるさと基金にしていえば、まだ本格的に寄附が集まって2年目でありまして、一応、12月の補正において計上された分も含めて、27年度で1億円以上の積立、寄附金の基金の積立というものが名目上はなされているというふうなことでありますが、実質はなされていないんだと思ひます。基金の積立はなされていないと。その辺の処理を今後もこのような形でするのかという点であります。

町の財政運営の中で、資金という面でこの基金部分を利用するということが一つあると思

いますけれども、それほどの多くの額が必要なのか、あるいは、今までこういったものがなくても、あまり資金ショートということがない状態で回してきたという部分もあると思いますので、できればこういったふるさと基金に関していえば、ある程度の金額を何回かに分けて積み立てていく、年度内で積み立てていくというような手法を今後とるべきではないかと私は思ったんですけれども、その辺について見解を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと応援寄附金に係る積立金の運用といいますか、実際の積立に関する時期のご質問だと思いますが、今現在は議員がおっしゃいますとおり、年度末を迎えて、その年の基金積立額を確定させた後に、年間分ということで積立を実際に行っているところでございます。その中におきましては、やはり年度内の資金の運用計画というものもございまして、まず一面でございまして、1月、2月、3月、年度末になりますと、実際の資金が足りなくなり、一時借入れを行ったりということも実際に行っているところでございます。

そういったことも踏まえまして、これまではある一定の決算が確定してからという対応をさせていただいているところでございまして、このやり方については、今現在としては、今後も同様にやらせていただきたい、そういうふうを考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今の時点では方針は変更しないというようなことでございましたけれども、今のこの議案に関するふるさと基金の積立も含めると、27年度で1億6,500万の上積みということでございますし、あるいは今後の議案の中での最後の補正においても、またさらに1,000万というような額でございます。さらにいえば、28年度当初計画において3億というふうなふるさと応援寄附金の計上もございまして、今後、手元の資金として、例えば2億、3億というものを資金運用の中で必要なのかという部分も出てくるんだと思います。

そういったことを踏まえて、お金に色はついていないわけですが、こういった今後の処理を検討すべきかなと私は思ったところで、さらにこのふるさと応援寄附金に関する基金積立というものが右肩上がりになるという方向を踏まえて、今後どうするのかということも協議すべき時期に来ているのかなというふうに思ったところで、さらに答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと基金の活用についてでございますが、まず、ふるさと応援寄附金については、新年度も3億という予算計上はさせていただいておりますが、実際にはどういうふうになるか分からないという立場でその対応をしているところでございます。

したがって、これまでの活用・運用につきましても、基金を一旦ふるさと基金に積み立てて、それを後年度に活用するというところでございます。結果を見てからその活用方法を検討するというところでございます。こうしない場合、当該年度で積立・活用などを一緒に行った場合、非常に財政的には安定性を欠く手法というふうになってしまう、そういったところ

がございますものですから、本町としては、まずは結果を見てふるさと基金に積み立てし、これまでも申し上げているとおり、教育・福祉・子育て、そういったものでの単年度事業とか、そういったものに使っていかうということでございます。例えば、人件費だとか建物等の維持管理経費だとか、そういった通常必要な経費には財政的に充当するべきではないという考え方のもとに行っているところでございます。

繰り返しになりますが、この基金については、いつ・どのように変化するか分からないというような要素を持っているということから、結果を見た後に、慎重にその使い道は対応してまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第2号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第7から日程第12までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7から日程第12までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第7、議第3号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第5号）」、日程第8、議第4号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第9、議第5号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第10、議第6号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第11、議第7号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第12、議第8号「平成27年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第3号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第5号）」、並びに議第4号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第5号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第6号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第7号「平成2

7年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、議第8号「平成27年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも、事務事業の執行によりまして新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第3号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第5号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,250万5,000円を追加し、補正後の予算総額を46億7,367万6,000円といたすものであります。

まず、歳出の主なものから申し上げますと、給与改定に伴う職員の給料、手当、共済費等、人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をさせていただくものであります。

2款総務費については、会計管理費における徴収事務等手数料の追加補正、財産管理費における財政調整基金及び減債基金積立金の精査による減額及び追加補正、企画費におけるふるさと応援寄附金推進事業に係る寄附者謝礼、郵便料、作業手数料及びふるさと基金積立金、電子計算費における電算処理業務委託料、備品購入費の追加補正及び中間サーバー利用負担金の減額補正であり、防犯費における防犯灯灯具更新費補助金の追加補正、税務総務費における土地情報システム業務委託料、戸籍住民基本台帳費における個人番号カード関連事務費交付金、山形県議会議員選挙費における職員手当、基本統計調査費における消耗品費等の追加補正であります。

3款民生費につきましては、社会福祉総務費における灯油購入費助成事業助成金の追加補正、社会福祉法人等支援事業に係る補助金の減額補正、各種繰出金の精査による国民健康保険事業費、介護保険事業費、さらに、老人福祉費におけるふれあい館運営事業に係る登記手数料、障害者福祉費における障害者自立支援等事業に係る返還金、福祉医療費における手数料、負担金等の精査による後期高齢者医療事業費、臨時福祉給付金給付事業に係る給付金等及び保育園費における保育委託料等の追加補正とともに、児童福祉総務費に係る子育て支援事業の減額補正、4款衛生費については、塵芥処理費における廃棄物処理事業に係る修繕料の追加補正であります。

6款農林水産業費につきましては、農業委員会に係る各種費用の精査による農業委員会費の減額補正、農業振興費における経営体育成支援事業の追加補正、農地費における農業基盤整備促進事業負担金の追加補正及び土地改良施設等整備事業、水田畑地化対策事業の減額補正、農政対策費におけるリーディングファーマーズ銀行事業、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業及び人・農地プラン推進事業の減額補正、さらに、農村総合整備事業費における農業集落排水事業に係る特別会計繰出金を追加補正するものであります。

7款商工費については、産業連携推進プロジェクト事業における補助金の減額補正及びいろり火の里施設費における温泉施設基金積立金を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、土木総務費における地元負担金の追加補正、道路新設改良費



における防雪対策事業に係る委託料及び工事請負費、除雪対策費における修繕料、河川総務費における工事請負費、下水道費における下水道事業特別会計繰出金、住宅管理費における住宅管理費に係る修繕料の追加補正、住まいづくり支援事業の精査による各種補助金の追加及び減額補正であり、9款消防費については、消防ポンプ整備事業に係る消防ポンプ自動車等購入費及び消防三川分署改築事業に係る工事請負費について、それぞれ減額補正するものであります。

10款教育費につきましては、事務局費における育英奨学資金造成事業の減額補正、教育施設整備基金造成事業及びスクールバス運営費における修繕料の追加補正、学校管理費における小学校施設等整備事業に係る工事請負費及び教育振興費における小学校教育振興費に係る扶助費の減額補正、幼稚園費における工事請負費、備品購入費の減額及び追加補正、体育施設及び学校給食費に係る工事請負費の追加補正であります。

12款公債費については、長期債元金償還金及び長期債利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款町税、9款地方交付税、11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、14款県支出金、15款財産収入、16款寄附金、17款繰入金、18款繰越金、19款諸収入及び20款町債に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費については、国の補正予算に伴い計上いたしました行政事務システム化推進事業、臨時福祉給付金給付事業、経営体育成支援事業、除雪対策事業について、平成28年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正については、事業費の補正及び確定見込み等により、既定の限度額5億7,820万円を5億2,150万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第4号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、7款共同事業拠出金につきましては、納付見込額を推計し、それぞれ所要額を追加及び減額補正するとともに、1款総務費、2款保険給付費、6款介護納付金につきましては、国県支出金等の増減により財源更生いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款国民健康保険税、3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、6款県支出金、7款共同事業交付金、9款繰入金及び10款繰越金にそれぞれ所要額を計上するとともに、11款諸収入につきましては、これまで山形県国民健康保険団体連合会に預託しておりました診療報酬支払基金預託金が全額返還されることになったことに伴う追加補正であります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万円を追加し、補正後の予算総額を8億4,330万円といたすものであります。

続きまして、議第5号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等

の負担金を推計し、減額補正いたすものであり、4款諸支出金につきましては、平成26年度負担金の精算による一般会計への繰入金を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款後期高齢者医療保険料、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万3,000円を減額し、補正後の予算総額を7,550万7,000円といたすものであります。

続きまして、議第6号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、介護保険システムに係る改修業務委託料の追加補正、4款地域支援事業費については、二次予防事業等に係る委託料及び認知症総合支援事業に係る賃金等の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金及び9款諸収入に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ428万4,000円を減額し、補正後の予算総額を8億4,581万1,000円といたすものであります。

続きまして、議第7号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、給与改定に伴う職員の給料、手当、共済費の精査による人件費の減額補正及び施設管理費に係る修繕料の追加補正、2款公債費につきましては、長期債元金償還金及び長期債利子償還金を追加及び減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、2款使用料及び手数料、3款繰入金及び6款町債に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,178万3,000円といたすものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、農業集落排水事業債の追加により、借入限度額を4,190万円といたすものであります。

続きまして、議第8号「平成27年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、給与改定に伴う職員の給料、手当、共済費の精査に伴い、1款及び2款において所要の補正をさせていただくとともに、最上川下流域下水道維持管理経費負担金を減額補正、消費税を追加補正するものであります。

2款事業費については、特定環境保全公共下水道事業に係る設計業務委託料、管路布設等工事請負費、最上川下流域下水道庄内処理区建設負担金を減額補正いたすものであります。

3款公債費につきましては、長期債元金償還金及び長期債利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1 款分担金及び負担金、2 款使用料及び手数料、3 款国庫支出金、4 款繰入金及び7 款町債に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,745万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億5,714万6,000円といたすものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、下水道事業債の減額により、借入限度額を8,610万円といたすものであります。

以上、議第3号から議第8号まで一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前12時03分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 私の方から5点ほどお聞きします。

1点目は、総務費の中の防犯灯15万円、どこの場所に更新されたかということ。

2点目は、3款の民生費の方で、昨年から連続して福祉灯油という形で、灯油購入助成金ということで131万5,000円ということで、県の方から65万7,000円が出たということで、今回の助成金の方の内容について、対象についてお聞きしたいと思います。

それから、同じく民生費の臨時福祉給付金2,265万円の内容、どんな内容なのかお聞きしたいと思います。

それから、同じく民生費の出産祝金760万円の減額になった理由はどういうことなのかということ。

最後になりますけれども、商工費の三川町宅配サービス支援事業費補助金も50万の減額になった、そのわけはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防犯灯灯具等更新費補助金のご質問でございますが、これにつきましては、町内会が行う防犯灯のLED化に対する補助金でございます。当初予算100万円計上させていただいておりましたが、各町内会の積極的な取り組みによりまして、当初予算額に不足が生じる見込みが出てきたものですから、今回15万円を追加補正させていただくものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） それでは2点目の、民生費の中で三川町灯油購入費の助成事業についてのご質問でございましたが、昨年度に引き続きまして、今年度は低所得者世帯に対しての灯油費の一部助成ということで実施させていただくものでございます。

今般、灯油の価格につきましては下落傾向にあったということではございますが、基本的な考え方といたしましては、低所得者の冬場における灯油の購入費の一部を助成するという考え方で引き続き実施を図るというものでございます。

その対象といたしましては、27年度の住民税におきまして非課税世帯である世帯、なおかつ65歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり親世帯、そして重度障害者を抱えていらっしゃる世帯を対象とするというものでございまして、1回ではございますが5,000円の助成金を交付させていただくという制度の内容になっております。

続く3点目の臨時福祉給付金につきましては、国の補正財源によりまして本町でも実施するというものでございます。

今般、対象者の皆さまにご案内を差し上げる予定でおりますが、その内容といたしましては、年金生活者の方々ということでの対象になっております。臨時福祉給付金と従来の臨時福祉給付金と、その対象の内容についてはほぼ同様の方になりますけれども、特に今回の補正にかかわります方々につきましては、年金受給者ということで、なおかつ低所得の対象者ということになっております。お一人につきましては3万円を交付させていただくということになりまして、これにつきましては、この補正予算が可決後に対象者に案内を差し上げまして、今年の6月30日までは申請を受付したい、7月中には交付したいというようなことで考えているところでございます。

それから、4点目の子育て支援のうちの出産祝金につきまして、760万の減額をお願いしておるものでございますが、これにつきましては、町の当初予算に必要額を計上した後に地方創生の交付金の対象になるということから、財源をその交付金の方に振り替えたという関係で一般財源の計上分を減額させていただくという内容でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 三川町の宅配サービス支援事業費補助金の減額の理由でございますが、この事業、買い物弱者の方々への食料品ですとか生活用品の宅配サービスを行う事業になってございます。当初、50万円を補助金助成するというので計上しておりましたが、平成26年度の国の補正予算で地方創生先行型の交付金の対象となりまして、平成27年度への繰越明許事業として200万円支援することになった関係から、当初予算に計上しておりました50万円を減額補正したものでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 自分からは3点ほどお聞きしたいと思います。

13ページであります。住民基本台帳ネットワークシステムということで126万何がしがどのようなものに使用したのかお聞かせください。

それから15ページであります。15ページの7目、臨時福祉給付金2,265万とありますが、これらの金額はどのように使われたのかお聞きします。

もう一つお願いします。16ページ、民生費の保育園費ということで、954万円とございます。これは具体的にどのようなものに利用したものかお聞かせ願います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 住民基本台帳ネットワークシステム推進事業の個人番号カード関連事務費交付金でございますけれども、こちらにつきましては、昨年10月から通知カード、また、今年に入りまして個人番号カードが交付されておるところでございます。

この業務につきましては、地方公共団体情報システム機構の方に業務を委託しておりますので、そちらに交付する金額となっております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 臨時給付金については先程お答えしたようではありますが、課長にもう一度聞きますか。

では、遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 3款1項7目臨時福祉給付金の内容についてでございますが、年金生活者を、つまり65歳以上での低所得者の方々を対象に交付させていただくものでございまして、予算上計上いたしました中身といたしましては、1人あたり3万円の755人分を見込んでの2,265万円を計上させていただいたという内容でございます。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 16ページの保育園費、保育委託料の追加補正の件でございますけれども、これにつきましては、主にこの保育園に対する保育委託料になります。今回、国の公定価格が変更されたことに伴う追加分と、さらには処遇改善や休日加算等の加算額が変更されたことに伴う追加補正でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 一つだけ、再度聞きたいのは、13ページのカード関連のお金であります。お金はまず分かりましたが、番号カードは住民我々にとって、今後どういう管理をされるのか。また、様々のものに対して、我々をどのように上手に、俗に言う情報で管理するような感じがしてなりません。その辺はどう考えていますか。お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） このマイナンバーにつきましては一番のメリットは、各種申請時に所得証明書等、これまで本人の責任において添付する必要があったところがございます、そういったものがこの個人番号カードによりまして添付が不要というところが一番のメリットかと思えます。そういった部分では大変便利になるかと思えますけれども、やはり情報漏えいという部分が大変危惧されておまして、国の方でもそのセキュリティに関して非常に神経をとがらせておりますけれども、国・県と同様に、そういった事例の発生のないように万全を期しているところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の方からは、2点、お聞きしたいと思えます。

まず初めに、12ページのふるさと応援寄附金の件であります。

先程、専決処分では1億2,000万増やして、これから今後増えるであろうというふうなところで2,000万予算化しているようではありますが、大体もう2,000万くらい増える見込みがあつてかというふうに思いますが、今の現状と、またふるさと基金積立金、これでいくと、もう992万8,000円。これを積み立てしますと、平成27年度末でこの積立金を入れると基金の残高というのはどういうふうになるのか。

それから、使い方については、先程説明をお聞きしまして、やはり1年入れてから次から使うということで、次の予算にかかわってくる話かとは思いますが、もしこんな方向

で使う予定があるんだよというふうな考えがあれば、その辺も少し教えていただきたいと思  
います。

それからもう一つ、21ページの育英資金の繰出金ということで1万8,000円減ったとい  
うことで、育英資金が、希望者が少なくて減ったのかなというふうに思いますけれども、あ  
えて最後の6月の決算で締めるわけにはいかなかったのか。今の予算に入れたというのはど  
ういうことかということでお知らせください。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ふるさと応援寄附金の関係でございますけれども、ふるさ  
と応援寄附金の関係につきましては先程も少しお話させていただきましたが、昨年度の年末  
からの急増の部分を含めて、年が明けてもある程度の部分で、現在はほぼ1日100万から200  
万程度の寄附金の申し込みをいただいているところでございます。2月末の確定した寄附に  
つきましては、4億5,000万を超える寄附が確定したところでございますし、現在も日々、  
1日あたり先程言った100万から200万ということで、今回の報償費それから役務費、手数  
料等、物品の謝礼の購入、それから積立金ということで予算計上をさせていただいたところ  
でございます。現在も堅調に推移しているということで、年度末までに今回計上した歳入の  
部分、それから歳出、返礼の部分ということで予算化したところでございます。

それからもう1点、基金の残高でございますけれども、基金の積立状況ということで、2  
6年度末には6,360万ということで基金の残高になってございますけれども、当初予算、そ  
れから6月、9月、12月、先程の1月の専決処分、今回の基金の利子を含めた積立の部分  
で1,000万ということで計上になると、今年度で1億7,500万ということでなる予定でござ  
います。先程言いました26年度末の6,360万を加えますと2億3,800万という形になる予  
定でございますし、こういった現在の基金の見込みというふうになる予定でございます。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 28年度の当初予算での使い道というご質問でございますが、  
今、当初予算に関する資料を持ち合わせておりませんので、当初予算審議の中で再度お聞き  
いただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 21ページの育英奨学資金造成事業の繰出金1万8,000円減額  
補正の質問でございました。これにつきましては、9ページの歳入、財産収入の育英奨学基  
金利子をご覧いただきたいと思えます。ここに計上しているとおりの、当初予定していた利子  
見込みが1万8,000円ほど減る見込みとなりましたので、これを歳出で基金に繰り出す額と  
して減額したものでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 初めに14ページの、同僚議員も質問しました灯油の件であります  
けれども、確認ですが、リッターでなく1件あたり5,000円という価格で、領収書もなしで、  
どこからでも購入できるということによろしいのか。そして今回、何件分が増額になったの  
か伺います。

次に、先程も出ました16ページの保育料、これは途中で園児がいのこ保育園に増えたということはないということで、職員の方の金額で、制度の変更の金額でよろしいのか。

続きまして、19ページの除雪対策事業でありますけれども、今回、工事箇所、2,000万出ていますけれども、どこの箇所か。そして、今回修繕費で200万計上になっておりますけれども、どういう修繕が出たのか伺います。

あと、21ページのスクールバス、やはり修繕費、出ておりますけれども、このバスは購入して何年になって何km走行したバスなのか伺います。

そして、22ページの学校給食、130万ほど修繕、計上されましたけれども、小中あるわけですが、これはどこの学校の給食の修繕なのか伺います。

そして、農業集落排水の方で5ページ、65万修繕、かかっておりますけれども、どの集落排水施設の修繕なのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今回補正をお願いしております灯油購入費の補助につきましては、先程も触れましたとおり、今年の原油価格については、昨年からの原油価格の動向についてはご案内のとおりでございます。通常、これまでですと灯油価格の増嵩に対しての補助というような考え方をとっていた年度もございしますが、今回につきましては低所得者世帯に対しましての、毎年必ず一定量の灯油を購入するという方々に対しての支援策というような考え方で実施したいものでございます。

なお、その内訳といたしましては、1件あたり5,000円、今回の計上額につきましては263件を計上しまして、助成金の総額を131万5,000円ということにいたしましたものでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 16ページの保育委託料の増額の関係で、先程、主にいのこ保育園の委託料が公定価格等の変更に伴って増えたという話をしましたが、今の質問は途中入所はなかったのかということでございました。

今回の補正要素といたしましては、途中入所として広域入所、鶴岡市への保育園の入所、二つの園に対して3名の園児が入所しておりますので、その分についても含まれております。

それから、22ページの学校給食費の工事請負費でございます。これにつきましては東郷小学校の調理室のボイラーですが、設置してから12年経過したこともありまして、燃焼効率が極端に落ちていることがあり、今回、その交換工事として補正を計上したものでございます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） スクールバスの修繕に係ります資料を持ってこないでしまいましたので、後程お答えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 3点目、4点目、それから6点目のご質問にお答えいたします。

3点目の、19ページの下の方、防雪対策事業の2,000万、これの工事箇所はどこかとい

うご質問でございました。これにつきましては、平成21年から取り組んでおります横川横山線の防雪柵の設置工事というようなことで、ここに計上してあります2,000万につきましては、平成28年度への繰越明許という形になります。東3号の用水路まで目指して工事をしておりますけれども、来年度そこまでぎりぎり届くかどうかという状況でございます。

それから、その下の防雪対策費の修繕料でございます。これにつきましては、具体的に申し上げますと、除雪ドーザー、除雪ロータリー、それから県からの払い下げを受けました融雪剤の散布車の腐食関係にかかわる修繕でございます。すでに降雪の時期は過ぎておるわけでございますけれども、例年そのままにして翌年度に構えていますと腐食がどんどん進むと。そのようなことで、降雪期が過ぎまして腐食対策を徹底しないと翌年にはもっと修繕費がかかるというようなことで対応しているものでございます。

それから、特別会計の農集排の5ページでございますけれども、施設管理費の中の修繕料、この場所はどこかというご質問でございました。これにつきましては具体的に申し上げますと、横川汚泥引抜ポンプ修繕、それから門前の非常通報装置交換、青山・天神堂ブローア修繕というふうになってございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに農集排の施設ですけれども、時期的に言ってくると、この横川とか、ああいう時期に行った集落排水があります。こういう修繕の時期に来ているということではないでしょうか。

それで、今回、実際に直すところの補正は出ましたけれども、これからもこういう点検で、時期的には年数から言うとかかなり出てくるのではないかと予測されますが、その考えはどうか伺います。

そして修繕費の方ですけれども、消雪剤の散布ですので、消雪剤そのものが錆びる原因のものを撒いているというような状況でありますので、やはり県から払い下げた散布機はこういうことが予測できて、今回早めの対応ですけれども、ああいう機械はそういうものが必要だということは事前に分かって予算化するべきものではなかったのかと思われまます。以上、再質問とさせていただきます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 県から払い下げを受けました融雪剤の散布車につきましては、これは、これに特化して取り上げるのではなくて、年間、当初予算でも修繕料について900万円計上しております。大変、予期しないような修繕も発生するわけでございますので、最終的に今回補正をお願いしている額が足りなくなったということもございます。

それから、農集排の関係につきましては、農集排の施設につきましては、平成10年に大体完了しているわけでございますけれども、すでに最初の方から見れば25、6年も経過している施設もあるわけでございます。そのようなことから、今年度、生活排水基本構想を策定しております。これは来年度、28年度から10年間の計画ということで策定したものでございます。この計画の中におきまして、例えば現在集落の農集排の施設があるわけでございますけれども、それを部分的には下水道に接続するとかそういった計画も考えております



し、また既存の農集排の処理施設につきましても、さらに合併しまして区域をもっと大きくしていくとか、そのようなことも想定をした計画を作ったところでございますので、状況に合わせて対応していきたいというように考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程の灯油の補正、今回263件ということでしたけれども、郵便料の4万4,000円を見ると、これは、この手続に1件あたり2回通知を出しているという解釈でよろしいのでしょうか。82円の計算からいくと五百何件ですけれども、263件ですので160円以上かかる計算になりますので、灯油が該当になりましたというようなお知らせ等が2回通知が行く、あるいは返事をもらうというような方式なのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今回の制度の実施にあたっては、その対象者につきまして把握ができていくということもございまして、まずはご本人宛てに申請書を送らせていただく、そして申請方式で届け出をいただくということになります。なお、その際に振込先の口座番号等を手続きいただきまして5,000円を現金支給という方式をとる予定でございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは私の方から、時間も余裕があるようですので、少し丁寧にお聞きしたいと思います。

最初に、今回の一般会計の補正予算第5号ということで扉があります。その裏側を見ながら、歳入の総括表と申しますか、そういうものを見ながらお話したいわけですが、今回、毎年年度末に近づいてきますと3月で国の補正予算が生じまして、今回も同じような形で国の補正予算を活用しながら、あるいは寄附金の増額ということで、それらを活用しながら繰入金を減じながら町債も大幅減額ということで、町の財政的には非常にいい方向に回っているのではないかと申します。当局におかれましては、この町の財政状況に関して現状としてどのように認識されているのか、どう捉えているのかお知らせいただきたいと思っております。

それから、細かな点に入りますけれども、一般会計の7ページ。そういった中で町税が少し法人税を中心に減っております。景気の動向に左右される部分でありますし、当初予算の中で過大な見積りというものも当然なかったと思うんですけれども、年度末において1,500万ほどの減額補正をする必要が出てきたということで、その内容について説明をお願いしたいと思います。こういった原因でこのような必要が生じるのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、17ページの方に移ります。

6款の農林水産業費の中で数点あるんですけれども、一つ、17ページの一番下、経営体育成支援事業の中で、担い手確保・経営強化支援事業費補助金ということで4,500万、これは28年度への繰越明許になるというふうな説明もあったわけですが、当然と申しますか、この事業に関しては当初予算ではゼロでありました。新しい事業というふうなことで受けとめるわけですが、この事業の内容について伺いたいと思っておりますし、28年度に

おいての取り組みの方針について伺いたいと思います。

続いて次のページ、18ページであります。農地費あるいは農政対策費において減額補正ということでございます。

農地費における土地改良施設等整備事業、京田川それから青龍寺川、ありますけれども、結構大きな金額が減額補正されると。これら、当初予算から比べても非常に大きいので、事業そのものがまったく行われなかったということでもないでしょうし、多少使ったのかなというふうなこともあります。こういった大幅な減額補正に関して、内容、どうであったのか、説明をお願いしたいと。

同時に、水田畑地化対策事業、これらも当初2,300万に対して1,600万ほどの減額ということで、畑地化事業が何年も当初予定よりも遅れたということもあって、改めて取り組みの意思表示を求めたときに、「やめます」というふうな方もいらっしゃったようです。そういったこともあって減額になったのか。あるいは当然請け差ということもありますけれども、その減額補正の内容をお知らせください。

また、その下、農政対策費の中で、人・農地プラン推進事業、青年就農給付金事業があります。一人あたり150万給付するというような内容ですけれども、今回、当初予算の中であった部分、150万のうちの150万が減額、一人あたりの金額ですので、1人手を挙げた人が途中でやめたというようなことだと推測するわけですが、そういった内容でいいのかどうか確認したいと思います。

それから、次の19ページ、いろり火の里施設費に今回5,000万の大きな追加補正が計上されております。基金の積立金という内容ではありますが、26年度末においては9,990万円の基金の残高がありました。それに5,000万円を積み上げたいというような内容だと思います。先程の施政方針にもありましたけれども、いよいよいろり火の里の施設に関して、リニューアルの、28年度は設計の方に着手するというようなことのようにございます。こういった積立金の中から繰り入れしながらやるのだと思いますけれども、今後の計画の概要について、今の時点で積立をなさるということであれば、その概要についてはすでに設計図はできているのかなと、あるいは工程表もできているのかなと思いますので、今後のリニューアルの計画について伺いたいと思います。

それから、次の20ページ、8款土木費の関係であります。

住宅管理費の関係、それから、すみません、遡ってその前の道路新設改良費の関係なんです。国県支出金に関して、これは数字のマジックだと思うんですけども、例えば20ページの住宅管理費に関しては国県支出金が80万円の減額、あるいは、その前のページの道路新設改良費に関しては1,184万7,000円の増額、追加の県の支出金ということであります。

一方、そのもととなる歳入の方を見ますと、県の支出金あるいは国の支出金ということで、上の方から言えば、国の支出金に関しては、土木費国庫補助金ということで補正額1,144万7,000円、これは名目は社会資本整備総合交付金ということになっています。あるいはその下、次のページ、9ページの県の支出金の6目において土木費県補助金、これが40万の減額、これは山形県リフォーム総合支援事業費補助金ということで40万の減額になっている

ということですが、それが今言った数字がダイレクトに出ていないということだと思います。察するに、国の社会資本整備総合交付金の部分でこのリフォーム関係にマイナス40万があるのかなというふうに思ったところですが、その辺の数字の細かい説明、確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（成田光雄議員） 一旦切りますか。

○8番（梅津博議員） はい。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川稔総務課長） 平成27年度、今年度の財政状況をどう見ているか、考えているかというご質問でございますが、まず総括的には、厳しい状況であるというのは今年度も変わりないところでございます。ただ、そういった厳しい状況の中におきましても、幸いにいたしまして、まず、歳入の7ページにおきましては、普通地方交付税についてはおおよそ6,500万ほど増額することができたところでございます。

また、10ページにおきましては、財政調整基金繰入金6,500万円の減額でございます。これは、平成27年度におきましては緊急的な、また大規模な事業が多く発生したということから、財政調整基金の繰り入れを行わないと当初予算が編成できないという事態がありまして、6,500万円計上いたしたところでございます。このうち4,610万円につきましては消防三川分署の改築に充てるということで、これは当初から計画した内容であったわけですが、残りの1,890万円につきましては、一般財源がどうしても不足しているということで、合わせて6,500万円計上したところでございます。ただ、これにつきましても、様々な形で財源が確保できたということで、繰り入れを行わなくて済む結果となったところでございます。

さらに20款の町債、11ページでございますが、こちらにも各種事業につきまして、例えば入札による契約額と予算額との差の中で、こういった内容で町債についても減額できたという状況でございます。これは、27年度において大きな財政上の効果というふうに思っております。ただ、これらにつきましては、おおむね例年このような形で財政運営させていただいているところでございますが、27年度においてもこのような形で会計処理できたということは大変良かったということで考えております。おおむね、このような形で健全な財政を今年度も維持できているのかなということで考えているところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 法人町民税の減額の要因についてでございます。まず、法人町民税の予算につきましては、国全体の経済動向を見ながら、また予算編成中の年における法人税申告状況を見ながら予算計上をしているところであります。平成27年度の当初予算につきましては、平成26年度当初予算より若干低めで計上したところであります。実際申告を見てみますと、製造業また大手小売業の収益が大幅に減額になっているところ。確定申告で大幅に減額、さらにその後の予定申告においても当然減額になる関係から、今回1,500万の減額となったところでございます。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 初めに、経営体育成支援事業のうち、担い手確保・経営強化支援事業費補助金4,500万円の内容はということでございました。この事業は、TPPに対応する事業として、国が27年度補正事業として新規事業を組んだものでございます。町では農業者の要望等を取りまして、10地区の13名の方からの申請について、県を通し申請をしているところです。

事業内容的には町でも利用しています経営体育成支援事業と同じなのですが、補助率が3割ではなくて5割、1/2になります。かなり有利な補助率ということで申請をしておるところです。ただ、採択がまだ届いておりません。厳しいという情報はいただいています。採択になれば、先程言われたとおり、28年度の繰越明許事業として取り組みたいと思っております。コンバイン、トラクター、その他農業機械施設設備等でございます。

それから、28年度以降についての方針でございますが、こういった事業、なかなか他の園芸補助事業と比べても対応的にレベルは高いんですが、農業者がコンバイン等を導入する事業としては唯一のものになっているかと思えます。担い手の事業についても、来年度もあるというふうな確約はございませんが、同様の事業があれば、仮に不採択になったものであっても、次の機会を目指してできる限り申請していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の土地改良事業等の関係でございます。

一つが京田川地区農村防災減災事業負担金。こちらの事業につきましては、平成26年から平成30年までの事業期間がございまして、総事業費が10億4,200万円というような当初計画になってございます。具体的には、二丁掘排水機及び二丁排水機、ここにゲートポンプを設置するというようなものが中心の内容になっていますが、この事業、なかなか予算がつかせんで、平成27年度についても予定した事業が実施されませんでした。ただ、若干、27年度について実施したのものについては、測量と実施調査という形で、用地調査という形で一部30万円ほどの事業が実施されたということで、本年予定された事業につきましては来年度に持ち越しという形になってございます。

青龍寺川地区の水利施設整備事業負担金、これも同様な状況になってございまして、当初計画に対して、27年度、事業がほぼ実施されなかったということで、28年度以降に持ち越された内容でございます。ただ、これにつきましても、本年度については計画の中にありました栄地区の第4揚水機場の修繕工事が一部実施されたといったことで、ほぼ多くのものが未実施の部分、決算見込みに合わせまして減額補正をしたものでございます。

それからもう一つが、水田畑地化基盤整備事業でございます。これにつきましても、当初計画では38haを排水対策という形で実施することにしておりましたが、これもなかなか県等の予算がつかせんで、繰り越ししておりました。ただ、今年については、27年度については、そのうちの16haについて事業実施になりましたので、残りの残面積について、今年度実施しないということでの減額になります。減額した分については、28年度以降の予算に計上するというような考え方でございます。

それから、最後に人・農地プラン、こちらは150万円の減額でございます。当初は2名ということで予定をしておりましたが、実はこれも国の補正対応の中で、28年度に対象になっ

て支出、支援する方の分を27年度にお支払いすると。1年に150万円なんですが、2ヵ年分を一度に支援するというようなことで、その結果として、27年度の予定していた1名分がなくなったということでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里の関係で、基金の造成で積立金の部分であります。5,000万ということで今回計上させていただいております。いろり火の里につきましては、町長の施政方針でもございましたとおり、今後の施設のリニューアル工事ということで、その事業の財源として基金を積立するというところで計画しているところでございます。来年度、28年度に設計を行いまして、その整備の内容、施政方針にもありましたとおり、近隣でもいろいろな温泉施設がオープンして、入浴施設の客数の減少等、そういった課題もございますので、さらなる利用促進に繋がるような集客力のアップに向けた施設のリニューアルといった形で基金を積み立てして、その整備に向けて積み立てを計画しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 19ページの防雪対策事業費の2,000万と、それから次のページの土木費の住宅管理費の中の木造住宅耐震改修事業費補助金の財源の関係等についてのご質問でありました。質問者が歳入の関係でいろいろ説明されておりましたが、おそらく内容をお分かりになって質問されているというふうに思ったところでございますけれども、確認のためということもありますのでご説明申し上げます。

19ページの防雪対策事業2,000万ということで、先程志田議員には繰越明許だということでご説明申し上げたところでございます。財源としましては、一つは歳入の方の8ページの社会資本整備総合交付金、この中で1,184万7,000円でございます。それで、さらに起債というようなことで11ページの土木債、町道整備事業債810万円、これに一般財源を5万3,000円を足して19ページの防雪対策事業というようなことで、2,000万で来年度は事業を行うというものでございます。

それから、その次のページの住宅管理費、住まいづくり支援事業の中の三川町木造住宅耐震改修事業費補助金ということで120万の減額になってございます。これにつきましては、当初予算、全額減額でございますけれども、財源的には事業費から県の補助金を40万引きまして、残ったところの半分が国の社会資本整備総合交付金として入るということでございます。そのようにしますと、社会資本整備総合交付金が40万、それから次の9ページ、土木費県補助金が山形県リフォーム総合支援事業費補助金減額40万、あと一般財源40万があるわけでございますけれども、これ三つを足して120万という形になります。8ページの社会資本整備総合交付金が相殺されているというようなことで、おそらく分かりにくかったのかなというように感じたところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 1時55分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時15分)

先程、志田議員の質問で答弁漏れがありましたので、これを許します。石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） スクールバス運営費に係ります修繕料に関するご質問でございますが、まず、車種につきましてはスクールバス1号でございます。また、本年2月末現在の走行距離ですが、約31万kmとなっております。

修繕の内容でございますが、経年劣化によりましてボディの錆が著しいということから、外装板を交換し、バスの安全確保と長寿命化を図るというものでありまして、夏休みの期間を利用して修繕したいというものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、スクールバス1号ということでしたけれども、取得年月日がいろいろあって分からないわけでありまして。どの車種、ナンバーあるいは取得年月日を言っていただければありがたいと思えますし、この財産のあれで、備考に平成25年8月から28年7月とか、平成23年4月から平成28年4月までとかいろいろあるわけですが、この備考はどういう意味を示しているのかも分かりませんので。

そして、その車が単独に140万も、取得価格も分かりませんが、140万もかかるような状況、31万kmも走っているような状況を見れば、今回の補正の修繕より、後で予算審議に入るわけですが、買い替えも頭に置いた方が安全のためには、大事な児童を扱う車ですので、考えられると思えますけれども、その辺の詳しい説明、車両ナンバーは何番なのか。取得年数がいつの、中型バスに小型バスにあるわけですので、どのバスなのかもお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今手元で詳しいことは分からないんですが、ただ、このスクールバス1号につきましては、まだ修繕により当分の間、運行できるという私どもの判断のもとに修繕に出すことを決定したものでございます。どうぞご理解いただきたいと思えます。

○2番（志田徳久議員） 取得年月日、平成9年から始まったり、最近の21年まであるわけですか。あと取得価格も教えて下さい。ただどの車種なのか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） スクールバスにつきましては、購入額、取得年月日等、詳細につきまして、調べまして後程お答えしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 先程質問した中で再質問2、3点ありますので、お願いします。

それで、17ページの、今回の補正予算絡みあるいはT P P対策というふうなことで説明がありました担い手確保何がしの事業ですが、補助率が1/2になるということ、それから、今までの経営体育成事業と中身は、あるいは採択条件、要件などもほぼ同じながら補助率が1/2というふうな受けとめ方でいいのか、その辺。

それから、今後の対策までの言及もありましたけれども、例えば、今申請になった10地区13名の方々、1/2というものがあっての前提かと思えますけれども、漏れた場合で28年度で必要といった場合は前段の、従前の経営体育成支援事業に振り替えするような場合もあるのかどうか、その辺も説明お願いしたいと思います。

それから、次のページの京田川地区の関係で二丁排水の説明がありました。いわゆるゲートポンプ排水の事業が繰り越しになったということですが、予算もつかなかったということでもありますけれども、それも含めまして、それ以前の問題の中で、このゲートポンプ排水なるものが設計の段階で強度的に問題があるのではないかなという話も一部から出たということも耳に挟んでおります。その辺、本当なのかどうなのか分かりませんが、設計上の問題ではなく、あくまでも予算の措置がなかったということなのか、その辺、分かれば説明お願いしたいと思います。

それから、先程19ページのいろいろ火の里の件ですけれども、事業の目的は説明のとおりで分かりますし、要するに今5,000万の補正によって積立金を積み増しするということは、今後のまた28年度から設計の方に入って行くというような話もありましたので、だとすれば、今後の計画がある程度スケジュールとして出ているのかなということで質問をしたわけですので、今の段階で分かる範囲内で今後のスケジュールをまたお知らせください。

それで、さらにつけ加えまして質問させていただきますけれども、21ページの10款の教育費の関係です。これも基金の関係ですけれども、説明の3の教育施設整備基金造成事業ということで、基金の積立2,900万弱、行われるようです。それで、教育関係の施設ということで、先程来説明がありました地域交流・子育て支援施設の整備事業ということに目的を置いているのかなと推察しますけれども、それでいいのかなどうか。

そうであるならば、26年度末のこの基金に関しては4,180万ほどの残高でありますので、そういったものを含めて、今後の基金の目標あるいは施設全体のどれぐらいの建設費を予想しながら積み立てていくのか、あるいはその施設の建設のスケジュールといったものまで分かれば教えていただきたいと思います。

それからその下、小学校の関係です。天井の落下防止対策事業ということで、三つの小学校が終わりまして金額が確定したということで、今回減額補正、たぶん請け差の部分ではないかと思っておりますけれども、その確認。それから小学校の部分について、全体の工事費が結果的にいくらになったのかということもお知らせ願いたいと思います。また、国からの後年度交付税措置という部分があると思いますので、その工事費に対する財源の構成についても整理してお知らせください。

それから最後ですけれども、下水道事業特別会計の方で1点。下水道事業の5ページになります。これも請け差という部分なのかどうか、その辺の確認です。事業費の中で下水道事業ということで、設計においては276万9,000円の減額、あるいは工事費に関しては1,600万以上の減額ということですが、当初の数字からすれば設計費が1,500万、工事費が5,000万ということでしたので、請け差としては大きいわけだったと思うんですけれども、その辺の内容説明をお願いします。以上です。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、ご質問のとおり、経営体育成支援事業とほぼ要件的には同じです。補助率のみ違うというような状況ですが、ただ、採択される場合については、この両事業、ポイント制になっていま

して、経営体育成事業よりはポイントが上でないと採択されないというような違いはございます。

なお、先程も申し上げましたとおり、もしこれの事業に申請しています13名の農業者の方が不採択になった場合については、できる限り28年度の経営体育成支援事業の方に再申請をしていきたいと考えております。

それから、京田川の関係のことですが、ご質問の中でゲートポンプ、強度的に課題があるというようなことがあったやに言われましたが、この事業が先送りになっておりますのはそういった理由ではなく、単に県と国の方の予算がつかないといったことで承知しております。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） なの花温泉田田の基金の関係、いろり火の里の基金の関係でございますけれども、こちらの方につきましては、以前も施設の大規模なリニューアルに向けて概算の部分で調査をしたことがございます。来年度、今後のリニューアルに向けて実施設計を行うということで予定しております。

そういった中で、なの花温泉田田の配管、それから外壁の塗装、田田の宿におきましては外壁の修繕とか、なの花ホールの内部・外部の塗装、配管、それから源泉の機械設備、配管の修繕の有無、そういった部分の緊急度、必要性、さらには、先程お話をさせていただきましたさらなる魅力アップに向けた施設のリニューアル、そういった部分、緊急の度合いも来年度の設計である程度把握しながら、できるだけ早い段階でリニューアル、緊急度、そういった部分を判断して実施に向けて進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 最初に、21ページの教育施設整備基金の関係でございますけれども、この積立自体に関しましては、その事業に対する財源をどのように考えるのかということでございますので、私どもの方は、基本的にはその事業をどのような形で今後行っていくのかということを考えておりますので、その財源をどう使っていくかについては基本的に財政担当になりますので、答えについては私どもの方からいたしません、建設に関しましては、28年度の当初予算の中で基本設計を見込んでいるところでございます。

特に、地域交流・子育て支援施設につきましては、来年度の事業の目玉として行っているわけでございます。基本的にはその基本設計の中で、皆さんの意見もお聞きしながら、施設の規模だったり内容を確定していくわけでございますので、それからになります、これまでの質問の中にもありましたとおり、概要設計をした段階では、必要最低限というような考え方でいけば20億ほどということで計上しているところでございます。ただ、これも実際に設計に入ってみないと何ともできませんし、まだ具体的な財政計画についても財政の方と詰め切れておりません。そうした関係で、事業年度も確定していないところでございますが、ただ、基本設計をし、その後実施設計、さらには、もし現在地からの移転を考えるとすれば用地買収等入りますので、やはり4年か5年はかかるものというふうに考えております。



同じく21ページの小学校の工事費の請け差の話でございましたけれども、梅津議員の質問のとおり、工事請け差をこちらの方で計上したものでございます。最終的には、小学校分については9,620万というところで工事を行っております。これについては工事に入る際にも説明をしておりますが、対象工事費に対して1/3補助、その補助残について起債が認められておりますので、その起債について、後年度に交付税算入されるということで説明をしております。基本的には町の財政負担としては2割程度ということでこれまでも説明してきたかと思っておりますけれども、そのような形で行う予定でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 下水道事業特別会計の5ページの下でございます。2の下水道事業ということで、業務委託料が276万9,000円の減額、工事が1,675万1,000円の減額ということでございますが、一番大きな要因は、国からの交付内示が減額になったというのが一番大きいところでございます。それから、やはり請け差も当然ございますし、さらには工事関係につきましましては若干工種の変更もあったというようなこともございます。一番大きな要因は、国からの内示額が大きく下回った、減額になった、それが要因でございます。

それから、先程梅津議員に誤って答弁した部分がありますので、答弁、お許しただけですでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 許します。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 先程、除雪対策事業の関係で、繰越明許が委託料と工事費合わせて2,000万というようなことで話をしましたけれども、5ページにございまして、第2表の繰越明許費、防雪対策事業費につきましましては2,750万となっております。私の先程の説明では損が生じますので、改めてご説明申し上げます。

先程、歳入の方の社会資本整備総合交付金につきましましては相殺したというような説明を申し上げましたが、歳出の方につきましても同様に、この調査測量の設計業務委託料、それから町道防雪柵設置工事請負費、当初予算があって、それから当初予算があるもののそれに対する内示額、それからさらに繰越明許となる27年の補正配当というようなことで3項目ございました。3項目を相殺して補正する額が、ここがございますとおり、業務委託料については100万、それから工事費については1,900万でございますけれども、繰り越しする額としましては2,750万ということで、この内訳を見ますと、一つが今回繰越明許となる業務設計委託料については100万、それから工事費については国から来るものが2,624万5,000円と。それから一般財源として25万5,000円、これをすべて足しますと2,750万というような繰越明許費になります。訂正させていただきます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 申しわけありません、先程答弁の中で地域交流・子育て支援施設の事業費について答弁申し上げましたが、26年度に概要設計をしたわけでございますが、この時点ではどの場所にとということもございませぬし、今もありませんし、移転するかどうか分からないものですから、建物の工事費と外構の整備工事、そういったものの概算の見積額が10億円でございました。先程20億と申し上げましたが10億に訂正をさせてい

たきます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） もう1点だけお願いします。今の施設の関係ですけれども、地域交流・子育て支援施設。当初から国からの補助なりあるいは起債という部分で該当するものというのが、複合的な施設なものですから、単純に教育施設でもないということで、補助なり起債の部分が難しいというふうな見解もありました。この点は解決できるのか、あるいはまったく単独でいくのか、その辺、どうでしょう。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） この施設の整備にあたりましては、これまでも答弁申し上げておきまして、農林水産省の補助、あるいは国土交通省の補助ということであっております。今現在も確たる補助事業に該当するものかどうかについてもまだ模索しているところがございます。特に、地域交流ホールにつきましては、この部分がボリュームが大きいわけでございますので、これをどのような形で有利な補助に採択していただけるように進めていくのかというのは、28年度の基本設計の中で考えていかななくてはいけないことだというふうに考えております。

また、それに併せて、財源についても財政計画に影響するんだということで考えておりますので、その補助事業について、対象となるものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 最初に歳入の、ページで申し上げますと8ページになりますが、総務費国庫補助金の4節の自治体の情報セキュリティ関係の補助金が入っておりますが、これと同時に6ページの地方債補正、この中にも、一番下段になりますが事業債を起しております。合わせますと950万ほどになりますけれども、今後のセキュリティ対策の作業をどのように進めていくのか。まずそこをお聞きしたいというふうに思います。

それから、20ページの住まいづくり支援事業の中で、これは皆さんも承知しているというふうに思いますが、木造住宅の耐震改修がなかなか手を挙げる人がいないということで、この補助金に対しましては平成24年からずっと毎年皆減されておりますが、この事業そのものについての評価、改善点、これらについては県とどういった繋がりを持って話し合われているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、介護保険に入りますが、5ページの地域支援事業費、この中の1目の二次予防事業費ですが、当初予算の計上から見ますと4割を切る事業料といいますか、意外と事業が思うように進んでいないというふうに受けとめますが、これはいかがなものかというふうに思っております。

実際、本町の場合も、現在介護認定を受けている人の数を見ましても、430人を超える認定者がいらっしゃいます。しかしながら、この二次予防に該当する、以前は特定高齢者というような呼び方をしておりましたが、非常にそうした虚弱な高齢者、これは今26年度の段階でも555人というふうに言われております。介護認定者よりはるかに多い、いわゆる介護

認定にかかわる予備軍と言われるこうした方々に対するこの事業がいまいち、非常に消極的な部分を感じとられますが、そうした要因等。そしてまた、こうした水際作戦で抑えていくことも、これは介護保険特別会計の中でも非常に大切なことだというふうに思っておりますが、そうしたことも踏まえて、どういったご見解を持っているかお聞きしたいと思います。

そしてもう一つは、同じく地域支援事業費であります。8目の認知症総合支援事業。これは6期の介護保険計画の中にも載っておりますが、特別、そうした認知症にかかわる保健師等の雇用、雇い上げをして、地域ぐるみでそうした認知症のケアパスとか、関係機関と連携をとったりする、そうしたコーディネーター役を担っていただくという意味でこうした予算を計上したわけではありますが、どうしてこれが皆減になってしまったのかということであります。この点をお聞きしたいというふうに思います。

それから、下水道特別会計の最上川下流流域の維持管理負担金と建設負担金、これらの決算の時期というのはいつの時期なのかということをもまず教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 歳入の方の自治体情報セキュリティ強化対策事業の補助金の関係でございます。こちらの方につきましては、現在のマイナンバー、そういった部分、自治体の方でパソコン関係の情報のセキュリティを強化するという国の方の強い働きかけもありまして、現在、国の補助事業、それから起債が補助残の100%充当ということで、28年度への繰越明許事業ということで計画をしているところでございます。

すでに補助金の交付申請を行って、国の補助対象経費10万人あたりの基準が1,120万というような、その1/2という部分で基準がございます。そういった部分に沿って、国の方で進めているインターネットの環境とCOKAS等のマイナンバーとかを使う環境を完全に分離して情報流出がならないような形でということで、三つの環境を、個人情報の事務系とLGWANの事務系、それからインターネット環境の三つのパソコンの環境を整備して、それぞれ情報、インターネットに接続するものと個人情報を扱う部署の部分のそういった情報漏えいがないようにということで、県の方で情報を強化するというので、インターネットとLGWANの回線を完全に分離して、県の方がクラウド化ということで、今、山形県セキュリティクラウドということで、そちらの方に市町村も高度なセキュリティ対策に向け統一するというので、現在県の方の説明を受けて、その接続に向けてその環境を整備するというので進めているところでございます。

今回の補正の案件については繰越明許ということで、28年度になった段階で、それぞれのマイナンバーを使う部分と各課で情報の共有フォルダ、持っている部分、それからインターネットで閲覧する部分を完全に分離する、そういった準備をこれからして、4月以降、国のそういった財源を使ったセキュリティ対策、来年度の年内に、12月までに環境を整えてそういった強化対策に向かうということで、現在その準備に向け、各課のパソコンの台数等を調査しながら、4月からの対応を県の連携のもと進めていくということで準備をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 介護保険特別会計につきましてのご質問、2点ありましたが、関連いたしますので一括でご説明申し上げます。

質問の中でもありましたとおり、要介護認定になる前の予防策、また認知症につきましても、早期発見、早期治療ということでの早い段階での対応策につきましては、私ども常々心がけているところでございます。特に認知症につきましては、他町村と比べますと1年遅れになりましたが、昨年秋に「認知症ケアパス」という資料も作成いたしまして、参考資料として全戸配布させていただいたという状況がございます。

そうした中におきまして、ご質問にありました二次予防事業、その中の運動器機能向上事業につきましては、専門機関の方に業務委託をしている状況でございましたが、ご質問にもありましたとおり、非常に執行率が悪かったという状況でありまして、具体的な数字を申し上げますと、8コース予定していたものが3コースの実施にとどまるという状況でございます。

この運動器機能向上事業に参加いただく方々につきましては、前年度、いうならば26年度からのチェックリスト、調査票に基づいて対象となる方々をピックアップいたしまして、この運動器機能向上にかかわる教室に参加を呼びかけるという性質のものでございます。

26年度からの引き継ぎの中で、当初予算では4月からこのコースを開始するという状況にはなっておりましたのですが、その対象者の抽出についてはまったく把握されていなかったという状況がございまして、27年度の年度後半から本格的に対象者の抽出また呼びかけ、そして参加をいただいたということで、8コース予定しておったものが3コースにとどまったという状況でございました。

併せまして、認知症支援総合事業の保健師の臨時雇用の賃金関係につきまして皆減させていただいたことにつきましても、振り返りますと、27年2月以降、ハローワークを通じて、しかるべき資格をお持ちの方を雇用したいということで募集を展開しておったところでございますが、残念ながら保健師・看護師あるいは社会福祉士といった極めて専門性の高い資格をお持ちの方でないと、この認知症総合支援事業にかかわります認知症地域支援推進員に雇用することができなかったという状況から、27年度においては雇用に至らなかったという状況でございます。そういった部分につきましては、現在のスタッフの中で、認知症対策についてもでき得る限りの早期対策というようなことで取り組んでいるところでございます。

なお、28年度につきましては、認知症総合支援事業につきましては、今ご説明いたしました雇用に至らなかった地域支援推進員も含め、町内の医療機関に業務委託させていただくということで現在調整中でございますので、補足させていただきます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 2点、ご質問ございました。

最初に、一般会計20ページの住まいづくり支援事業の中の木造住宅耐震改修事業費補助金減額ということで、当初予算をまるまる減額しているわけでございます。ご質問にござい

ましたとおり、平成24年からこの事業に取り組んでおります。県の補助金、それから国の社会資本整備総合交付金を受けてやっている事業でございますけれども、これまでの実績はご質問のとおり皆無でございます。県の方からも、PRの仕方であるとか、いろんな手法を講じて何とか実績を出せないかというようなことで指導された経過は確かにございます。

この耐震改修の事業を含めて、他の移住定住であるとか住宅取得であるとかリフォームであるとか、毎年4月の広報に掲載をしているわけでございますけれども、なぜかこの耐震改修につきましては実績が出てこない。それは魅力がないと言え、一言で言えばそれまででございますが、ただ、35市町村の中でまったく皆無の自治体といいますのは、団体といいますのは、五つか六つぐらいでございます。確かに実績が出ているところもございます。

それで、内部で検討したのですけれども、以前、耐震改修ではなくて耐震診断の事業をやっていたときは何件か結果は実績がありましたけれども、耐震改修というようなことで、現在の事業につきましては、耐震の診断をして耐震改修工事をしていくというようなことで、やはりクリアすべきところが少し複雑な部分があるのかなという思いと、これに基づいて耐震改修しても、農家のような建物ですと結構大きいものですから1,000万以上かかるのではないかと。そのようなことで、本町にはなかなか合わないような事業ではないかという内部の検討はしているところでございます。ただ、他の団体の事例も見ながらこれは考えていかなければいけないと思っております。

2点目の下水道の関係の、下水道事業特別会計の5ページ、事業費の説明の3の中の最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金でございますけれども、これの事業年度というご質問でございました。私、はっきり確認は、資料が手元にないのであれですが、おそらく行政と同じように4月から3月ではないかというふうに思っているところでございます。

それで、5年ごとに交付金の内容については見直しをしているところでございまして、大体主に処理場の耐震対策であるとか、水処理設備の改築、それから汚泥処理、環境診断とか、こういったものをメインにやっている事業でございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず、今、最後の方からまた改めて伺いますが、下流流域の庄内処理区のセンターの事業年度は、確かに4月1日から3月末と。ただ、決算時期、決算が確定するのは7月ですね。ですから、本町の場合にはこうした増額・減額の補正がいつも3月の議会の中に出てきています。決算時期がすでに7月というのが頭にありますので、こういった処理が本当にいいのかどうか、私も事務的によく分かりませんが、ずっと前からこの額は確定しているわけです、補正額は。そうした意味からして、今の時期の計上がどうなのかということが事務的によく分かりません。その辺、もし分かる範囲でお知らせいただきたいというふうに思います。

また、確かに耐震のこの事業は、私はもっと県がPRしてくださいというよりは、逆に言えば県がもっとこの事業を精査してくださいと言いたいほどです。まったく皆無の市町村は五つぐらいしかないというお話でしたが、1件でもあればやっているということになります。本町の場合は、補助額が最高、上限40万ですから、120万だと3件分を見ているわけ

です。そうした意味からしても、私はこれは、各市町村があまりこの事業については、ありがたく思っている市町村がどれほどいるかなといつも思っているんですが、やはり末端の自治体は県が指導すべきこうした事業については声を上げていくべきです。そして、この住宅政策全体の中の予算の配分をしていただく、例えば住宅を取得する側にその予算を配分してもらおうとか、そうしたお金の使い道もあるわけですので、やはり末端自治体がこうした事業については声を上げていく必要があるのかなというふうに、24年からまったくなしの実態ですので、上げていく必要があるのかなと私は思います。

それから、介護保険の件ですが、特に認知症の問題は大きな社会問題になりますけれども、とにかくそうした人材確保に手間取りますと、医療機関とか専門機関に委ねてしまうという傾向がどうしてもあるわけでありまして、やはり地域包括支援センターというのはどういった役割を果たしているかということも再度、また原点に帰るべきだというふうに思います。

保健師・看護師、確かに今人材不足であります。やはり先を見据えていけば、こうした人材の育成も当然必要でありますし、単に専門知識を持った医療機関、そうした事業所にお任せするというのは非常にどうなのかというふうに私は思います。これは地域住民と関係機関、この連携をとっていく必要が当然ありますので、地域包括支援センターが主体性を持ってやるべきことだというふうに私は思います。来年度28年度からはそうした医療機関に委ねていくというような答弁でございましたが、いま一度再考すべきではないのかというふうに思った次第であります。

また、二次予防事業についても、こうした水際で防ぐといった非常に大事な事業であります。65歳以上のそうしたチェックリスト、これ、抽出されていなかったということは非常にどうなのかというふうに思います。これは仕事を持つ職員として非常に怠慢ではなかったのかと。実際、春、4月1日から始められる体制を作るべきではなかったのかというふうに思いますが、なぜそうなったのかの事由についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、情報セキュリティ関係の対策は28年度への繰り越しということの説明でありました。やはりこれは日本年金機構の情報漏えい、こうした問題によりまして、非常にマイナンバー制度に対する警鐘を鳴らしてきたわけでありまして、当然国もこのセキュリティ関係については大きな予算を確保しながら対策を講じてくるだろうというふうに私は思います。

これから町もいろんなネットなしでは仕事ができないというふうな場面、ありますけれども、29年7月になりますと、国・地方、全部、そうした情報のやりとり、マイナンバーを使ったやりとりが始まりますので、非常にここ1年、しっかりとそうした職員の訓練といたしますか、そうした研修は十分積んでいただきたいとします。

アクシデントが起きる前兆というのは必ずやその仕事の中で見つかってくるわけでありまして、そうした前兆、そこに内在するインシデントに即気づいて対応できる体制、それは初動的なマニュアルが必要であろうと私は思いますが、そうした整備についての計画的なことがもしあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成田光雄議員） 下水道と耐震の関係、答弁いきますか。

○7番（小林茂吉議員） 求めます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 下水の関係につきましての庄内処理区の建設負担金の関係、おっしゃるとおりだと思います。決算期が7月なのに減額を3月にやっているというようなことで。ただ、これにつきましても事情なりそれなりの理由があるかと思います。それにつきましては、精査してしかるべきときにお伝えしたいと思います。

それから、耐震改修の関係でございますけれども、これにつきましても、県の方から実績を出すようにというようなことで、先程申し上げたとおり言われているわけでございますけれども、本町の事情なりいろいろございますし、先程も申し上げたかもしれませんが、他の実績のあるところの状況をつぶさに見まして、本町にとり入れられる部分につきましてはぜひとり入れて、実績を出す方向で考えていきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） まず最初に、認知症対策についての考え方でございますが、まさに小林議員からご質問にありましたとおりで、早期の発見、そのための包括支援センターの役割、さらにはしかるべき医療機関との連携ということについては、ご質問の中でもあったとおりというふうに認識しておるところでございます。

そういった中で、本町の体制を考えるにあたりましては、認知症の病症というようなものについての分析なり、それからその症状の確認なりというような極めて専門性の高い知識が必要というようなことから考えますと、しかるべき医療機関等のお力をお借りするということがもっとも効率的かつ効果的なものという認識に至ったところでございます。したがって、住民各位からの相談、それから情報提供につきましては、最初のプラットフォーム、ゲートにつきましては、ご質問にありましたとおり、地域包括支援センターが主となってお受けする。

その内容につきましては、認知症の症状と思しきものにつきましては、先程説明いたしました認知症地域支援推進員を配置していただく医療機関等に繋ぎまして、早期に現状を確認いただきながら、医療行為が必要であれば認知症初期集中支援チームという専門医と看護師複数での体制をいち早く稼働いただくというような体制を今考えているところでございます。

そういった意味での住民の方々との連携、さらには包括支援センターと医療機関との連携という意味では非常に円滑な仕組みができるのではなかろうかというふうに認識しておるところでございます。

これと似たような話になりますが、今般、補正予算で減額補正を出ささせていただいております在宅医療・介護連携推進事業、これにつきましても、まさに鶴岡地区医師会並びに庄内病院と三川町、鶴岡市が連携を図っての事業展開というようなことでございまして、ある意味、認知症総合支援事業と類似している項目でもございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続く二次予防事業の運動器機能向上事業の実施にあたりましての、当初計画どおりに進行できなかったという部分につきましては、ご質問の中にもありましたとおり、チェックリストの分析並びに対象者の把握という一連の事務作業を行った結果、いわゆる対象者と思しき

方々に対して参加の呼びかけ等を行った上で、本人からの了解がないことにはこの運動器機能向上対策である教室に通っていただくことができないと。しかも、通っていただく対象者が最低催行人数が6人というような状況もございまして、なかなかその人数がまとまらなかったというような状況もあり、当初の計画どおりのコースをすべて執行することができなかったという事情でございましたので、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 自治体情報セキュリティの強化の関係でございますけれども、来年度からの予算の執行の部分はそういった形になるわけですが、現在も職員の情報セキュリティに対する研修、それからハード的なシステム、来年度からインターネットの接続とマイナンバー、そういった部分を完全に分離するということのハード的な分離体制の補助を活用した対応、さらにはソフト的な部分で職員の情報セキュリティに関する研修会も今年度実施しております。

引き続き来年度、ソフト・ハード両面で情報セキュリティについては万全を期してまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で……。

○2 番（志田徳久議員） 議事進行に異議あり。

（賛成の声あり）

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今現在、補正予算、審査しておりますけれども、答弁漏れがある状態では採決にならないと思いますので、休憩を求めます。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午後 3時 0 7分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 （午後 3時25分）

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） スクールバス修繕料に関しまして、再度お答え申し上げますが、今回修繕いたしますスクールバスにつきましては、予算説明書の24ページにあります中型バスでございます。スクールバス1号で48人乗りでございます。登録番号が「庄内200は-0044」、取得年月日ということで、これにつきましてはリース契約の開始でございます。12年7月31日でございます。

先程も申し上げましたとおり、現在の走行距離が約31万kmでございますが、このようなバスにつきましては、そのエンジンは通常100万kmまでもつと言われていたようでございまして、今後も外装の一定の修繕を行いながらリース契約を継続したいというものであり、このバスについてはリース契約の延長に耐え得るものと考えているところでございます。

また、リース契約の内容でございますが、車体の修繕は町が負担するということになっております。さらにリース料でございますが、月額4万4,625円、年間で53万5,500円、3年契約でございまして、その額は160万6,500円となっているところでございます。

以上、このようなことから、このスクールバス1号につきましては、先程も申し上げまし



たとおり、まだリース契約に耐え得るバスであるという判断のもとで今回修繕を行うものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 中型バスということで、今まで15年間使って、年平均すると2万走行距離ということになろうと思われます。それでリースの場合、車体は借りている方がやるということでしたけれども、この資料を見るとおり、年数によってあるいは車種によって2年、3年と契約がありますので、今の該当車種は3年契約ですけれども、取得年数が古くなると2年になる可能性とかはないのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回、補正予算に出しておりますスクールバス1号については平成28年7月31日までのリース期間となっております、その後のことはまだ決定していないものでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 修繕が夏休み中にやるということでしたけれども、今年の7月31日でリース期間が終わるわけであります。その後の計画がないのに、どうして夏休み中に修繕するのかという矛盾点が思われますが、最後にその1点、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） この修繕につきましては、最初の答弁で申し上げましたとおり、バスの安全確保という意味から、春休みの3月、春休みの期間中に行うということでございます。

大変失礼いたしました。先程、夏休みと申し上げたということでもございましたが、それについては訂正させていただきます。春休みに修繕を行うというものでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第3号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第4号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第4号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第5号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第5号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第6号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第6号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第7号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第7号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第8号「平成27年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第8号「平成27年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。日程第13から日程第18までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第13から日程第18までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第13、議第9号「平成28年度三川町一般会計予算」、日程第14、議第10号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第15、議第11号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第16、議第12号「平成28年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第17、議第13号「平成28年度三川町

農業集落排水事業特別会計予算」、日程第18、議第14号「平成28年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました平成28年度三川町一般会計予算並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第9号「平成28年度三川町一般会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,000万円といたすものであります。

地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、5億8,170万円と定めたところであります。一時借入金については、借入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

平成28年度の一般会計予算総額は、平成27年度当初予算に対しまして3億700万円、率にして7.5%の増となっております。その主な増額要因につきましては、役場庁舎の耐震補強工事、非常用発電設備設置工事及び議場音響設備の改修等、公共施設等長寿命化対策事業、桜木地区住環境整備基本計画策定事業、臨時福祉給付金等給付事業、ふるさと応援寄附金推進事業、瑞穂の郷づくり事業、多面的機能支払交付金事業、いろり火の里推進事業、かわまちづくり整備事業、無線情報伝達装置整備事業、地域交流・子育て支援施設整備事業及び保育園・幼稚園の空調設備の改修などの増によるものであります。また、減額要因といたしましては、小・中学校屋内運動場天井等落下防止工事、町民運動場施設設備改修工事及び公債費元利償還金などの減であります。

次に、議第10号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,260万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成28年度の国民健康保険特別会計予算総額は、平成27年度当初予算に対しまして3,580万円、率で4.3%の減となっております。

次に、議第11号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,790万円といたしまして、平成27年度当初予算に対しまして160万円、率にして2.1%の増となっております。

次に、議第12号「平成28年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,420万円とし、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定め、また、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成28年度の介護保険特別会計予算総額は、平成27年度当初予算に対しまして3,490万円、率にして4.2%の増となっております。

次に、議第13号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,340万円といたし、地方債につきましては限度額を4,430万円と設定したところであります。

平成28年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、平成27年度当初予算に対しまして260万円、率にして1.7%の増となっております。

次に、議第14号「平成28年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,230万円といたし、地方債につきましては限度額を8,810万円と設定し、また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めたところであります。

平成28年度の下水道事業特別会計予算総額は、平成27年度当初予算に対しまして3,230万円、率にして8.4%の減となっております。

以上、議第9号から議第14号まで一括にご提案申し上げましたが、概要につきまして、引き続き所管の課長が説明いたします。

また、細部につきましては、審議の過程でそれぞれ課長等より説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 本案について、所管の課長より概要説明を求めます。

○議長（成田光雄議員） 最初に、議第9号について、石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） それでは、平成28年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書1ページをご覧ください。

第一の総括的事項の1と2につきましては、町長の施政方針等と重複する面がございますので、総括的事項3から申し上げます。

3、このような地方財政計画を踏まえて、本町においては住民・地域・行政の三者による協働のまちづくりを基本に、行政需要に的確に対応した事業展開を図るため、公共施設の耐震化及び長寿命化に積極的に取り組むとともに、さらなる地域産業の育成と振興、町民の健康と福祉の向上、子育て支援策の充実を目指した予算編成を行ったところであります。

歳入では、地方消費税を1億5,800万円（9.1%増）、ふるさと応援寄附金を前年度当初予算の5,000万円から3億円（488.1%増）と対前年度比で大幅な増額を見込んでいるものの、町民税（法人）や地方譲与税の減額のほか、臨時財政対策債の発行可能額も1億3,600万円（5.9%減）と見込んでいることから、歳入の確保の面では依然として厳しい状況に置かれています。

一方、歳出では、役場庁舎の耐震化、無線情報伝達装置や地域交流・子育て支援施設の整備、並びに同施設周辺地域の開発計画への着手などの大規模事業のほか、医療・介護などの社会保障に係る公的負担の増額などにより、平成28年度の一般会計予算は前年度比3億700万円増の43億9,000万円（7.5%増）としたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1、町税は、個人町民税や固定資産税、軽自動車税など増収を見込み9億2,858万4,000円（前年度比2.0%増）を計上しました。

2、地方譲与税は、地方財政計画などから推計し4,300万1,000円（0.5%減）を計上しました。

3、利子割及び配当割交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績の状況などを推計し、それぞれ100万円（9.1%減）、220万円（155.8%増）を計上しました。

4、地方消費税交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績から増収を見込み1億5,800万円（9.1%増）を計上しました。

5、自動車取得税交付金は、地方財政計画などを踏まえ780万円（20.0%増）を計上しました。

6、地方特例交付金は、減収補てん特例交付金分の450万円（18.4%増）を計上しました。

7、地方交付税は、地方財政計画や基準財政収入額及び需要額の見込みなどを考慮し、14億6,500万円（同額）を計上しました。

8、分担金及び負担金は、負担状況並びに実績などから推計し4,001万円（1.1%増）を計上しました。

9、使用料及び手数料は、実績などから推計し、2,068万5,000円（1.1%増）を計上しました。

10、国庫及び県支出金では、施策・制度の活用を図り、それぞれ2億8,177万7,000円（13.5%減）、2億8,928万1,000円（1.6%増）を計上しました。

11、財産収入では、利子収入の見込みなどから推計し、571万9,000円（11.4%減）を計上しました。

12、寄附金については、ふるさと応援寄附金の実績等を踏まえ3億2,000円（488.2%増）を計上しました。

13、繰入金は、各種事業の展開状況等を考慮し、財政調整基金3,430万円、減債基金12万9,000円、ふるさと基金1億1,670万円、温泉施設整備基金1,500万円、国際交流基金280万円及びリーディングファーマーズ銀行基金180万円をそれぞれの基金から繰入れることとし、1億7,073万円（84.3%増）を計上しました。

14、繰越金は、過年度実績等を考慮し6,000万円（同額）を計上しました。

15、町債は、後年度の公債費負担軽減に配慮しながら、臨時財政対策債の他交付税措置される町債の活用により、5億8,170万円（0.6%増）を計上しました。

次に、第三歳出予算の概要について申し上げます。

1、人件費については、7億9,741万4,000円（3.6%増）を計上しました。

2、一般行政経費は、継続的な見直しにより経費節減に努めているものの、物件費については新たな施設整備や住環境に係る基本計画の策定等に要する委託料などの増額により3億7,289万円（5.2%増）、維持補修費については2,775万6,000円（51.6%増）を計上しました。

3、扶助費は、身体障害者支援などの需要状況などを考慮し、3億7,914万5,000円（9.0%

増)を計上しました。

4、補助費等は、負担金・補助金などの更なる適正化と見直しに努めているものの、ふるさと応援寄附金の寄附者への謝礼等が大幅に増額となることから、2億5,744万9,000円(132.0%増)を計上しました。

5、繰出金は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の増額により5億1,436万4,000円(0.6%増)を計上しました。

6、公債費は、これまでの償還計画分に平成27年度発行予定額の利子分を加え、4億8,639万3,000円(4.5%減)を計上しました。

7、総合計画事業費については、住民ニーズを考慮した上で、計画的かつ効率的な予算の配分に努めるとともに、役場庁舎の耐震補強及び非常用発電機設備設置や防災行政無線のデジタル化の工事のほか、「地域交流・子育て支援施設」整備への着手、国補助事業などの活用による防雪柵設置工事や舗装改良工事などの事業の実施により、総額13億6,936万4,000円(1.0%減)を計上しました。

8、予備費は、過年度の実績などを考慮し1,000万円(同額)を計上しました。

第四 結びに、平成28年度の地方財政計画における一般財源総額は、地方税が伸びるほか、地方創生のための財源の上乗せなどにより平成27年度を0.2%上回る額の確保を見込む一方、地方交付税は前年度対比で0.3%、臨時財政対策債も前年度対比で16.3%の減額としており、厳しい財政状況が続くことが想定されます。また、国では、このような状況を改善するため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定し、これまで行ってきた歳出改革の取り組みを強化することとしており、さらに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしていることから、今後の国政の動向を注視していく必要があります。

こうした中、平成28年度の三川町一般会計予算の編成にあたっては、健全な財政運営の堅持を基本としながらも、社会の情勢変化に迅速に対応し、協働のまちづくりの理念のもとに多くの政策課題に取り組めるよう配慮したところであります。以上でございます。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第10号及び議第11号について、五十嵐町民課長。

○説明員(五十嵐礼子町民課長) 予算説明書59ページをご覧ください。

平成28年度国民健康保険特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、第一 総括的事項について申し上げます。

1. 国民健康保険事業は、地域経済の変動や雇用状況等の影響を受けやすいほか、比較的に医療費が高い高齢者や中高年者である被保険者の加入率が高いことなどから、後期高齢者医療制度や前期高齢者交付金等各種の制度改正並びに国県による財政支援策等が講じられてきましたが、依然として財政運営は厳しい現状にあります。

このような中、安定的な保険事業の運営を目指しつつ、医療費の動向等を可能な限り推計して編成いたしました。

2. 給付割合については、0歳～小学校就学前8割、小学校就学～69歳7割、70歳以上の一般8割・一定以上所得者7割給付としております。

3. 平成28年度の被保険者数は1,770人と推計し、その加入率は23.4%にあたります。また被保険者1人当たり保険者負担額は、別表基礎調のとおり見込んでおります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 国民健康保険税については、医療給付費分を前年度比10.8%減の1億706万円、後期高齢者支援金分を前年度比10.8%減の3,056万円、介護納付金分を前年度比11.2%減の1,977万円を計上いたしました。なお、適正な課税と一層の収納率の向上に努めることとしております。

2. 療養給付費等国庫支出金については、前年度比14.9%減の1億2,424万1,000円を、3. 療養給付費等交付金については、前年度比30.7%減の3,661万1,000円を、4. 前期高齢者交付金については、前年度比0.3%減の1億7,600万1,000円を、5. 県支出金については、前年度比56.8%減の4,111万6,000円を、6. 共同事業交付金については、前年度比35.5%増の1億7,086万7,000円を計上いたしました。

7. 一般会計からの繰入金として、前年度比33.6%増の4,512万2,000円を計上しましたが、その内訳は、国民健康保険税軽減相当分等3,580万円、出産育児一時金の基準額の2/3相当分の140万円、事務費分378万8,000円、財政安定化支援事業分134万3,000円及び特定健診等事業分279万1,000円としております。

8. その他交付金等については、県の指導方針及び実績等を勘案しそれぞれの額を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 療養給付費と療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比4.5%減の3億8,940万円を計上いたしました。

2. 高額療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比1.1%減の4,350万円を計上し、高額介護合算療養費については、21万円を計上いたしました。

3. 任意給付関係については、出産育児一時金1件40万4,000円とし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理のもとで出産した場合1万6,000円を加え、葬祭費を1件5万円とし、前年度と同額の280万円を計上いたしました。

4. 後期高齢者支援金等については、前年度比9.8%減の9,030万9,000円を、5. 前期高齢者納付金等については、前年度比12.9%減の8万1,000円を、6. 老人保健拠出金については、前年度比16.7%減の5,000円を、7. 介護納付金については、国から示されている介護納付金見込額をもとに前年度比12.7%減の3,790万円を、8. 共同事業拠出金は、前年度比0.9%減の1億8,698万7,000円を、9. 高額療養費貸付金等は、前年度と同額の30万円を、10. 保健事業費については、前年度比0.1%減の1,911万7,000円を計上いたしました。

11. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

12. 予備費は、保険給付費に要する額の3.0%相当を計上いたしました。

第四 結びに、事業運営については、経費節減に努めるとともに、保健事業費の確保と増

加傾向にある療養給付費等を考慮しつつ、財政基盤の安定化に配慮するということによりしております。

続きまして、65ページをご覧ください。

平成28年度後期高齢者医療特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 後期高齢者医療は、高齢社会の進行に伴い、高齢者の心身の特性や生活実態などにあつた医療を提供するとともに、高齢者の医療費の現役世代と高齢者世代の負担の明確化を図ることを目的に75歳以上の高齢者及び広域連合から認定を受けた障害のある65歳以上75歳未満の者を対象に平成20年4月に創設されたものであります。

平成28年度予算については、山形県内の全市町村で構成する「山形県後期高齢者医療広域連合」が実施する医療給付事業等の計画を踏まえて編成いたしました。

2. 医療給付については、原則として9割給付であります。一定以上所得者は7割給付となっております。また、受給対象者の世帯の町民税の課税状況等に応じまして一部負担金の上限額は変動するものであります。

3. 平成28年度の受給対象者数は1,365人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療保険料については、前年度比1.7%増の4,068万1,000円を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金として前年度比2.6%増の3,305万9,000円を計上いたしましたが、その内訳は、事務費分661万6,000円、保険基盤安定化分2,644万3,000円であります。

3. 手数料、繰越金及び諸収入については、県の指導方針及び実績等を勘案しそれぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度比2.7%増の7,278万6,000円を計上いたしました。その内訳は、保険料等負担金が6,797万円、事務費負担金が481万6,000円であります。

2. その他一般経費等については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

第四 結びにつきましては、後期高齢者医療制度の目的を踏まえ、円滑な事業運営が図られるよう山形県後期高齢者医療広域連合との連携に努めるものとしております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第12号について、遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 67ページをお開きいただきたいと思います。平成28年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

まず、第一 総括的事項でございますが、介護保険は、介護を社会全体で支える制度として定着しており、サービス利用者の増加に伴い保険給付費も伸び続け、今後も高齢化の一層の進展により増加することが見込まれております。そのような実情を踏まえ、介護予防の推進体制の充実・強化を図るとともに、サービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な



運営を目途とした予算を編成いたしました。

保険給付の割合は、原則として9割ですが、一定以上の所得者は8割になります。

なお、28年度の第1号被保険者は、2,365人と推計いたしました。

続く、第二歳入予算の概要であります。介護保険料については、平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護保険給付費等を見込み、これを保険料算定の基礎として算出した1億5,112万4,000円を計上いたしました。

介護給付費国庫負担金については、施設等給付費に負担率15.0%、居宅等給付費に負担率20.0%を乗じて算出した1億5,327万7,000円を計上しております。

介護保険調整交付金については、介護保険給付費に交付率8.24%を乗じて計算した6,884万7,000円を計上いたしました。

地域支援事業費国庫交付金については、地域支援事業費のうち介護予防事業費に交付率25.0%、また包括的支援事業・任意事業費に交付率39.0%を乗じて算出した789万4,000円を計上しております。

介護給付費交付金については、介護保険給付費に支払基金負担率28.0%を乗じて算出した2億3,394万4,000円を計上いたしました。

地域支援事業支援交付金については、地域支援事業のうち介護予防事業費に支払基金負担率28.0%を乗じて算出した122万4,000円を計上いたしました。

介護給付費県負担金については、施設等給付費に負担率17.5%、居宅等給付費に負担率12.5%を乗じて算出した1億1,826万2,000円を計上しております。

次に、地域支援事業費県交付金については、地域支援事業費のうち介護予防事業費に交付率12.5%を、また包括的支援事業・任意事業費に交付率19.5%を乗じて算出した394万8,000円を計上しております。

一般会計からの繰入金については、介護保険給付費に負担率12.5%、また地域支援事業費のうち介護予防事業費に負担率12.5%、さらに包括的支援事業・任意事業費に負担率19.5%を乗じて算出した額と事務費、低所得者保険料軽減負担金の合計であります1億2,118万1,000円を計上しております。

介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費に充当すべき第1号被保険者保険料相当額の963万7,000円を計上しております。

その他諸収入については、予想される項目を可能な限り設定しそれぞれ計上いたしました。

第三歳出予算の概要でございますが、介護給付費については、可能な限り推計をいたしました8億3,558万2,000円を計上し、地域支援事業費については、2,656万円を、財政安定化基金拠出金については、1,000円を計上し、その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上しております。なお、予備費として50万円を計上いたしました。

最後に結びとして、介護保険制度の創設の目的を実現するため、円滑な事業運営が行われるよう努めるものとしております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第13号及び議第14号について、五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長）

71 ページをご覧ください。

平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要について申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 農業用水の水質保全と生活環境の改善を行い農業生産の安定と生活環境の向上を図ることを目的に推進しております農業集落排水事業は、平成4年度に成田新田地区、平成6年度に横川地区、平成7年度に猪子地区、平成8年度に青山・天神堂地区、平成9年度に助川地区、平成10年度には東郷西部地区（尾花・東沼・すみよし）が供用開始したことにより、すべての事業を完了いたしました。

また、門前地区の小規模集合排水処理施設整備事業につきましても平成11年度に供用開始となったことから、これらの処理施設の維持管理経費について予算を編成いたしました。

第二 歳入予算の概要であります。1. 使用料及び手数料については、使用実績を見込み3,831万1,000円（2.9%減）を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として6,988万5,000円（1.4%増）を計上いたしました。

3. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、4,430万円（6.0%増）を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 総務費のうち一般管理費については、維持管理のため人件費を含め700万1,000円（1.0%減）を計上いたしました。

2. 総務費のうち施設管理費につきましては、成田新田地区、横川地区、猪子地区、青山・天神堂地区、助川地区、東郷西部地区並びに門前地区の施設管理運転経費等2,474万7,000円（2.1%増）を計上いたしました。

3. 公債費については、その所要額1億2,150万2,000円（1.8%増）を計上いたしました。

第四 結びに、事業運営につきましては、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対しその予防的修繕等も行いながら、安定的な農業集落排水事業経営に努めるものであります。

次に、76ページをご覧ください。

平成28年度三川町下水道事業特別会計予算の概要について申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 快適な生活環境の確保と最上川流域の水質保全を図るため最上川下流流域下水道事業に合わせ整備しております平成5年度採択の公共下水道事業は、平成27年度末までの供用区域の維持管理経費を計上するとともに、事業認可区域の整備を推進するため可能な限り事業費を推計し、予算を編成いたしました。

第二 歳入予算の概要であります。1. 分担金及び負担金については、新たな宅地開発等の予定がないため、前年と同額の100万3,000円を計上いたしました。

2. 使用料及び手数料については、使用実績及び接続率向上による増収を見込み8,829万8,000円（1.1%増）を計上いたしました。

3. 国庫支出金については、国の動向等を勘案し、その所要額1,720万1,000円（31.5%減）を計上いたしました。

4. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として1億5,769万4,000円(6.3%減)を計上いたしました。

5. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、8,810万円(14.4%減)を計上いたしました。

### 第三 歳出予算の概要

1. 総務費については、一般管理費として、維持管理のための人件費を含め8,287万2,000円(6.6%減)を計上いたしました。

2. 事業費については、公共下水道事業の雨水排水路整備費及び建設負担金等を推計し、5,831万5,000円(35.1%減)を計上いたしました。

3. 公債費については、一時借入金の利子分を加え、その所要額2億1,081万3,000円(2.5%増)を計上いたしました。

第四 結びに、事業運営については、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対し、その予防的修繕等も行いながら、安定的な下水道事業経営に努めるものであります。以上でございます。

○議長(成田光雄議員) 以上で本件の提案理由及び概要の説明を終了します。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く8人の議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く8人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、3月15日までに審査を終わるよう期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は3月15日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会します。

(午後 4時14分)

平成28年第1回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年3月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘議会事務局長	高橋朋子書記	吉田直樹書記
五十嵐章浩書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日        3月11日(金)        午前9時30分開会

    日程第 1        一般質問        5名

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて、質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また答弁者は明快簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員）

- |                        |                                                                                                                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 広域連携の推進について         | 1. 庄内南部定住自立圏構想、庄内北部定住自立圏構想と作り上げられましたが、現在どのような活動か、今後の取り組みについて所見を伺います。                                                                            |
| 2. 農業振興策について           | 1. 農業振興策では、高品質・多収とともに、6次産業化促進を進めていくために、特産品開発と販路開拓の手法について所見を伺います。                                                                                |
| 3. 交流人口、並びに定住人口の拡充について | 1. 企業誘致と地元産業の活性化がもとめられています。当局の見解を伺います。<br>2. 観光振興の具現策を伺います。                                                                                     |
| 4. 安全安心の町づくりについて       | 1. 交通安全対策では、県道横断等の際、危険が伴います。信号・横断歩道等の設置がもとめられていますが、実現していない箇所が多くあります。実現策を伺います。<br>2. 大地震・集中豪雨時の対応について<br>本町は平坦地域であり、災害時の避難場所が少なく思えます。良き対応策を伺います。 |

平成28年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、広域連携について。

庄内南部・北部定住自立圏構想と作り上げられましたが、現在どのような活動か、今後の

取り組みについて所見をお伺いします。

次に、農業振興策について。

農業振興策では、高品質・多収とともに、6次産業化を進めていくために、特産品開発と販路開拓の手法について所見をお伺いします。

交流人口並びに定住人口の拡充について。

企業誘致と地元産業の活性化が求められています。当局の見解をお伺いします。

次に、観光振興の具現策をお伺いします。

最後に、安全安心の町づくりについてお伺いします。

交通安全対策では、県道横断等の際、危険が伴います。信号・横断歩道等の設置が求められていますが、実現していない箇所が多く見受けられます。実現策をお伺いします。

大地震・集中豪雨時の対応について。

本町は平坦地域であり、災害時の避難場所が少なく思えます。良き対応策をお伺いします。

1回目の質問とします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

初めに、広域連携の推進における定住自立圏構想についてのご質問ですが、庄内圏域における定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、地域資源を生かした圏域の魅力づくりを進めながら、安心して暮らせる定住自立圏域の形成を図るため、庄内南部及び北部について協定を締結し、それぞれの共生ビジョンに基づいた具体的な連携事業に取り組んでいるところであります。

庄内南部定住自立圏につきましては、共生ビジョン懇談会を昨年11月に開催し、これまでに実施した具体的な取り組みについて、さらには、本町に設置された野菜育苗施設等の広域利用や鶴岡市と庄内町における木質バイオマスの利用促進事業などの新たな取り組みなどについて、委員からの意見も踏まえながら、共生ビジョンの見直しを図ったところであります。

また、庄内北部定住自立圏につきましては、昨年3月末に共生ビジョンを策定し、4月からはその共生ビジョンに基づきながら事業展開を進めているところであります。その後、4市町で相互利用している病児・病後児保育について、来年度から新たに庄内町にも開設されること、さらには、圏域内農産物のブランド化推進のための販売促進活動など、新たに連携する取り組み項目を加えながら、本年1月末に開催された共生ビジョン懇談会におきまして、関連の協定内容の変更案が示され、意見交換が行われたところであります。

今後においても、これまでに実施した事業の評価とともに、共生ビジョン懇談会の意見を踏まえつつ、新たな事業も取り入れながら、圏域で連携・協力して、潤いと賑わいのある魅力的な定住自立圏を目指してまいりたいと考えております。

次に、農業振興策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、農業の6次産業化につきましては、農業者が加工や販売・サービスまで行い農産物の付加価値を高めることで、所得向上に繋げていくことを目指すもので、農業の振興や地

域活性化を図る方策として重要かつ有効であると理解しているところであります。

本町においてもこれまで、主産品の米のほか、キラリボシのなたね油や菜花、菜の花アイスや米粉うどん、大麦茶など多くの特産品が創り出され、販売ルートの開拓についても、町内直売施設での販売や観光協会で行き組む「おらほの米と味だより」、産直出前便や神奈川区民祭等での物販など、様々な機会を捉えて取り組んでいるところであります。

また、特産品開発については、消費者に求められるものづくりが大切なことであり、その取り組みは決して容易なことではないため、特産品開発と販路拡大に向けた農業者等の積極的な取り組みについては、今後も引き続き支援してまいります。

次に、交流人口並びに定住人口の拡充についての企業誘致と地元産業の活性化についてありますが、企業誘致につきましては、自主財源の確保や雇用の増加、企業進出に伴う地域の経済効果も見込まれるなど重要な施策展開であることから、本町の土地開発公社を中心に積極的な誘致活動を展開し、みかわ産業団地におきましては、昨年10月に物流大手企業と5年ぶりの土地譲渡契約を締結し、このたびの分譲となったところであります。

また、昨年度後半になり、新たな工業用地の分譲を求める要請もあることから、若い世代の町外流出に歯止めをかけるとともに、豊かで安定した生活を営むための雇用の場を確保するため、来年度において、みかわ産業団地の拡張に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、地域経済への波及効果が高く、地域に人材と資金を呼び込めるような地元企業の雇用の拡大を促進するため、本町企業が有する優れた技術などの魅力を効果的に情報発信するとともに、県との連携による育英奨学金返還支援制度の創設など、地元企業への就職を希望する若者に対するサポート体制についても整備してまいりたいと考えております。

次に、観光振興についてのご質問であります。本町では、三川町観光協会との連携により、「いろり火の里」を主会場にした季節ごとのイベント開催を中心に、交流人口の拡大を図っているところであります。

春の「菜の花まつり」、夏の「みかわ納涼祭」、また、冬の「あったか冬まつり」の開催に加え、毎年秋に開催されている「みかわ秋まつり」においては、新年度において、農業と商工業を主題とするイベント「収穫感謝祭&産業フェスタ in みかわ」、仮称ではありますが、この開催を計画しているところであります。

また、新年度から本格的にスタートするかわまちづくりでは、いろり火の里施設をはじめとする観光、文化施設等の連携と交流の活性化により広範囲な集客と賑わいが期待されることであり、今後とも一層の町の魅力を発信しながら、さらなる交流人口の拡大に繋げてまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策について、信号機・横断歩道等の設置に関するご質問であります。本町におきましては、地域やPTAから出された信号機や横断歩道等の設置要望等については、鶴岡警察署を通して山形県公安委員会に要望しているところであります。その要望の採択については、交通量や事故発生件数、交差点形状等を検証した結果をもとに、危険度の高いものを優先し決定していると伺っております。



このような中、本町においても採択に至っていない信号機・横断歩道等の設置要望はあるところではありますが、これらの整備については、引き続き国や県に要望してまいりたいと考えております。また、特に、通学路につきましては、このほど新たに設置いたしました「通学路安全確保推進会議」を十分機能させ、その要望活動の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の避難場所に関するご質問ですが、本町における避難場所、及び避難所につきましては、各小・中学校をはじめとする公共施設、及び各町内会の公民館等を指定しているところではありますが、平成24年12月にはイオン三川店の駐車場を避難場所として、さらに、平成27年、昨年12月には、特別養護老人ホームなの花荘を福祉避難所として指定する協定を結ぶなど、避難場所等の拡充に努めているところでもあります。

また、本町における避難場所等については、基本的には各小学校としているところではありますが、特に洪水発生時につきましては、本町の場合、海拔が低いうえ、小高い丘陵地もないことから、安全の確保できる他の施設に誘導するなど、その状況に応じた柔軟な対応に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 初めに、定住自立圏についてであります。これは、聞くところによりますと、国よりの施策で進められてきたと自分は認識しております。

しかしながら、手続等いろいろあるようではありますが、真に具体的に、北部・南部両方ありますが、今町長より答弁もありましたが、昨今の庄内の状況を伺うにつれ、何か上手に仲良く進行していないのが現状でないかと思われまます。住民も言っております。その辺をもう少し、地域の住民と広域的に仲良く、もっと各層のいろいろな方々が仲良く集い合いながら事業を進行し、きちんとしたものを言いながら、いいものはいい、悪いものは悪いとお互いに認めながら進行していくべきと思いますが、その辺、どう考えておりますか。ひとつお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 庄内南部・北部定住自立圏それぞれ、先程町長の答弁がありましたとおり、共生ビジョンに基づきながら現在進めているところでございます。協働で推進する、連携して進む共生のビジョン、連携項目、それぞれございます。

そうした中で、多少、例えばそれぞれのビジョンの中で取り組んでいない部分とか、それから考え方の多少の相違の部分はあるかもしれませんが、現在も共生ビジョンの南部・北部の連携項目、大きく、例えば医療の部分での休日・夜間の診療体制の充実とか、病児・病後児保育の広域利用とかそういった部分については、お互いの広域のそれぞれ持っている施設を連携して利用しておりますし、市町村をまたぐ市町村道、そういった部分の長寿命化についても、お互いの市町村がそれぞれ協議を持ちながら、それぞれ負担を行いながら協議を始めているところでございます。

現在も、庄内南部においては、先程町長の答弁にありましたとおり、病児・病後児保育の

部分もございますし、それから本町の方に新たに設置になった野菜育苗施設、そういった部分もお互い連携して利用するという事で来ております。北部についても同じような形で、連携項目、新たな取り組みも入れながら現在も進めておりますし、引き続き、交通体系、いろいろな部分を含めて、お互いを理解し合いながら進めていきたいということで、現在、協定項目、共生ビジョンに基づきながら、28年度からの連携事業のあり方について、懇談会の意見を踏まえ、見直しを図って進んでいるところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） この辺は非常に難しいことだとは思いますが。単なる三川町だけで向かうのも大変なのに、また広域的にそれぞれをいいところを伸ばしながらというものは大変容易でないのは十分分かりますが、我が町は、立地条件としても庄内のほぼ中心部にあって、これから我々の時代の次の子、孫の時代まで、こういうもので仲良くやっていかなければならないというのを十分皆さんが認識していると思います。このような形で庄内一丸となって進んでいっていただきたいものだと思っております。

次に、農業振興策についてお伺いします。

農業振興策は、6次化とかキラリボシとか、今町長より答弁がございました。これも農家の実際のことを言いますと、自分で作って、なおかつ販売してそれを振興するという事は、労力的また感覚的に慣れないことに挑戦するという事で、様々な面で大変でございます。しかしながら、ただ作るだけでは今の時代、経営的に大変なのが現実であります。その辺を、当然町と商工会等の方々と連携しながらいろいろ話をしているわけですが、その辺をもう少し具体的に、なおかつできるものからやっていく考えをお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 6次産業化ということで、ただいまご質問にありました実際の商品開発、特産品開発、生産するだけでなく、それを加工し、商品化し、なお消費者に求められるものまで繋げていくという一連の流れについては大変難しいものがございます。ですが、実際に農業がこれからのいろんな諸課題を抱える中でその対応をしていくためには、作るだけではなくて、作ったものを売っていくというような一連のものはどうしても求められていくと思います。

その一つとして、今6次産業化というような言葉で言われておりますが、実際に一例を挙げますと、菜種、キラリボシです。こちらにつきましては、もう10年前から国との許諾契約で三川町が特別な品種をいただいているわけですが、この油を商品化する、今現在は糸蔵楽というところで掘削機を置いていただいて、そこで油を絞り、実際に商品化をして販売しています。いろんなところで販売しているんですが、出すとすぐに売れるというような状況です。

実は、特産品開発につきましては、売れるところを確認してから、求められるものを作っていくという状況がどうしても必要になってきますので、今言ったキラリボシの例にもありますとおり、他のもの、三川にもいろんな素材がございます。そういったものについて特産品化を進めていくうえでは、今言った、売り先を確保しながらの取り組みが必要になってき

ます。これについては、農業者が自らすべてをやるというのが言われるとおりに大変なことです。商工会であったり観光協会であったり町も含めて、いろんな形で連携しながら、応援しながら開拓をしていきたい、そのように考えています。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 特にキラリボシであります。栽培に大変、野鳥の害とか、耕作していくのは大変なようです。それらを何とか面積拡大に繋げていきたいものだと自分も感じております。作っている人は特にそう思っているのだと思いますが、もう少しその辺の手助けとか具体的な考えとかございませんか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程答弁したとおり、キラリボシというのが三川町にとってはかなり魅力的な素材であると。特産品化に向けた取り組みを現在進めているんですが、言われるとおりに、栽培の面でも実際の販売の面でも、まだまだ課題を抱えています。実際に量がこの数年間増えているかということになりますと、残念ながら一定規模で足止めになっているという状況にありましたので、新年度については、実は倍増計画という形で、菜種の生産者、それから加工者等に対して、かかる経費について応援しよう。2年越しで生産量、商品も含めてですが、倍増しようという形で今計画を進めておるところです。

ですので、今言われたような形で課題がありますけれども、町としてもそういった具体的な形で応援するというので、今現在、準備をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今課長が述べられたように、これからも進んでいってほしいものだと思います。

次に、交流人口であります。

企業誘致と地元産業ということで、先程も言いましたが、町長の答弁にもございましたが、当町は、立地条件として、7号バイパスもあれば空港立川線もあれば、また高速道路にも近い、庄内空港にも近いし、今現在うちの方から、鶴岡15分、酒田15分ぐらいの時間で、いつでも車で行き来できる環境にございます。

今現在、工業用地として、以前からあったヨロズとか第一貨物とか、青山地区の辺で一生懸命やっております。それは大変いいことだと思います。

また、あそこの場所には、まだバイパスと今の工業用地の間にかかなりの用地がございます。あの辺はこれから開発の用地として最適ではないかと思いますが、この辺、どうお考えですか。先程町長のお話もあつたんですけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 新たな工業団地のことでございます。

先程の町長の答弁にもありましたけれども、現在、本町が土地開発公社の方で所有する工業団地は、昨年10月の分譲で完売というふうになったわけでございますけれども、引き合いもあるということで、今月、これから本町の土地開発公社で理事会を経ながら新年度の予算を上程いたすわけですが、そういった中で、引き合いのあるそういった雇用の場

の確保のための工業用地といったものについて、新年度の予算の方に計上しながら、工業団地の用地として分譲に向けた取り組みを進めてまいりたいということで、現在、準備を進めたいということで考えているところでございます。

現在のみかわ産業団地、三川バイパスの間に農振除外等すでになっている区域、条件のある程度整っている部分を優先的に整備しながら、求められております用地に適應できるように準備を進めていきたいということで、土地開発公社のそういった取り組みの部分を含めてこれから準備を進めていきたいということで考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それと、地元には有力な企業がございまして。近くには、対馬にある株式会社ニシカワとか、落合には宏和工業があります。そして、あるだけでなく、宏和工業では酒田の方に増築しているそうでもあります。また、ニシカワでも対馬に最初会社を設けたのでありますが、今は鶴岡にもかなりの敷地の面積で拡大しております。こういう有力な企業が三川に最初来ながら、ありながら、他の地区にどんどん開発していつているというのも現状でありますので、せっかくそういう様々な優良企業を、三川町にきちんとした場所を設けて、三川の基礎となる収入源をこれからも確保するように尽力願いたいものだと思います。

それから、観光振興であります。三川町は他の地域に比べますと、これといった目玉になるような観光はあまりないのが現実ではないかと前から自分は思っております。例えば鶴岡市であれば羽黒山とか湯殿山、また朝日連峰、海岸線の水族館等々いろいろございまして、三川では何とか、庄内の中心でありますので、三川でなければできない観光というものを少し考えて進んでいくという考えはございせんか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にありましており、三川町については、全国に誇るといいますか、そういった景勝地もしくは文化施設、文化遺産的なものはございせんので、そういった部分について観光資源がない、長らくそういった言われ方をしてきました。しかしながら、いろり火の里が設備がオープンしまして、多くの方が三川町に来てくれるという状況が生まれてから、観光の捉え方を変えております。というのが、たびたび出てきますが、交流人口を増やそうということでございました。

実際に三川町が地理的に庄内の真ん中にあるということも踏まえながら描いたのが、観光協会の方がプランニングしたわけですが、季節ごとに楽しめるイベントを開催し、より多くの人に来ていただくというふうなことで、ここ数年はその考え方のもとで開催をしております。

町長の答弁にございましたとおり、春には「菜の花まつり」、夏には「みかわ納涼祭」、それから冬には「あったか冬まつり」。今回については、秋については文化祭的な「みかわ秋まつり」が開催されますが、ここに対してより多くの人から来ていただくようにという考え方で、農業と三川の今の産業の部分、こちらを紹介するイベントを開催したいと考えています。

実際に一イベントで2,000人から3,000人来ていただいておりますので、今回、その秋まつ

りについても、新たな取り組みとしてやることで2,000人ほど来ていただければというふうには考えています。

三川でなければできないもの、その視点は大事だと思います。しかしながら、できることについて確実にやっていくといったことで、今現在はそういったイベントによる交流人口の増加、これについて取り組んでまいりたい、そのように考えています。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今の感覚のもとで進めていってもらいたいものだと思います。

次に、安全安心のまちづくりについて。

交通安全の、以前より横断歩道もしくは手信号とかそういうものを設置してほしいというものが、議会の集落に行き行って懇談する場でも何回も何年となく要求されていることであります。

しかしながら、公安委員会の方のお話ですと、人口頻度とか数が少ないとか、そういう理由で優先順位がなかなか三川には来ないのだとよく聞きますが、危険なのは、人間がいっぱいいいようが1人であろうが3人であろうが危険は一緒であります。その辺をとくとご審議くださいまして進めてもらいたいものだと考えておりますが、それらの進め方についてお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問の横断歩道の設置に関してでございますが、質問にありましたとおり、横断歩道の設置につきましては、山形県公安委員会が持っております基準等によりまして、要望を上げた場合におきましても、不採択または順位が下がる、そういった状況で、なかなかハードルの高い要望になっております。

ただ、そういった中におきましても、横断歩道に代わる交通安全施設ということで、例えば横断指導線、さらにカラー舗装、ドットライン、または「横断者あり」というような表示を道路にするとか、そういった横断歩道に代わるやり方も実際にはございます。

こういった中におきまして、先程町長の答弁にもありましたとおり、通学路安全確保推進会議というものが新たに町に設置されましたものですから、この会議を十分機能させて、要望活動の強化、実現に向けて頑張ってお努めてまいりたいと思っております。

また、この通学路安全確保推進会議には、国、また国交省、庄内支庁の方々もメンバーとして入っておりますので、我々が意見要望を直接言う場は増えたところでございます。こういったところで、これまでになかった積極的な要望活動は今後できるものというふうにご考えておりまして、その中で、横断歩道でなければだめなのか、また、その他に代わる方法として最善の策は何なのか、一緒になって協議し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） そのように、実際に何らかの形で安全策、環境整備を進めていってもらいたいと感じております。

それから、最後に地震とか豪雨の避難についてお伺いします。

今日が大震災の5年目という日でもあります。その中で、高速道路に避難用の階段とかを

設置している場所がかなりあると聞き及んでおります。テレビ等で言うておりました。特に、三川バイパス等はかなりの高い道路でもありますので、あそこに少し、上って避難できるような階段を設置してもらおうとかそういうのを、実際、ここでは滅多にそういう大災害はないのではあります、そういう考えとかはどんなものでしょうか。考えはありませんか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町における洪水対策といたしましては、これまで主に河川の改修整備ということで、国・県の協力の中で取り組んできたところでございます。

また、県が出しました津波ハザードマップ、これにおきましては、本町の場合は、赤川を遡上するという状況は示されたところでございますが、堤防を超える、越堤する、そういったことにはならないというような状況が県から示されているところでございます。

そういった中で、これまで高速道路というお話ですが、本町の場合、国道7号バイパスということかと思いますが、そういった7号バイパスを避難場所としてお願いしていくというようなことは、これまで要望も出しておりません。そういった要望は出しておらないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 特に東郷地区が、建物的に東郷の南部の方ではありますが、高い建物がないんですね。東郷小学校は平屋でありまして、いざというときに避難する場所が少なく感じているというのは住民よりよく聞くお話です。実際に不安であるという話があります。

その辺を考慮しながら、また、一時避難はイオンとか様々なものにいいということは聞いておりますが、そういう面で、何らかの今これから開発になる企業がある程度の高い建物を建ててくれて、そこに避難できるような形を作ってください、東日本の方にはございましたが、そういうこれからのことで少し進む考えはございませんか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 避難場所、また避難所のご質問でございますが、まず、避難所ということでお答えさせていただきたいと思いますが、本町の場合、基本的には、ご質問にもありましており、各地区の小学校を避難所として指定しているところでございます。そういったことから、東郷地区の方々につきましては東郷小学校が避難所になりまして、基本的には、避難していただくのも当初の避難につきましても東郷小学校という考え方でございます。

ただ、ご承知のとおり、本町は海拔が低い、また小高い丘陵地もない、そういった状況の中で、東郷小学校については平屋の建物ということもございます。そういったことから、避難を誘導する際、例えば押切小とか三川中とか、他の安全を確保できる施設に誘導するなど、そういった対応が大切なことではないかというふうに考えております。

本町におきましても、平成25年にはたびたびの洪水対策として水防団が出動したわけですが、その活動のほとんどが河川の水位上昇に伴う内水排除作業でございます。これにつきましては、本町の地理的なことから、上流の方でどれぐらい雨が降っているか、その状況によりまして、大体どれぐらい、何時間後ぐらいに三川町の、例えば藤島川、大山川

でも水位が上がるということが予測できます。そういったことから、県の出す水位の情報を逐次見ながら、早め早めの対応ということで、先程申し上げましたとおり、安全を確保できる施設に誘導する、そういった考え方でいるところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 集中豪雨は減多にございませませんが、ここ4、5年ございませぬ。その前、かなり大きいものがございました。また、昨年度辺り、聞きますと、全国的には宮城県等の洪水とか、あの洪水はここでいえば、例えばですよ、赤川が増水して大山川に逆流して大山川の方が破損した、そういう事故でした。ここでも、もし上流部に多量の雨が降ったりすると、赤川が主流であります、そして大山川はその支川でありますので、その連結部分が、黒森の辺が連結しているわけです。

ところが、最上川と京田川の関係でいきますと、京田川は宮野浦まで、河口近くまで最上川と京田川と並行して流れて海に出ております。ああいう形であれば、名前はちょっと離れたんですが、大きい川から逆流して洪水になる、そういうものがこの赤川と大山川の関係は考えられるんです。

そして新川は、今は、最初は北側の幅を広げたんですね。そして南側も拡張の考えがございませぬ。その中で、大山川を新川の赤川と別個に、京田川と最上川と同じような形で将来作成した方がいいのではないかという、県議とか様々そういう改良区の詳しい方は言っておりました。そういう考えで、自分もそれが最高なのではないか、お金はかかりますが、将来のためにそういう考えを当局でも持っていていただき、また、関係機関にお知らせする機会があったらお願いしたいものだと思いますが、どうですか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 赤川、大山川の関係での取り組みのご提案でございましたが、私どもも酒田河川国道事務所、それから県、そういった方々と定期的に話し合いをしたり要望活動をしたり、そういう機会がございませぬので、ただいまのご意見を提言として伺いまして、そういった機会を捉えて進言してまいりたい、要望してまいりたい、相談してまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） これで終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時16分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時35分)

次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員）

- |                  |                                                                         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1. 三川町地域公共交通について | 1. 本町では高齢者を対象に「デマンドタクシーでんでん号」の運行を行っていますが、その利便性や利用者の満足度を踏まえて、今後の対応を伺います。 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------|

	2. 町内を通る路線バスの活用と今後の対応について伺います。
2. 三川町の洪水対策について	1. 本町の洪水ハザードマップには、浸水までにかかる時間などが示されておらず、災害時に町民がどのように行動すべきかがわかりにくいと思います。ハザードマップを含め、洪水対策への取り組みと今後の方針について伺います。
3. 三川町のゴミ処理の今後について	1. 本町のゴミ処理は現在鶴岡市に委託していますが、鶴岡市の焼却施設建て替えと最終処分場の新設後も、引き続き処理の委託をお願いしていると認識していますが、現在の状況を伺います。
4. ふるさと応援寄附金について	1. 本町の応援寄附金は年々増加傾向にあり、今年度も4億円を超える状況にありますが、返礼品の対応について伺います。  2. ふるさと基金の使い方について伺います。

平成28年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町地域公共交通について伺います。

本町では高齢者を対象に「デマンドタクシーでんでん号」の運行を行っていますが、その利便性や利用者の満足度を踏まえて、今後の対応を伺います。

また、町内を通る路線バスの活用と今後の対応について伺います。

二つ目に、三川町の洪水対策について伺います。

本町の洪水ハザードマップには、浸水までにかかる時間などが示されておらず、災害時に町民がどのように行動すべきか分かりにくいと思います。ハザードマップを含め、洪水対策への取り組みと今後の方針について伺います。

続きまして、三川町のごみ処理の今後について伺います。

本町のごみ処理は、現在、鶴岡市に委託していますが、鶴岡市のごみ焼却施設建て替えと最終処分場の新設後も、引き続き処理を委託するお願いをしていると認識しております。現在の状況を伺います。

最後に、ふるさと応援寄附金について伺います。

本町の応援寄附金は年々増加傾向にあり、今年度も4億円を超える状況にありますが、返礼品の対応について伺います。

また、ふるさと基金の使い方についても伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。



○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

初めに、三川町地域公共交通に関するご質問であります。1点目のデマンドタクシーでんでん号につきましては、平日運行と利用範囲を町内に限定した運行を基本としつつ、現在は、1日7便、年間240日の運行を行っているところであります。

デマンドタクシーの利用者においては、町外医療機関までの通院利用等の実施を求める声も一部にはありますが、当該運行を行う場合には、事前に乗合バス事業者や隣接自治体との調整を図りながら承認を得ることが必要となることから、関係者による合意形成は相当困難なものにならざるを得ないと認識いたしているところであります。

また、土曜日・日曜日等の休日運行を望む利用者の方もおりますが、便数やエリアなど運行内容の拡大につきましては、委託経費の大幅な増加に繋がることから、休日運行や町外への運行範囲の拡大については現時点では考えていないところであります。

2点目の路線バスの活用と今後の対応であります。本町内を通過する鶴岡・酒田間の路線バスの運行状況については、高齢者や学生をはじめとする交通弱者の通院、通学や買い物等の日常生活を支える公共交通として、庄内地域の重要な社会基盤となっております。

庄内地域におきましても、少子高齢化の急速な進行やマイカー依存の増加などにより、路線バスの利用者は年々減少傾向にあり、収益が悪化し、その事業の維持が困難となり、路線バスの減便や廃止が進んでいる状況にあります。

このような状況のもと、本町におきましては、高齢者をはじめとする自動車等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を支える上で重要な役割を担っていることから、デマンドタクシーと路線バスとの円滑な乗り継ぎができるように、デマンドタクシーの運行時間の変更や増便を行ってきたところであります。

今後とも、路線バスやデマンドタクシー利用者等の利便性を確保するため、効率的で持続可能な公共交通の運行が維持されるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、洪水対策への取り組みと今後の方針についてのご質問であります。本町におきましては、長年にわたり、洪水対策としての施設整備を推進してきたところであります。

現在、国の事業としての赤川河道掘削、及び農村地域防災減災事業としての藤島川への排水ポンプの設置に取り組んでいるところであり、さらに、袖東地区における内水排除を目的とした袖東ポンプ場については、5ヵ年事業により昨年3月に完成したところであります。

今後とも、消防・防災体制の強化と災害対策のさらなる充実に取り組むとともに、国・県管理の河川や堤防、道路、土地改良区管理の排水路等の一層の整備が図られるよう、関係機関とともに要請してまいりたいと考えております。

また、県においては、現在保有している浸水想定区域データを、想定し得る最大規模の洪水を想定したデータとして平成28年度から整備することとしていることから、本町の洪水ハザードマップにつきましては、その結果をもとに見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、浸水までにかかる時間については、雪解けや農業用水の取水、さらに、各河川の上流での降雨の状況等により変わるものであることから、正確な状況把握に努めるとともに、

町民の安全を確保すべく、関係する町内会との連絡を密にし、迅速かつ的確な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理に関するご質問であります。平成19年3月31日に鶴岡地区衛生処理組合が解散したことに伴い、その後、本町単独では一般廃棄物の処理を行うことが事実上困難なことから、鶴岡市に当該業務を委託し、今日に至っているものであります。

鶴岡市では、ごみ焼却施設の老朽化に伴い、平成32年度までに施設の建て替えを予定していることから、環境省の交付金の採択要件となる「鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画」を平成25年12月27日に鶴岡市長との連名で環境大臣に提出し、翌年3月27日に承認されたところであります。

なお、鶴岡市への一般廃棄物の処理に係る事務の委託については、期限の定めがないところではありますが、平成24年10月19日及び平成26年10月14日に鶴岡市役所を訪問し、鶴岡市長に新施設整備に係る費用については応分の負担をする旨を伝え、引き続き鶴岡市に一般廃棄物の処理についてお願いをいたしたところであります。

このような経過の中において、昨年12月7日に鶴岡市は新たなこの地域循環型社会形成推進地域計画の変更届を、県を通し、国の方に申請されていた経緯がございました。しかしながら、その経緯について本町が知ることなく、先週この事実が判明をし、鶴岡市の方から、謝罪と今後の変更計画における同意を求める要請がございました。

昨日、鶴岡市との間で、本町のこれからの新たな施設における廃棄物処理に関しましても、本町から委託事務として引き続き鶴岡市から受託をしていただきたいという旨の内容の要請、ご依頼を申し上げたところであります。そしてこれからは、この業務についても、円滑な進展と諸課題の解決のため、両市町の協議のもとに決定することとしていただきたいという旨のご依頼を申し上げたところであります。

本町の依頼に対して、鶴岡市からは、これからの新たな施設整備にかかわるすべての費用を含めたあらゆる項目に関し、鶴岡市で検討したうえで、三川町に対するこの内容について示され、本町が同意をしたという場合においては、受託を前提として本町と協議をするというような決定をするという回答をいただいたところであります。

今までも、鶴岡市、そして三川町民もいろいろな不安、そして今後の方向性について心配されるというような経過がございましたが、今回のこの鶴岡市の回答は、これから事務レベルでの協議が進むというような受けとめ方ということで、改めて、榎本鶴岡市長また鶴岡市に対して、心から深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

本日、また環境省の方に、山形県そして鶴岡市、本町の職員が出向いて、今までの経緯の説明を行うところでありますので、今後の環境省の対応を受けた形で、スムーズな今後の事務レベルでの協議が進むことを期待いたしているところであります。

申し上げるまでもなく、住民の福祉の向上が行政の責務であることから、ますます増大する広域的な課題に対処するため、効率的な取り組みを周辺市町との連携のもとに推進しているところであり、庄内圏域の中において、本町の役割を今後とも果たしてまいる考えであります。

本町ではこれからも、新たな施設の管理運営に係る試算ということに対しても、町独自でも試算をしてきた経緯がありますが、平成19年4月1日に協定書を締結させていただいた段階から本町の状況は現在も変わっていないというようなことから、今後も鶴岡市に引き続き受託をお願いしたところであり、今後はその推移を十分鶴岡市と協議を進めながら見守っていきたい、このように考えているところであります。

次に、ふるさと応援寄附金についてのご質問であります。本町におきましては、昨年度からインターネットのポータルサイトによるPRを実施し、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進などに結びつけながら事業展開をした結果、インターネットにとどまらず、各種雑誌やテレビ等に本町の特産品のことが取り上げられ、前年度を大幅に上回る多くの方から寄附をいただいているところであります。

1点目のご質問の返礼品の対応であります。寄附金に対する返礼品としては、町内の農業者や事業者の方々の協力のもと、特産品である米を主体に、地場産業の振興と地域の活性化に繋がる制度として積極的に取り組んできたところであり、引き続き新しいメニューの追加や本町ならではの特色を生かした新たな特産品を開発することにより、ふるさと応援寄附金の拡大と安定化を図ってまいりたいと考えているところであります。

2点目のふるさと基金の使い方ですが、現在は、第3次総合計画に掲げる三つの基本理念を示しながら、寄附者の意向を汲みながら、各分野にわたる事業の財源として活用しているところであります。

今後におきましても、寄附金については、一定程度をふるさと基金に積み立て、貴重な財源として確実な管理を行いながら、後年度における子育て、教育、産業振興、さらには移住・定住等のまちづくりに繋がる事業などの、特に新規事業等の財源として、計画的に活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） それでは、再質問いたします。

まず初めに、ごみ問題の方から始めたいと思います。

昨今、鶴岡市とのごみ協定書を結び、スムーズに進んでいるものかというふうに思っていたところ、いろいろ騒がれております。町内の方からも「一体どうなっているんだ」、「三川のごみ捨て、大丈夫か」というふうなご意見を様々伺っております。そのときは、鶴岡市と協定を結んでちゃんとやっているのだから心配ないというふうな説明で参りましたが、マスコミで報道がありますようにいろいろあったということで、今回一般質問という形で、町民へいろいろ説明する義務もあるというふうな形で質問にさせていただきました。

今までの経緯は新聞・マスコミ等で報道されておりますので、いろいろありましたが、ただいま町長からいろいろ、昨日の鶴岡市との協議もされたということで、今までは事務レベルの話もなかなか持てず、双方が自分たちの主張をマスコミを通じて言い合っているというふうな、非常に関係としては良くないような関係にありましたが、昨日はその辺、事務レベルでいろいろ話し合ったということでもあります。

今、町長の答弁で、最初、通告書を出した時点ではまだ決まっていなかった部分があったのでいろいろ聞くところがありましたが、今の答弁で大体説明がついたかなというふうに私は思っております。

それで、この問題につきましては、これまで合併問題や計画変更の一方的な提出や行き違いというものがありました。今後、鶴岡市と仲良くやっていくということで、事務レベルの十分な話し合いはもちろん、今後、首長同士も話し合い、町民が安心して生活できるように本町のごみの処理をしていただくということを望んで、次の問題に行きたいと思っております。

では、次の問題で、三川町の公共交通について伺います。

先程の1回目の答弁にございましたが、デマンドタクシーでんでん号であります。これは平日の町内ということで、年配者を対象に行っているということですが、そこで、利便性などはどんなふうか、今の1回目の答弁では、町外の医療機関へ行く、望む声もあるというふうなことはありましたけれども、利便性とかは何か、どういうふうに捉えているか、お伝えください。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの利便性の捉え方、把握ということでございます。

デマンドタクシーにつきましては、これまでも運行して、利用者の声、そういったものを把握しながら改善に努めてきているところでございます。平成20年の10月にスタートしまして、現在までなっているところでございますけれども、最初は5便でスタートし、その後、利用者の声も入れながら6便、それから平成25年度からは7便の運行ということで、その運行の時間帯につきましても、やはり利用者の声、バスの接続の時間、先程町長の答弁にありました鶴岡酒田間の公共交通、そういったバスとの接続がいい時間に運行できるように、利用者の声を聞きながら改善を図ってきたところでございます。

平成24年度から順調に1日あたりの利用者についても伸びているところでございますし、現在も利用者の利便性、そういったものを把握しながら、例えば運行会社の方に寄せられた声、そういったものも捉えながら、時間の見直し、さらには平成26年度からは、早朝の便、朝の便については当日予約の変更とかそういった部分についてはできませんけれども、朝の2便を除いては、2時間前まで予約すれば当日でも運行できるように変更をしているところでございます。朝の7時半と9時の便を除く5便については、当日の2時間前に予約をすれば運行可能となるように、いろいろな利便性の向上に努めてきたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 利便性に努めてきたということで、私もその辺は十分理解しているというふうに思います。でも、やはり登録していく、町外に出ていけないというのがこのデマンドタクシーの1番の問題かというふうに思いますが、町外へ医者とか買い物、買い物には使っていないのかもしれないけれども、その辺の対応での利便性なんかはどういうふうに捉えているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 町外利用への対応ということでございますけれども、先程の町長の答弁にもあったわけでありまして、町外利用というふうになりますと、本町の方には、先程の鶴岡酒田間の乗合バスがございます。そういった部分、先程の町長の答弁にあったとおり、減便、それから便数の減だけでなく廃止とかいろいろなそういう環境にあって、なかなか厳しい状況でございます。現在もそういった便数の部分、課題がございますので、そういった乗合バス事業者、それから当然、例えば利用の部分、鶴岡市の方の医療機関、もしくは酒田市の医療機関の方に通院というふうになりますと、関係する自治体の、鶴岡、酒田、そういったところの自治体との了承を得るといふ部分も当然必要になってくるところでございます。

そういったこともありまして、県内のデマンドバスの運行の部分、調べてみましても、なかなか町外利用という部分では取り組んでいる市町村は少ないのが現状でございます。庄内におきましても、町外といいますか、区域外、それぞれの市町村の区域を超えて運行しているという事例はないところでございます。そういったバス事業者、隣接自治体との調整を経た後に合意形成を図るといふことは、現時点ではなかなか課題があるかなというふうに捉えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 町外へ行くデマンドタクシーの利用というのはいろいろ法的な問題とかがあって、タクシー業者の、他の交通機関の問題があってなかなか難しいというふうなことでありました。

私も、公共交通機関ということで実際バスに乗ってみました。実は、乗るまで三川町内、どこを走っているか分からなくて、実際乗ってみたら、三川の中心部を串刺しで行くような格好であって、私のいる成田新田は会社の近くまで来るといふことで、私的にはそういう公共バスは町外に行くには大変便利だといふふうに思いました。

ただ、そこには、私が乗って感じたんですけども、待ち合いが、もし途中で乗ったり降りたりするときに、そこからの目的地までの移動手段がないなといふところで大変不便を感じていたところです。

ラコスや三川のショッピングモール、イオンとかそういう施設の前でも停まるわけでありまして、その辺に利用するのであればそれでいいんですけども、そこから、そのときに、バスを待っているときに、イオンであれば近くでバスが来たのを見て大体分かるんですけども、よその施設だと、今バスがどこを通っているかというのがなかなか分からない。来る時間帯に、寒空にバス停で待っているといふのはとてもつらいといふことで、利便性が悪かったんですけども、その辺、相手は業者でありますので経費の面もありますが、もっと利便性の上がるような、例えば今、交通機関、タクシーやトラックなんかはGPSをつけて会社が車両の位置なんかを把握している装置がもうあるわけです。そういうものを利用しながら、今現在どこにいるんだと、今行ったらバスが来るかなといふふうな情報装置といふものがあればとても便利ではないかといふふうに思うのでありますけれども、町としてバス会社の方に負担するなりお願いするなりして、その辺の利便性を図るといふふうな考えはございま

せんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 路線バスへの支援ということで、利用者の増加に繋がる取り組みということで、GPSの活用というような話でございました。GPSの活用についてはいろいろな取り組みがございますけれども、生活の足である路線バスへのというふうになりますと、当然相手は民間のバス事業者になります。その路線の経営が厳しい部分については、隣接する、関係する鶴岡、三川町、酒田市、鶴岡酒田間のバス路線ですと、その路線の運営の収支、通常かかる経常経費、そういった部分と収入、そういった埋め合わせできない部分を関係市町村で路線の維持費ということで補助してきた経過もございます。

そういった中で、本町でもそれぞれの年度でそういった損益の部分、支援ということで、バス事業者の方から来た場合については支援してきたところでありますし、そういった現在のバスの運行のみでもなかなか経営的に厳しいということで、それぞれの市町で負担しながら経営を支援してきたところでございますので、さらにそこにGPS搭載ということで、どのぐらいの経費がかかるか分かりませんが、バスの台数、それからそれでの収益の部分、どのぐらいかかるか、あくまでも相手はバス事業者ということで、民間のバス事業者になりますので、なかなかそういった部分では、経営が厳しい中でのそういったGPSの搭載までは厳しいのではないかというふうに思いますけれども、そういった部分についても、バス事業者の判断というふうになろうかと思っておりますのでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 経営が厳しいのでバス事業者の判断に任せるというふうな答弁でありましたけれども、ここは三川町、私も住んでいてそういう不便はあまり感じませんが、よそから来る人にとってはやはり足がないというところで不便さを感じている。また、町内の町民の中でも、医者に行くのにお父さん、お母さんなり自分の家族にお願いして行っていると。それはそれでいいんですけども、それが当たり前だという感覚ではなく、交通機関がちゃんとなっていれば観光にも当然結びつくと思います。交通機関がちゃんとしていないから人が来ない、人が来ないから経営が悪くてバスを走らせられないということで、悪い方に走って行ってしまおうというふうな傾向があると思います。

今、バス経営者の事業で経営を圧迫するのでそちらの方をお願いするというのではなく、町としてある程度もっと積極的に応援して町民の交通を考える。私たちは車に乗って普通に暮らしている感覚であります。よそから来る人にとってはとても不便な町という印象を持っていると思います。

また、これはあるとき、私の会社へ来るときのことでありました。東京から飛行機で来たんですけども、昼時間があったもので、真っ直ぐ来るのではなく、庄内空港からタクシーで、イオンでご飯を食べようというところで、イオンまで来てご飯を食べて、それから私のところに来るのに、イオンでタクシーというのは拾えないんですね。普段来ないんです。だから、イオンからどこかに行くというのは、イオンのバスしかない。それを使うまでのものでもないし、タクシーを呼ばなくて困ったというところで、よそから来る人というのは、私

たちが普通当たり前だと思っているような感覚ですけれども、交通の不便というのは感じていると思います。

今、デマンドタクシーででん号とかそういうのは、老人とかそういう弱者対応でありますけれども、普通の観光客やビジネスマンもこの三川で交通の不便を感じないような、通りのいいそういう対応が望ましいというふうに私は思いますけれども、ご見解があればお願いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 路線バスを含めたそういった公共交通の利便性の向上ということでございますけれども、路線バスにつきましては、庄内交通で庄内地域の主要な箇所には運行しているわけですが、そういった交通体系をどういうふうにするかということで、鶴岡市が事業主体となりながら、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町、この5市町で庄内地区の地域公共交通総合連携計画というものを平成22年に作って、26年度も改定して、現在そういった中で取り組みを行っているところでございます。

そういった中でいろいろな、先程話のあった、経営がなかなか厳しいという中でございますけれども、それぞれの市町村、同じ課題を抱えておりますので、そういった中で改定された鶴岡市地域公共交通、庄内地区の連携計画、そういったものを踏まえながら、町の方として取り組みのできる部分、お互いの連携を図りながら改善できるもの、そういった部分、利用者の利便性に寄与できるような部分の話し合いにつきまして、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） よその市町村と一緒に、連携になって庄内の公共交通のあり方を進めていって、ぜひ積極的に進めていってほしいというふうに思います。

続きまして、三川の洪水対策について伺います。

先程の答弁で、赤川の改修や藤島川へのポンプということで、水が出た場合、早くそれを排除して災害を少なくしようという取り組みであったと思います。私もその取り組みは大変いいというふうに思って、進んでいるというふうに思います。

私がここで今回取り上げたテーマとしては、ハザードマップということで、去年、常総市の方で洪水が起きました。常総市と三川町、大変似ているところがあったものですから、私はこれは本町にも当てはまる危機かなというふうなことで思っております。

常総市もそうなんですけれども、一旦雨が降っても、上の方、上流側で降って、下流の方は大丈夫だろうというふうなことで、下流にいた人たちは避難をしなかった。それで、「うちの方はあっちで降っているから大丈夫だ」ということで家にいたら、次の日に、夜中、夜に洪水があったというふうなところなんです。ちょうど堤防が破れてから常総市の中心部まで7 kmから8 kmくらいというところでありました。

三川町も、下流部、特に成田、猪子、または落合地区になりますけれども、やはり自分のところで降っていなくとも、上の方で堤防が破れた場合、来るんだなというところが危機感が今まで持てなかったというふうに私は思います。

今回のハザードマップを見ても、浸水する深さは載っていますが、では一体、時間は分からないとしても、この辺まで危ないとか、あと、過去にどういう場所が決壊してどの辺まで洪水の被害があったというところ、そういうふうな過去のデータも、過去のデータは地形が変わらない限りまた同じような浸水が起こり得るわけでありますので、その辺、過去のデータがあれば住民も、「昔この辺水がついたんだ」というところで、避難も本気になってするかなというふうに思いますけれども、その辺を含めた新しいハザードマップというのは考えているのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 洪水対策に関しまして、最後の新しいハザードマップということでございますが、それにつきましては、先程町長が答弁で申し上げましたとおり、平成28年度ですので、新年度から県において、浸水想定区域データ、現在県が持っておりますが、それを想定し得る最大規模の洪水を想定したデータに整備し直すということとしております。

本町といたしましては、この結果をもとに、本町の洪水ハザードマップの見直しを図っていきたい、そういうことで、まずは県のこの事業、整備が完了するのを待って行うというところでございます。

また、ご質問にありましたとおり、茨城県常総市の河川の決壊、洪水というのは、我々も地理的には似たような状況にあるものですから、非常にショックを受けたというか、そういうところでございます。

本町におきましても、特に近年は藤島川、大山川、どちらも下流区域に位置していることから、常に上流での降雨の状況を常に注視しているところでございます。それにつきましては、山形県が24時間体制で出しております河川情報がございます。

その河川情報には、まず我々がいつも見ているのが、藤島川におきましては、上野新田というところの降雨状況を常に見ております。また、大山川につきましては、面野山の降水量が常に24時間見られる状態になっているものですから、これをまず注視しながら、また、その河川の水位についても、上流、また藤島川については藤島地区に水位を計測するところがございますし、そういったものを常に見ておまして、平成25年には、ご承知のとおり、先程も答弁で申し上げましたが、ご説明申し上げましたが、7月に5度にわたる内水排除の作業ということで水防団が出動したわけでございますが、雨の降り方によりまして、上流部の状況を見て、1時間から2時間ぐらい経過しますと、藤島川でいきますと、土口、落合の辺りの水位もかなり高くなる。それから大山川では、沖堰、尾花排水機場、そういったところの水位も高くなるというようなことが分かるものですから、まずそういったものを注視しながら、状況によっては早め早めの避難勧告を出すなど、対応していくことが大切だというふうに考えております。

また、本町の赤川におきましても、漏水は心配される箇所が何箇所かございます。実は、昨年平成27年11月でございますが、国土交通省の酒田河川国道事務所の主導によりまして、まず、午前中にトップセミナーということで、赤川の河川の状況、危険度、そういったものを町長に自ら説明するというところで、トップセミナーが行われました。その日の午後には



は、現地を見るということで、町長をはじめ、消防関係者、また希望する町内会の町内会長にも参加していただいて、赤川の現地点検をしたところでございます。

そういうことから、本町においても、漏水、また漏水による決壊の心配がまったくないということではないんだということを知っていただいたところでございます。

さらに、本町におきましては、入梅に入ります前、毎年6月上旬に、国、県、町、消防団合同で、赤川の危険箇所と思われる箇所の点検を毎年行っているところでございます。

こういった様々な取り組みを継続することで、まずは早期の対応ができるようにということと取り組んでいるところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ハザードマップにつきましては、平成28年度に県から新しい情報をもとに作ってまいるというふうな説明でありました。これは本町で作るとしてもデータもありませんので県にお任せするしかないんですけれども、そのとき、先程言いました、過去に起きました浸水した箇所とか、そういうものもぜひ入れていってほしいというふうに思いますし、また、ただいまあった、想定し得る最大規模の洪水ということで、前段の質問であった津波ハザードマップもあって、それは赤川の上流、赤川を水は上るけれども氾濫するおそれはないというふうな説明でありました。

ところが、その「想定し得る最大規模の洪水」というのは、津波だけであればそうなんですけれども、「想定し得る」ですから、津波になったときに雨が降って、大雨が降った場合はどうなるかというふうな、そこまでするのが「想定し得る最大規模の洪水」というふうに私は思います。その辺は、今後県から示されたデータをもとに、新しく町民が避難できるようなマップにしていってほしいというふうに思います。

時間もありませんので、続きまして、ふるさと応援寄附金について伺います。

1回目の答弁で、町内の農業者や生産者の米を中心に返礼品を行っているというふうな説明でありましたけれども、もう少し具体的に、どのくらいの率で町内の米を返礼品として使用しているのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ふるさと寄附金の返礼品でございますけれども、本町で返礼品として出しております品目、いろいろございますが、米が約9割ということになってございます。そういった中で、米でもいろいろな品種があるわけですが、そういった部分、あくまでもこれは推計でしかありません。それぞれの件数に応じて、例えば10kgの米を送ったとすれば、それをカウントしてということでは分かりませんが、その中で、基本は、本町産のお米ということではしておりますが、例えばつや姫とかいろんな部分で、本町で対応できない場合は、JA庄内たがわさんの協力のもとに、多少のそういった三川町産米以外も入ってくる部分があると思います。

そういった部分を推計して、本町の部分が半分以上、先程言った90%お米がある中の多くの部分は本町産を基本にしておりますけれども、その中で、あくまでもこれは推計の数字でございますが、大体100tを超える米が、これは12月までの推計でしかまだ現在把握し

ておりませんが、100 tを超えるお米が返礼品としてそれぞれの寄附者の方に送られているということで把握しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 町内の消費者の米で、町内産の米を中心にやっているけれども、足りない部分はどうしても農協さんとか他のところから集めてやっているというふうな説明がありました。それはそうなんでしょうけれども、できれば、これだけ、100 tですか、その米をふるさと返礼品でやっているというのは、とても町内の米としては率として大きいのかなというふうに思います。

私、ざっくり調べたというか、私なりに調べたところ、本町の水稻の面積、これは1,722haで、主食用が1,300haで、1反歩あたり10俵で換算しますと、トン数でいくと7,800 tというところなんです。そのうちのふるさと返礼品は、私が計算するともうちょっと、9割でするともっと多い計算になりますけれども、それにしても、いい率になると思います。プラス30 kgを2万円を出しているというところで、普通に出せば60 kg 1万1,000円のところが4倍もの値段で流れているということでもありますので、もっと町内産の米を使うような努力というものはした方がいいのかなというふうに思いますけれども、見解を伺います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 米のさらなる利用ということでございました。この部分につきましては、現在も広報に出しながら、返礼品を取り扱う方、それから事業所を公募して、28年度からの返礼品のメニュー、先程町長の答弁にあったとおり、新たなメニューということで、米のみならず、例えば米の加工品、現在もパックスライスとかいろいろな部分がございますけれども、そういった組み合わせを行いながら、品種もつや姫のみならず、ひとめぼれ、はえぬきとかそういった部分につきましても、ひとめぼれの30 kgとかはえぬきの30 kgとか、実際の取引価格、ここがふるさと応援寄附金として売り出す場合、本町のそれぞれの農業者なり事業者がいろいろなパッケージを含めて、創意工夫を凝らして、ずっと連続してこれまで特Aの品質を確保してきた、そういった部分を、パッケージ、それからふるさとチョイスの広告掲載の中に謳いながらPRしてきているところですし、本町の農業の有機、それから無農薬とかそういったいろいろな組み合わせも、現在、それぞれ農業者も増えてきております。現在は、17の事業所なり個人の方から取り組みを行っていただいております。

こういったものが、現在28年度、さらに若い農業者とかいろいろな商工業者の方から参加いただいて、本町のお米のさらなる販売促進に繋がればということで、現在も新たな参加者の方を募っているところですし、引き続きそういった部分で本町の米のPRをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 本町の米のPRをしていくということでありました。

本町の米が、米はそれだけの生産量があるのに、なぜふるさとの返礼品にならないのかというところで私なりに考えてみたら、精米して梱包して送るのまで一応こっちの方で農業者がやらないといけないというふうな話でした。普通、農家の方でありますと、すぐ米をやっ

て、JAなどのところへ全部持って行って、やはり売る努力というのはしていないと。していないものだから、それをあえて精米してパックにしてシールを貼って、運送屋さんの宅配便に載せてやる。大変これは手間がかかるんだというところで、そういう能力というかそういうのに今まで長けてこなかったというところが原因かというふうに思っています。米は当然あるし、おいしい米を作っているわけでありまして。昨今、いいものを作ればいいという時代は終わったというふうに思います。

先日も、今まで日本の技術の最先端と言われたSHARP、あれも技術的には世界トップレベルであります。100年も続いたSHARPがどうして潰れていくのかというと、市場を見たマーケットについていけなかった。鴻海という組み立ての会社に、もともと子会社で、自分もそこに頼んでいた会社が潰れてしまうというふうなことであります。

農業も、同じ経済の中にあっては、同じというふうに私は思うんです。農業も、売る努力、市場を見たそういう努力というのが足りなければ生き延びていけないというふうに私も思うんですけれども、ふるさと基金2億近くあるわけでありまして、もっとその辺に使う予定というのはありませんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ふるさと基金、現在補正予算で4億8,000万円ということで5億に近づいているわけですが、この基金の充当につきましては、先程町長の答弁にありましており、いろいろな本町の特色を生かした新たな取り組みということで、現在も瑞穂の郷とか農業のいろいろな新規の事業に使ってございます。

来年度につきましても、そういった本町の農業をさらに魅力づくり、魅力アップするための政策にも充当するというので新年度の予算の方にも計上をされている、ふるさと基金を活用して、充当して推進するというふうになってございますので、そういった部分からも、農業の新たな魅力づくりのために寄与できるものというふうに思っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前11時36分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- |                |                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 町長の政治姿勢について | 1. 町長に再選され1年余りになりますが、これまでの想いと、今後、住民の福祉向上・安心して住める町への考えは。                        |
| 2. 農業政策について    | 1. 農産物を生産し加工までしようとする、市場や農協のように安定した販売先がないとできない状況です。生産で付加価値を高めた方策が必要と思われるがその考えは。 |

2. 今、全国的に農業でも労働力不足が深刻になってきています。今までは高齢者・女性が貴重な戦力でしたが、加齢に伴い体力を使う仕事を敬遠しています。

農業は、繁忙期が限定期間です。その特徴を活かすか、マイナスと捉えて政策を展開するか考えは。

3. 高齢者が、大規模・高収入の経営は無理でも、自分の体力にあった規模の農業をすれば効率よくでき、年齢にかかわらず生き生きとした生活ができると思うがその方策は。

3. 地域の活性化策について 1. 先の国勢調査で三川町の人口は、5年前に比べ3人減にとどまったと報道されました。

社会動態の影響と捉えますが、今後、地域の繋がりや活性化をどう図る考えか。

2. 住宅開発で民間・公営の方法がありますが、それぞれの利点があると思います。今後の方向性は。

3. I ターンの受け入れや、人口減少を続けている自治体が入り込んでいる空き家の活用等の施策を早めに進める考えは。

5年前の3月11日、この議場が予算審査特別委員会中、大きく揺れたことを昨日のように覚えております。東日本大震災で、今現在、死者・行方不明1万8,455人の冥福を祈るとともに、まだ復興途中であります被災地の1日も早い復興を願うものであります。

第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、町長の政治姿勢についてであります。

町長に再選され1年余りになりますが、これまでの想いと、今後、住民の福祉向上・安心して住める町への考えを伺います。

次に、農業政策についてであります。

農産物を生産し加工までしようとする、市場や農協のように安定した販売先がないとうまくできない状況にあります。生産で付加価値を高めた方策が必要と思われませんが、その考えを伺います。

今、全国的に農業でも労働力不足が深刻になってきております。今までは高齢者・女性が貴重な戦力でありましたが、加齢に伴い、体力を使う仕事を敬遠してきております。

農業は繁忙期が期間限定です。その特徴を生かすか、それともマイナスと捉えて展開するか、考えを伺います。

高齢者が、大規模・高収入の経営は無理でも、自分の体力に合った規模の農業をすれば効

率良くでき、年齢にかかわらず生き生きとした生活ができると思うが、その方策を伺います。

最後に、地域の活性化策についてであります。

先の国勢調査で、三川町の人口は、5年前に比べ3人減にとどまったと報道されました。これは社会動態の影響と捉えておりますが、今後、地域の繋がりや活性化をどう図る考えか伺います。

住宅開発では、民間・公営の開発方法がありますが、それぞれの利点があると思います。今後の方向性を伺います。

Iターンの受け入れや、人口減少を続けている自治体を取り入れている空き家の活用などの施策を早めに進めるべきと思うが、その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、政治姿勢に関するご質問であります。私は、昨年より4期目の町政執行を担わせていただいているところでありますが、このことはこれまでの町政運営に対する町民の皆さまのご理解によるものと、感謝と御礼を申し上げる次第であります。

この間、私は、町民目線に立った誠実な町政運営に努めながら、総合計画に沿った施策の実現と、町民の皆さまとの協働のまちづくりを目指し、安全安心で住みよい町、町民の健康と福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに、産業振興に邁進し、未来に繋ぐまちづくりに取り組んできたところであります。

今後におきましても、町勢の発展と町民の福祉向上に努めるとともに、平成28年度においては、地域交流・子育て支援施設整備事業や桜木地区住環境整備事業、さらに、かわまちづくり整備事業の公園整備工事に着手するなど、教育・子育て環境の一層の充実や人口減少対策及び安心で魅力あるまちづくりに積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業政策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、生産で付加価値を高めた方策については、先の佐藤正治議員への答弁にも重なるところがありますが、6次産業化は、農業者が加工や販売・サービスまで行って農林水産物の付加価値を高めた農産加工品販売により所得の獲得を目指すものであります。生産から販売まで一貫した流れの中で、消費者に求められる商品づくりが最も重要であり、それはまた非常に難易度の高いものと理解しているところであります。本町においても多くの特産品が誕生しておりますが、消費者の目線に立った商品開発、付加価値づくりには難しい面のあることを踏まえ、農業者の6次産業化への取り組みについては、専門的な機関と連携しながら総合的に支援してまいりたいと考えております。

次に、農業の現場における労働力確保にかかわるご質問であります。本町では、有機栽培米を生産する農家が除草作業にヘルパーを求める例をはじめ、米づくりでの繁忙期の求人や雇用を中心に、それぞれの農業者の実態に合わせ労働力を確保しているものと認識しております。実際の求人先としては、シルバー人材センターやJAの農業ヘルパーセンターがありますが、JAにあっては、求人者・就労希望者ともに年々増加しているということで、現時点では労働力の需給に対応できているとのことでありましたので、町としての農業の季

節労働に係る具体的な政策は考えていないところであります。

次に、高齢者が年齢にかかわらず生き生きと取り組める農業についてのご質問にお答えいたします。

農業従事者の高齢化と相まって、担い手の確保が重要な課題となっておりますが、現実的に高齢者が今後さらに増えていく中で、高齢者の持つ豊富な経験と技術・ノウハウは、農業にかかわる生きがいつくりとともに、地域農業の新たな活性化に繋がるものと考えているところであります。

次に、地域の活性化策について、1点目の地域の繋がりや活性化に関するご質問ですが、昨年実施いたしました国勢調査の県速報値において、本町の人口減少率が低く、かつ世帯数の増加率が上位となったところであります。

その要因といたしましては、幼稚園保育料の無料化や出産祝金事業の創出等子育て支援事業の充実、さらには、民間事業者を含めた小学校周辺での住宅地整備など、若い世代が求める総合的な子育て環境の整備が評価され、町外からの転入に繋がり、自然動態の減少を社会動態がカバーしている結果であると分析しているところであります。

しかしながら、今日の社会情勢の中におきましては、若い世代を中心とする多くの方々は、1日の大半を過ごす会社や職場での結びつきが強いことから、地域での活動や交流等に関する参加意識の希薄化は進んでいるものと認識いたしているところであります。

このような状況を踏まえ、協働のまちづくりの理念のもと、時代の変化に対応した地域づくりを推進するため、住民主体の多様な活動やサービスの提供などを行う拠点づくり事業、さらには、地域課題の解決に向けた公益的な活動支援事業等について、三川町協働事業提案制度等により積極的に支援してまいる考えであります。

2点目の住宅開発であります。本町におきましては、土地開発公社による住宅団地の造成や民間主導の宅地分譲の誘導等によりまして、人口減少に歯止めがかかってきたことは紛れもない事実であることから、多様な住宅需要に応え、流入人口の受け皿として必要となる住宅用地を確保し、快適で利便性の高い住環境の整備を図っていくことは、極めて重要な施策であると考えているところであります。

しかしながら、県内市町村の宅地開発等の現状を見ますと、住宅地の販売が伸び悩み、残地を抱えている自治体も多いことから、十分慎重な対応が必要であることは言うまでもないことであり、今後の住宅開発の実施主体につきましては、住宅需要や景気の動向を踏まえながら十分検討を行い、適切に判断してまいりたいと考えております。

3点目の空き家の活用等についてであります。本町におきましては、今年度、空き家実態調査を行うとともに、町内にある空き家を有効活用し、本町への移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、町の公式ホームページに「三川町空き家バンクサイト」を開設したところであります。

このようなことから、今後におきましても、既存住宅地の人口減少と高齢化に歯止めをかけるとともに、地域の活性化と魅力あるまちづくりを推進するため、移住・定住を希望する方への空き家に関する情報提供等の各種施策を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 私の方からは、通告をいろいろやっておりますけれども、当町は基幹産業が農業ということですので、農業政策と地域の活性化で繋がりを持って質問したいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

初めに、農業政策と人口増加策にもかかわることでもありますけれども、今年度の町長の施政方針の中にも、転入された町民に三川のお米を贈呈するということが謳ってあります。その場合、我々は数年前、北海道の白老町に視察に行ったときも、そこではやはり新住民にお米を贈呈しておりました。この贈呈するお米はどういう米を贈呈するのか、そしていくらの量を贈呈するのか伺いたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今ご質問にありました取り組みにつきましては、転入される方、それから町民で婚姻、結婚される方、それから出生、そういった方のうれしいときにハッピー米という形で記念にお米を贈呈しようということでございます。

実際には、今準備を進めていますのは、三川産米であることと、それから3種類のお米を食べ比べていただきたいというような思いで、例えばはえぬき、ひとめぼれ、コシヒカリ等、まだ組み合わせが決定したわけではございませんが、食べ比べということで3種類を準備しながら、さらに一つずつが300グラムということで、今現在は進めております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 新しい転入者にもということでしたけれども、当地域では、庄内では、やはり十数年前、ササニシキが全盛期の頃、庄内のササニシキはおいしいということで、触れ込みでやっておりましたが、実際、温泉街の旅館では、高いササニシキを提供しないで、「庄内のお米がそんなにおいしいわけではない」とお客さんの不評を買ったことがあります。

私が今言ったとおり、三川産のお米をやる場合、最初に食べるお米、あるいは弁当、食堂のお米、そういうものが第一印象の味が大切になりますので、最初が悪いとリピーターにならないということがあります。

そこで、私からの提案でありますけれども、小分けですので、玄米を配布すれば、消費者にこういう小さい精米機もありますよという告知をして、消費者が玄米から精米したての匂いのお米はまずいとは感じません。ですので、玄米を配布する方法も一つの策で、精米機も小さいのがあります。新世帯の場合は、少人数ですので米の消費量には限度があると思っております。それを精米したものをずっと置けば味が落ちるのは当然でありますので、玄米であれば食べる少し前に精米して、米をといで食べる。実際、全国でも玄米を共同購入して、産地も知らせずにやっていると、どこの産地とかの問い合わせもなく、玄米から精米したらおいしかったという消費者の声もあります。

三川産のお米を出す場合、品種もそうですけれども、三川では特栽有機米を合わせると、四十数%の面積で特栽有機米もやっておるわけではありますが、実際そういう米の安全安心と味には自信もあると思っておりますけれども、一般米のものでも、こういう玄米でという方法もと

れば、三川産のお米の最初のイメージが良くなるのではないかと思います、こういう提案はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 確かに、プレゼントされる側、もらう側からすれば、第一印象でおいしいと言っていたら、それが大きくいいイメージで繋がっていくんですが、そうでない状況ではあってはならないわけです。

今、現在考えているのは精米したものを真空パックにして3種類ということですので、量的にも300グラムということは2合ですか、多くはないので1回使いきりというような量でもありますので、そういった面では、おいしい米を、三川の米をお届けできるのかなというふうには思っています。

ただ、ご提言がありました玄米というのも、見方によれば確かに、もらった方が、さらに精米を自分ですれば一番新鮮なわけですので、そういった面も考えれば、少し検討させていただきたいとは思っています。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） つけ加えますと、精米機があるところは、自分で精米歩合を調整してできるということでもあります。私も違う仕事で携わったことがありますけれども、普通の玄米1割減らせば普通の食用米、2割減らせば前のお酒でいえば2級酒、3割減らせば1級酒、今はこの等級がなくなりましたが、今話題の吟醸酒とかそういうレベルの高いものになれば、半分、米の芯ぐらいで作っていると。最高のものになれば65%ぐらいの、減らして、本当の米の芯で作ったお酒、フルーティーな匂いのする大吟醸とかを作っているわけですので、お米を精米の仕方によって好みに、米のおいしさも分かると。今の時期からいえば、お米の値段は一家の食費から見ればそんなに大きい割合を占めているものではありませんので、半分以上精米して本当においしいものを経験するという手もあろうかと思われまますので、これは補足まで、説明しておきます。

そして今年度、先程言った、施政方針にあったとおり、いろんな交流人口のイベントということで、秋まつりでもイベント、農業、商工業ということで展示してやるということでしたけれども、秋まつり、今まで地区の展示なんかは外でやっていたわけですが、そういう規模になると、外でのイベント、今までのイメージですと、体育館の駐車場、あそこでのイベントになるのではないかというイメージですけれども、その具体策等あったら伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいま質問にありました、みかわ秋まつりの際に、農業と商業の主題になったイベントを開催したいということで考えておるところですが、実際に農業については、直売ですとか、それから食にかかわる出展ですとか、それから青果市場がございまして、いわゆるこういった流れで野菜等が流れているんだよというようなことも知ってもらいたいということで、模擬競りですとか、農業部門でいえばそういったものも考えていますし、外・内考える中では、軽トラックでのトラック市も今検討しているところで



す。

一方で、産業の部分、農業以外の部分につきましても、三川にいろんな業種がございます。いろんなものを作っているということで、身近な会社がどういったものを出しているのか、仕事をしているのかということが分かるブースを設けて、町内企業の皆さんにも参加していただいて自己PRをしていただきたいというような内容でございます。

これは、なの花ホールもしくは三川町体育館ですか、かなり大きな場所を借りまして、今言った内容で開催したいということで検討を進めているところです。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） イメージですと、やはり農業のアピールということであると思えますけれども、そこに農業者、若者等がおりますが、そういうものをどういう絡みで協力していただき、農業への自覚等を図る考えがあるのか伺いたいと思います。商売として農業者がお客さんの意見を聞く場としてのイベントとしてのあり方を模索しているのか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 最初にイベントのイメージなんですけど、秋ですので、収穫感謝祭というようなイメージで考えています。参加いただくのが、農業部門については各種農業者、産直、物産という形を考えているんですけど、参加される方が主役になるというふうイメージしています。農業者が自ら作ったものを売る、もしくはPRする。今言われたとおり、逆に自分の商品がどういった評価をいただくのかというような、そういう場にもなれば、まさに収穫感謝祭だけでなく農業を違う視点で見られる場にもなろうかと思っておりますので、そういった形も含めて検討してまいりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町では、昨年、瑞穂の郷づくりということで、米に特化した政策を打ち出しました。これは極めて斬新でいいアイデアだったと、だったではなく、だと思えます。今現在も進んでおりますので。

ただ、ここの中で大規模化、あるいはこだわったお米等、直播等あるわけですがけれども、人口に占める絶対数、今まで農業もやってきた人も含めてですが、実際にいてまだやれる農業者への対応が謳われておりませんので、経験豊かでやってきた人たちが、共同での大型化でもなく、老夫婦という言い方は失礼ですが、人生経験豊富な人たちが自分なりにやれる面積で付加価値のあるものを生産して、生き生きと農業で暮らしていけるという政策が見えてこなかったものですから、その辺の考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 昨年度から進めています三川町での瑞穂の郷づくり事業、本当に米の価格が下がって経営的に大変だという状況を踏まえてなお、やはりこの地域については米を生産する条件が全国一だろうと、整っているだろうということで、苦しいけれども改めて三川町の特産品は米であることを打ち出した事業でございます。

ただ、具体的には今、大規模化を目指す農業者への支援ですとか、有機特裁、そういった付加価値を持った米を作る農業者への支援ということを行っておりますが、すべてを盛るこ

とができない、いけば、もっと効果的にやるためには、支援する対象、内容を絞り込んでやる必要があるということで、今現在は三つの視点でメニューを組んでおるところでございます。

27年度、おかげさまで、手法としての事業ではございますが、予定どおりの活用となっております。直播等についても当初予定以上に大きく進展しているところでございます。

絞り込んだ結果として、例えば高齢者ですとか女性がいわゆる経験、ノウハウもしくは感性をお持ちですので、そういったものを活用した農業の捉え方というのも当然重要であると思っております。

ただ、今、瑞穂の郷の中では絞り込んだ結果に出てこなかっただけでございますが、例えばその視点でありますと、徳島の葉っぱビジネスですか、有名な部分でございます。1,700人ほどの町で、なお、高齢化率が50%を超えて、その方々が言うのですから言いますけれども、限界集落というような状況の中で、農業の先が読めないといった状況の中で、葉っぱビジネスを始めた。高齢者であり女性であり、大きい力の要る農業ではない、葉っぱを集めて、いわゆる日本料理なんかで使うツマを商品化したということで、聞けば2億ほどのそういった規模になっているということですし、おばあちゃんが1,000万円を稼ぐという方も出ているというふうに聞いております。

経営としての大規模化とか付加価値化、それは大事な流れですが、一方で、議員が言われるように、高齢者とか女性とか、そういった方々が自分の力を出しながらできる、今言った葉っぱビジネスもそうなんです。そういった形で農業に携わっていくと。例えば伝統的な料理ですとか塩蔵の加工品ですとか、結構庄内の産直施設でも売られていますが、ああいったものに取り組むといったことも十分考えられますし、かなり可能性はあるというふうには考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今出ました葉っぱビジネス、あの町はJAの職員が声かけして行った事業であります。私は二十何年、ごみを勉強した議員であります。あそこは分別でごみを出さないということで最初有名な町で、私もあそこの勉強をした経緯があります。あそこは今現在は、25種類に分別すれば出すものは紙おむつしかないという家庭ごみの状況でありまして、ちょっと話がそれますけれども、おむつだけなら小規模の焼却炉で処分できるというような状況でした。

ただ、三川町の場合は特殊ですので、家庭ごみだけでなく、知っているとおり、青果市場のごみとかがあるものですから、そういう方法がなかなか難しいという状況も学んだところでもあります。そのところが逆に今度、山のところですから、もみじの葉っぱをはじめとする木の葉っぱ等、多くありますから、そういうことが料理のツマとして販売できるということで、今高齢者がお小遣いがすごいというような状況でありますけれども、この三川においては、我々はそういうイベントをやった経験がありますが、何もない、山もない、海もないというような状況下で方言大会等のイベントをやった経緯があります。

ただ「ない、ない」ではなく、今答弁者が少し触れましたけれども、高齢者が長年培って

きた特産品、しょうゆの実やしそ巻きも当然ですが、しその実をまた加工してご飯と食べておいしいものだというような、そういう伝わってきた、何も大げさに6次産業化と言わなくても、そういうもので高齢者が収益を上げるという方法もあるはずであります。その辺の考えをもう少し突っ込んでお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 特別なものを求めるわけでもなく、昔からこの地域にあるもの、伝統的な食材、料理等ございます。先程議員も言われましたけれども、例えば手作りのみそですとかしそ巻き、しその実、しょうゆの実、山菜の塩蔵物、加工品等々ございます。こういったものについては、確かに魅力的な商品になる可能性、先程言ったとおりなんですが、可能性が私は高いと思っています。実際にそういったものについては、三川にも二つの産直施設がございしますが、他の施設に比べれば若干少ないかなと思っています。ですので、可能性のあるそういった食材についても、作れる人たちに声をかける、もしくは、どうだろうというような形の中で動いていただければ、積極的に取り組んでみようかなというふうに言っただけのような環境は作りますけれども、作りたいと思いますが、言っただけであればいろんな形で応援できるかなと思います。結果として、そういった地元の物についても特産品等としてデビューできますし、実際に作った人は、本当にお金、収入が入って、収入として入って生きがいにも繋がるだろうというふうに思いますので、その辺の分野についてもこれから取り組みを考えてみたいと思います。

なお、一つご紹介ということになるんですが、三川町は山がないということはそのとおりなんです。ただ、水田がある中で、育苗のハウスがたくさんございまして、園芸作物を作付しているところもありますけれども、多くは育苗のためだけで空いているというところがございます。そういったところに目をつけまして、昨年度からシャインマスカット、ぶどうです、ね、昨年、苗に対して応援しまして、6人の方が空いているハウスに苗を植えました。今年、その苗にシャインマスカットという、接ぎ木をして、3年後、2年後には商品として出すような動きを今進めております。出す場所は、最初はマイデルということで、自分たちのお店に出すということをお話を伺っておりますが、そういった、同じように、三川町にないということではなくて、あるものを活用して新しい取り組みを進めるということも十分できますので、そういったことも含めて今後考えていきたいと思っています。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 農業の労働力のことでありますけれども、シルバー、JAのヘルパー制度もあるわけですが、全国的に見た場合、繁忙期がずれておりますので、結構今若者がさくらんぼ農家に来て、そしてみかん、その後沖縄、その後長野県のレタスということで、普通のサラリーマン家庭の若者がそういう形で農業現場を渡り歩いて、ここは住んで農業をやりたいというところで、実際農業者、農業をやっている若者がその中から出ております。若い農業者が育つ条件として、そういう方法も利点としてはあるのではないかなと思われるんです。

そういうことで、何か特産開発のものにもよりますけれども、当町は果樹はそんなに盛ん

ではありませんが、忙しい時期というものがあって、三川にもそういう人たちから寄っていただければ、三川の良さ、三川の良い環境の良さ等に気づいて、当町で農業をやりたい、この平場の条件の良いところで農業をやりたいということも出てこようと思います。そういう人の流れをゴールデン農道づくりということで運動しようとしているところもありますので、三川にも繁忙期、いろんな仕事があるわけですが、呼ぶという方法も全国へのアピールとしてあるのではないかと思います、全国にアピールするという形でそういう考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今、農業にかかわっての労働力という視点で、全国的には農業の繁忙期、作業の繁忙期がずれていることで、それを渡り歩いて仕事にしている若者たちもいるというなお話でした。そういった流れで当町の方にも来ていただく、結果として当町を知ってもらい、また、もしかしたらこの地で農業を始めてもらうような、そういった可能性もということでしたが、そういったこともよくよくは出てくるかとは思っています。

ですが、現実的に今現在、では、そういった労働力を雇用する、求める人たち、農業者が今いるかということから考えますと、先程答弁でもございましたとおり、JAのヘルパーセンター、こちらの方も年々増えているということでお話しましたが、求人が93人だそうです。うち三川が4人。一方、職を求めている人は65人だそうです。うち三川が4人。実際に成立したのは1件。

私が言いたいのは、まだまだいろんな形で労働力を確保しながら、工面しながら回れているので、外から求める労働力というのはさほどニーズは今のところないだろうというようなところですよ。

また、シルバーについても、ないとは言いながらも、三川の場合は果樹等が羽黒、櫛引と違って盛んではございませんで、主力が米ですので、有機栽培農家の方がひえをとると。農薬を撒けませんので。そういったときをお願いするというようなことで、これについては毎年ある程度、10人ほどですか、そういったぐらいの形で労働力が入っているという状況のようです。

繰り返しになりますが、まだそういった状況がないのではないということではなくて、将来的にはそういった可能性があるとするれば、そういったテーマで検討して準備していくことは必要かと思っておりますので、一応そういった議員からの情報提供もあったということでさせていただきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先に有識者で作る日本創成会議が全国で一番早く自治体として消滅するということを発表した、長野県の境の、群馬県の南牧村というところがあるわけでありまして、でも、実際若者も少なく、高齢者も比率的には高いところですが、その中で、70代はその地域にとってはまだ若い世代、現役世代ということで、先程言ったように、いろんなもので小回りの利く、生活できる農業を営んでおられるわけです。逆に、全国的に

注目されたからいろんなことをやって、逆転の発想で今がチャンスと捉えてやっているわけでありまして。そこにもやはり先程言った全国を渡り歩いた若者が農業として住んでいるということでもあります。

そこで、先程言ったとおり、地域開発と絡むわけでありましてけれども、そこには三川でも空き家対策としてやっておりますが、Aランク、Bランクをつけてやっているわけでありましてけれども、参考までに、今、三川でAランク、Bランクの数はどのくらいなのか、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 昨年実施しました空き家の実態調査、まとまった部分で、若干数字は取り壊しとかで動いた部分がございますけれども、Aランクということで、Aのランクというのはほぼ修繕不要という部分になってございます。こちらについては、3地区合計して45戸ということで把握しているところでございます。その反対で、悪い部分をDという形になってございます。利用可能な部分はAランクということで、45戸になってございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この南牧村では、人口減少対策ということで、私が早めに動くべきと言っているのは、村でやったわけではなく、住民が自ら調べ歩いて、空き家の持ち主にも連絡をとってやっている。実際、それで16世帯で二十何人か増えたところでもあります。これは、物の本を読みますと、決して三川みたいなAランクの建物ではなく、自ら入って直して、そこに住みたい、そこで生活していきたいというようなことでもあります。

逆に、この民間ですけれども、よく調べたなと思うんですが、行動が早いんです。悪いけれども、行政でやっていけば、今までずっと期間もあったのに、去年も調べましたけれども、ちゃんとした資料を出したいのは分かります、専門業者に頼んでやっているのも分かりますけれども、事業展開する場合、このように民間の団体の方が早くやって、空いているところは、住みたい人が絶対数いれば、それを早く取り入れるためにも早い展開が必要なわけでありまして。そのように早い展開をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 空き家対策でありますけれども、こちらの方については先程町長の答弁の方にもありましており、昨年の秋に空き家の実態調査をしてその結果をまとめ、この3月の頭に、今週頭ですけれども、空き家バンクを立ち上げたところでございます。本町のホームページもリニューアルになりましたけれども、そちらの方にアップいたしましたので、すでに登録できるような状態にしているところでございます。現在はまだ1件の登録ではございますけれども、この部分については引き続き空き家の利活用、そういった部分、さらには移住促進に繋がるように、これからも積極的なPRを図って、空き家バンクの充実、さらにはそういった転入等の方の利活用の支援を図ってまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） この利活用によって人口が増えていくというようなことであろうと思います。

私なぜ「早くやれ」と言うかという、他の、先程言ったとおり、三川は3人の減少でとどまっておりますけれども、どこも人口減少ということが分かって、創成会議で名前も挙げられておりますけれども、この創成会議でも、「何もやらなければ」という設定であります。だから早めに、三川も横ばいの状態で手を打つてということでもあります。

例えば、三川は子育てというようなことをやっておりますけれども、先程の南牧村でも、子育て環境としてはすでに出生祝金とか、増改築した場合、最高で50万円とか、いろんなことをやってきて、それでも減って、全国最初になくなる自治体と指摘を受けているわけです。だから、この地域と山合いのこの村と比べれば、本当に三川は環境が良いので、こういうものをどんどんアピールして行って、三川と同じような政策をやっている、三川の場合は私は成功していると思っているんですけども、こういう三川と同じような政策をしても人口が離れていっているということですので、そういうことが、一生懸命やっていることを今、三川がやれば、今の状態を保つことができるのではないかと。

そして、平場ですので、企業誘致、やはり若者をとめるのは、そういう子育て支援だけでは繋ぎとめることができないということで、働く場ということでもあります。今これから三川、幸い、よくマスコミで騒がれている塩漬けの土地は三川の場合はないわけでありましてけれども、これからそういう職場環境、本当に企業誘致というのは難しい、宝くじに当たるより難しいといわれるような近年の状況ではありますけれども、そのように、雇用の場の確保等と人口増加策の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 人口増加策、雇用の場の確保ということで、この部分につきましては先程も町長の答弁の方にもありましたけれども、雇用の場の確保については、三川の産業団地の新たな拡張ということで引き合いもある、そういった工業用地、そういった部分については今後積極的に進めていきたいということで、土地開発公社の方の取り組みというふうには今後はなるかと思っておりますけれども、それに加えて、すでに現地の方で安全祈願祭等も行われておりますが、既存の企業の拡張という部分もござります。いろんな面で、本町への企業の誘致、さらには拡充、そういった部分について、町として支援できる優遇策もPRしながら、さらには、県内一円の工業団地等をPRする県で策定しております冊子等、県外の方にもPRする機会がござりますので、そういった部分も積極的にPRしながら促進してまいりたいというふうに考えているところで、定住人口の拡大ということで、住宅用地、その開発については、民間それから公設、いろいろな部分、やり方はござりますけれども、本町にとって、これまで、先程の町長の答弁にあったとおり、自然動態を社会動態でカバーしている部分がござりますので、そういった部分に向けて、民間それから公営的なものでの住宅の開発については、来年度の計画で、地域交流拠点、子育て拠点施設を中心とした新たな住宅の開発も計画しておりますので、そういった本町が有する子育てに対する手厚い部分、優遇的な部分を積極的にPRして、定住人口、移住人口、そういった部分の増加に繋

げていけるように、積極的にこれからも推進してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） その住宅開発等でも、やはり三川の場合、民間開発、公的開発、それぞれ利点があると思われれます。民間開発であれば、家賃あるいは建設費が少し高くても自由に、いろんなものに拘束されることなく住めるという部分。あるいは公的なものは、家賃等が、土地等が民間と比べれば安い。逆にそういうものには、他の例ですけれども、公的なものには、家賃が安い代わりに30代ぐらいまでの人は消防に入ってくださいとかいう条件も出しているところもあります。

先程私の説明した群馬県の南牧村では、民間の人たちの会が調べて、家主に、借りたい人がいるということで問い合わせをして、条件として、きちんと近所づき合いをすること、地域の伝統行事には必ず参加することという条件をのんでいただければ貸してあげますよと。やはりふるさとを離れても、ふるさとの思いとして、地域の繋がりを重要視しております。

三川の新興団地あるいは住宅開発で入って、新たな住人たちの繋がりに対しての考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 本町で最近の民間開発といいますと、現在は横山の城下地区での住宅の分譲が現在も行われております。宅地分譲が行われておるところでありますし、猪子地区でも民間の宅地分譲が行われております。公的な部分は、本町の神花ニュータウンで、完売ということで現在はなっておりますけれども、そういった中で、民間の宅地分譲であっても、これはあくまでも強制はできないわけですので、良好な関係をという部分については、開発主体の民間業者の方にも、地元と良好な関係を保つように努めて、その辺を販売するときをお願いしてほしいと。これは、ごみの集積とかいろんな部分、ございますので、あと、例えば宅地の購入はしたけれどもいつまでも住宅が建たないで荒れた、そういったことのないように、良好な管理、それから住民の地域コミュニティが成るように、開発主体の方にもお願いをしているところでございます。そういった部分については、引き続き民間の開発について、地元の町内会等と良好な関係、さらには居住環境が適正に維持されるように、引き続き開発者の方と協議、それから意思疎通を図ってまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） それで、人口増加策にも触れるわけですが、三川町の人口ビジョンにも載っておりますが、今後も三川町に住み続けたい方が8割と、多くある状況であります。ただ、町外移転を希望する方たちの声には、不便を感じる面ということで、交通の不便あるいは買い物の不便、医療の面とあります。この調査はいつか分かりませんが、最近には近くにコンビニ等もできて、その辺はある程度解消されているのではないかと思います。医療への不安が大きいのは確かだと思います。

先程同僚議員が言ったとおり、ここから行くには大変ということで、私は前も提言、質問

したことがあるんですが、逆に三川町に医療機関を呼ぶという方策。実際、小児科が土日も開いているということで、すごい子どもたちの診察があります。そして、やはり休みの日も開いている歯のお医者さん、三川にもあるわけですけれども、それも受診者が多いという現状でありますので、地域的利便性もたびたび言われておりますけれども、逆にそれに医療機関が増えればまたいいと思いますので、医療機関に行くでなく、医療機関を呼ぶ。知っているとおりに、今は総合病院に直は行きませんので、地元の医者あるいはかかりつけ医等の診察を受けて病院というパターンになりますので、医療機関を三川に呼び込むという方策の考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） アンケートの方については、昨年の27年6月から7月にかけて、本町の人口ビジョンと総合戦略を策定する際に、それぞれの年代の若者、それから町外の移住した方とかいろんな各層にアンケートをとったところでございます。その中で、転出したいという、先程志田議員が言われた医療の部分というのもその中にあったところでございます。

その医療の部分につきましては、これはやはり庄内の中でのそれぞれの医療のエリア、当然鶴岡、酒田、あるわけですけれども、そういった部分、本町の有するこれまでの既存の医療体制、医師が本当に確保できるのかについては大変難しい部分もございますので、その部分については、企画調整課の方として直接お答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 現実問題的なものもあって、今答弁というものも大変ということは理解しますけれども、そういう目標に向かって、少しでも人口、お昼と夜の時間帯、三川がお昼の時間帯いる人数が1.3ぐらいでしたか、山形県では最高の自治体なわけです。その人たちの利便性を考えれば、こういう医療機関あるいは買い物、近いところというものがあれば、若い夫婦たちが職場、仮の場合ですけれども、鶴岡、酒田にある場合、三川に住めば両方に交通の便がいいというようなこともありますので、そういう三川に働いてきている日中の人口の多い状況の中で、その人たちへの三川へ住むアピールをもっと強く行うべきではないかと思っております。

同じ井の中の人口の奪い合いではありますけれども、この地域から活性化をするためのアピール、そして来ていただく方と地域との繋がりを密にするというような方策を最後に伺いたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 本町に来ていただくための活性化策、アピールということでございました。これまでも、総合戦略、三川のMターン戦略ということで昨年策定したところでありますし、総合計画についても、新年度からそういったものに基づいて進める計画で新年度の予算の方を計上しているところであります。

本町の、選んでこの町に暮らしていただけるというMターン戦略の考え方に基づいて、移



住定住、そういった部分、本町から、これまで本町が評価されてきた子育て支援、それから教育関係含めたそういう移住定住に向けた住宅環境の整備の充実とかそういった部分については、総合戦略、それから総合計画、そういった部分を踏まえて、28年度からも引き続き外に向けて情報発信して、移住定住に繋がるような施策を展開してまいりたいということで考えているところでございます。

- 議長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。
  - 議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 2時01分)
  - 議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時20分)
- 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員）

- |                       |                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 廃棄物処理の委託について       | 1. 一般廃棄物処理の委託について現状を伺う。                                                             |
| 2. 介護保険の改正に伴う町の対応について | 1. 要支援1・2が市町村事業になるが、町の対応を伺います。<br>2. 介護度1・2の保険はずしの方向にあるが、町の対応を伺います。                 |
| 3. 倒壊空き家対策について        | 1. 解体が必要と思われる空き家の対策について所見を伺います。<br>2. 解体補助金額の増額について所見を伺います。<br>3. 自己資金のない人の対応を伺います。 |

私は、平成28年第1回定例会 2016年3月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

質問に先立ちまして、5年前の本日3月11日14時46分に起きた東日本大震災で多くの尊い命が奪われました。この場を借りてご冥福をお祈りいたします。

最初に、廃棄物処理の委託について。

鶴岡市との間における一般廃棄物処理の委託についての現状を伺います。

2番目に、介護保険の改正に伴う町の対応について、2点伺います。

1点目は、医療介護総合確保推進法の改正により、要支援1・2の人を訪問介護、ホームヘルプ、通所介護、デイサービスから外し、市町村が主体である地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業へ平成29年までに移行とされ、三川町は平成29年度から移行計画ですが、町の対応を伺います。

2点目は、2015年11月末の厚生労働省による介護保険事業での認定者速報値では、要支援1・2の人は全国で174万4,000人、要介護1から5まで444万1,000人です。その中で、介護度1・2の人が228万6,000人。要介護者全体の半数以上、61.3%を占めています。

一方、三川町では、2017年度要支援1・2の推計は110人、要介護1から5までは417人、そのうち介護度1・2の方が211人、介護全体の半数を占めています。

政府は、給付を抑制するために、財政制度審議会での改革工程表に基づき、介護保険サービスのあり方を検討し、2016年末までに結論を得るとしています。その一つは、介護保険の要介護1・2の方について保険給付から外して、訪問介護、ホームヘルプの生活援助を原則自己負担か地域支援事業に移す方向が示されていますが、今後の町の対応を伺います。

3番目に、倒壊空き家対策について3点お聞きします。

2014年9月に町の空き家等の適正管理に関する条例が制定となり、2015年5月より、空き家対策特別措置法が全面施行され、国が整備した法律と整合性を持って進められている中で、1点目として、特定空き家等、解体が必要と思われる空き家についての対策を伺います。

2点目として、平成27年4月1日から施行されている三川町老朽危険空き家解体支援補助金交付制度での解体補助金額増額について伺います。

3点目に、生活困窮者や様々な事情で解体費用を見出せず、自己資金のない人の対応を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理の委託に関するご質問ですが、先程も町野昌弘議員にお答えいたしましたように、平成19年3月31日に鶴岡地区衛生処理組合が解散したことに伴い、その後、本町単独では一般廃棄物の処理を行うことが事実上困難なことから、鶴岡市に当該業務を委託し、今日に至っているものであります。

鶴岡市では、ごみ焼却施設の老朽化に伴い、平成32年度までに施設の建て替えを予定していることから、環境省の交付金の採択要件となる「鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画」を平成25年12月27日に鶴岡市長との連名で環境大臣に提出し、翌年3月27日に承認されたところであり、今後の施設整備に係る経費についても、本町では応分の負担を行うこととしていたものであります。

このような経緯の中において、昨年12月7日に鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画の変更届が環境省の方に提出をされていたということから、本町が知り得ないというようなことが判明したことにより、昨日の鶴岡市との調整において、鶴岡市側から、受託を前提として今後協議を行うというようなことを決定いただいたところであります。

本町においては、今までの経緯を踏まえ、鶴岡市には業務委託というようなことでお世話になっているということから、今後の事務レベルでの協議においても真摯な態度で協議に臨んでまいりたい、このように考えているところであります。

次に、介護保険制度の改正に伴う町の対応に関するご質問にお答えいたします。

初めに、要支援1及び2の要介護等認定者に係る訪問介護並びに通所介護等を含む介護予防・日常生活支援総合事業に関するご質問ですが、ご案内のとおり、平成26年6月に公布されました関係法令の規定に基づき、今年度から順次制度改正が進められているところであります。

本町においても、来年度から各般にわたる調整を開始し、平成29年度には、地域支援事業としてサービスの提供を展開したいと考えております。

2点目の、介護度が1もしくは2と認定された方が受けられる介護サービスの一部見直しに関する件につきましては、現在、国において議論されている状態であり、今後の推移について注視してまいりたいと考えております。

最後に、倒壊空き家対策について3項目のご質問ですが、関連がありますので一括にご答弁申し上げます。

まず、一昨年制定いたしました「空き家等の適正管理に関する条例」では、倒壊した家屋については、「管理不全な状態」と規定しており、所有者等は適正管理義務があるとしております。こうした空き家等に対しては、実態調査により、所有者に対して、必要に応じて助言、指導及び勧告、命令といった行政指導を行うものであります。長期間放置された建物は老朽化が進んでしまい、倒壊の危険や害獣・害虫の発生など様々な問題を引き起こす可能性もあり、所有者の適切な対応を求めることとなります。

本町では、今年度より、町内にある老朽空き家の解体撤去工事を対象とした「老朽危険空き家解体支援事業」により、最大で50万円の補助金を交付することとしております。ただ、ご質問のとおり、所得の低い方にとっては補助金の残りの負担が難しいといった声もありますが、国の補助金を原資としている支援事業であることから、その改善策については、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、自己資金のない方の危険空き家の撤去については、福祉的な面での支援や所有者の縁故者等による支援なども考慮することが必要と考えられます。また、協働の立場から、町内会等がボランティアで倒壊空き家の撤去に取り組んでいただいていた事例もあります。

いずれにいたしましても、来年度策定予定の「三川町住生活基本計画」において、住宅供給政策のあり方や方向性を示してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） それでは再質問させていただきます。

先程、午前中は町長の記者会見やごみの問題について一定程度の方向が示されてほっとしているところがあると思いますが、昨年6月から始まって今日に至るまで、様々なごみの問題にかかわることがあって、町民の皆さんは本当に不安というか、どういうことなんだろうとかという疑問とか、様々なことがたくさん今でもあふれていると思います。

私は、これは改めて説明責任といいますか、町民に対して数々の腑に落ちないところ、道理が合わないところ、それから今までの様々な、これはやはりごみ問題だけでなく、合併を含めてにかかわっての問題だと思っておりますので、町長に直に様々な今のこのことの中において質

聞させていただきたいと思います。

まず初めに、平成28年2月1日付、鶴岡市からの一般廃棄物の処理に係る事務の委託についての依頼文書には、「自立した自治体とは基本的にすべての事務を自ら行うもの」と記されていますが、自立の意味について改めて町長の見解を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中議員の質問にあります自立という答弁をする前に、先程田中議員が、これからの住民説明、住民に対する説明責任ということも言及されておりましたので、その点について前段若干答弁を申し上げてから、自立ということに対する私の考えを述べさせていただきます。

今回の鶴岡市に対する廃棄物の処理の委託に関する様々な経過においては、やはり両市町のそれぞれの認識のずれというものがあったということは、これは決して否めないところでもあります。そういった部分については、本町において、この経緯というものに関しては、議会、そして町内会等にも随時説明をしながら、町民の皆さんに心配あるいは不安ということを与えないように対応をしていきたいと。本来であれば事務レベルの協議ということが望ましいということでありましたが、なかなか進んでいないという経過においては、町民の不安ということとは払拭できなかったのかなというふうに思っているところでもあります。

このような行政間同士の様々な事務事業、あるいはこれからの新たな政策的な事業に取り組むということにおいては、それぞれしっかりとした基盤の重要性というものを改めて認識したところでもありますので、今後、これから進められる事業についての、しっかりと事務レベルでの協議をスタートさせていただければというふうに思っているところでもあります。

そして、これからも町民に対して機会あるごとに、これからの経過、経緯というものも含めて説明をする機会を持っていかなければならないというふうに思いますし、本定例会でも、議員に対する説明、また、これから町内会長会議等があるわけでもありますので、その場でも今までの経緯についても説明してまいりたい、このように思うところでもあります。

そして、自立という部分についての認識ということからいたしますと、これは平成の大合併という、全国の市町村が3,200あった自治体が現在1,742です。これだけの再編が行われたといった場合においては、合併しても独立した行政運営をしても、それぞれの自治体はすべて自立というような表現になろうかというふうに思うところでもあります。

そのようなことから、私は当時、平成の合併の際にも、三川町が単独で行政運営をするにあたって、町民の皆さんからはそれぞれが自立という意識を持っていただきたいというような説明をさせていただきました。その中であるのは、協働のまちづくり、まさに自助、共助、公助というようなことで、それぞれが役割を担って、そして全体で自分たちの住んでいる地域を、将来にこの基盤を受け継いでいくというようなことを、町民一人ひとりが自立という意識を持っていかなかったら、行政運営においてもいろいろな、現在のような少子高齢化あるいは空き家対策、さらには地域コミュニティのどんどん希薄化とか、様々な問題が惹起するというようなことでもあります。

そういった面で、基本的にはやはり自立というのは、住民一人ひとりが、それぞれが生活あるいはいろいろな地域の中での活動の中で、自分の果たす任務、役割ということが自立ということに繋がると思います。そういう中において、共助ということからすれば、個人でできないものであれば、いろいろな繋がりの中で協力をし、その問題解決を図っていくということは、これは個人的な部分でも、大きい行政体、あるいはさらには国内全部がこれからの人口減少社会におけるそれぞれの役割というものが自立という基本ではないかというふうに認識をいたしているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 私も自立というのは本当に一人ひとりが大事なことだと思います。本当に自立の力を発揮するためにも、今起きているごみ問題、その中には、本当に町民が受けとめる、そういうことがすごく大事だと思っていまして、今まで起きてきた中で、いろんな場面ですれ違ったりすることがあったと思うんですね。そのことについて質問していきたいと思います。

平成25年12月27日に、鶴岡市長、三川町長との連名で環境大臣に提出した、先程お話がありました、鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画についてですが、この計画は、広域的な廃棄物処理施設整備に対する交付金を受けるための計画であって、鶴岡市と三川町が協働で策定してきたものですが、しかし、2月26日付の朝日新聞によれば、「鶴岡市の廃棄物対策課では、地域計画にある事業区域から三川町を除外する計画変更を環境省に申請することも視野に入れて検討している」とありますが、事実関係はどうだったのか、今改めて伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 確かに、鶴岡市での地域循環地域計画にあります事業の見直しというふうな中においては、そのような経緯があったというふうに認識をいたしているところがあります。しかしながら、県あるいは国の方からの指導により、本来の計画というものは両市町の連名で計画が申請をされていたということで、それはやはり今後の事業の進め方においては、その連名というものをしっかりと認識してもらわなければならないというふうになっていたようであります。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 連名が大事だということで、改めて分かりました。

それで、昨年4月6日付で三川町から鶴岡市に対して、新廃棄物焼却施設及び新廃棄物最終処分場完成後についても引き続き業務を受託するようとの依頼文書を発しておりますが、一般廃棄物処理の事務の委託については、平成19年4月1日付の期限の定めのない協定書に基づいているわけであり、なぜ改めて昨年4月6日に依頼文書を出す必要があったのか、この件についてお分かりでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 当時の状況からいたしますと、新焼却施設、新処分場においては三川町の廃棄物処理を受託することの方向性が正式に決まるまではかなり時間がかかると思う、

このようなことから、現段階では事務局の動きはとれないと。そういうことから、本町が新たにこの焼却施設、新処分場について、「引き続き廃棄物の処理委託を続ける方向で検討したい」という文書をいただきたい」ということで、これらの施設についての、受託についての協議が始められると考えていたということでもあります。こうした文書をいただかないと事務サイドとしても動きがとれないというような経過がございました。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 早く作ろうという動きの中でこういうことが起きたということですね。

次に、平成24年10月19日及び平成26年10月14日に、阿部町長と工藤副町長が鶴岡市役所を訪れ、榎本市長、山本副市長に、施設整備にかかわる費用については応分の負担をする旨を伝え、引き続き鶴岡市に一般廃棄物の処理についてお願いをしたとのことですが、その内容についてもう少し詳しく教えていただければと思います。そして、その際の榎本市長の回答はどうだったのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 確かに、田中議員の言われるような経緯で、私また副町長と、榎本市長、山本副市長に、これからも新たな施設の整備の中において受託を継続していただきたいというような要請をいたしたところでもありますし、当時においては、事務方がどのような計画策定をしているというような部分についての内容等の状況が市長にどのように伝わっているかといった部分については、先程の答弁で申し上げましたように、口頭での依頼というよりは、正式な文書よっての依頼がなければならぬというようなことでありましたので、その段階においては、本町では2度にわたる委託の継続をお願いしてきたということでご理解をいただければと思います。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） それでは応分の負担について質問しますが、応分の負担の関係で、3月1日付、毎日新聞なんですけど、毎日新聞の報道によれば、「新焼却施設でのごみの処理について、鶴岡市廃棄物対策課が処理量の実績などを根拠に鶴岡市が92.05%、三川町が7.95%の負担割合を設定した整備・償還計画を作成」とありますが、この当該資料について、内容を教えてください。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 応分の負担というその資料につきましても、平成25年度策定の地域循環型社会形成推進地域計画で算出しました新焼却炉施設の建設費約112億円に基づき、施設整備に係る費用の応分の負担を行うという考えでありました。

ご質問の資料については、平成26年6月19日に鶴岡市廃棄物対策課が作成したものでありまして、ご質問のような比率で、一つには、整備事業に併せて3年間で負担する場合と、二つ目といたしましては、鶴岡市の起債償還に併せて平成31年度から平成47年度まで負担するシミュレーションを示したものとなっているところであります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今日落ち着いたわけなんですけど、この間、地方自治法には、市町村間の紛争解決には、県の自治紛争処理委員会に委ねたり、第三者の協力も想定されるという法律があるんですが、この間のわだかまりの中で、このことについて委ねるといふことの考えはありましたか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ご質問のように、地方自治法においてはそのような規定があるわけですが、本来であれば、自治体間同士のこのような状況においては、問題視するのではなく、お互いが解決に向けて努力をすることが一番重要ではないかというふうに思っております。そのような考えは持っていないというようなことは以前から申し上げていたところであります。

○議長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 報道によれば、昨年6月の鶴岡市の定例市議会で、ごみ問題に関して、合併問題を問われ、榎本市長が「早晚、合併について三川町に対して申し入れをしなければならぬ事態が必ず来る」、「それがなければ、ごみの問題について市長としてゴーサインを出すことはできない」としてありますが、昨年の6月から今日まで、鶴岡市からの合併の申し入れという事実はあったのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） そういう申し入れはなかったところであります。そして、これからの人口減少社会において、本町が庄内南部定住自立圏あるいは庄内北部定住自立圏の構成町の中において、これからの庄内を考えた場合においては、より広域で連携をして進めなければならないもの等については、しっかりとした本町の役割を果たしていかなければならないというふうに思っておりますし、その点については榎本市長も同じような認識でおられるということですので、今後はそういった面も含めて、お互いこれからの庄内のことを全体のことを考えて行政運営をすべきではないかというふうに認識をいたしているところであります。

○議長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 合併にかかわることの点についてもう1点だけお聞きしますが、今回のごみ処理問題は、鶴岡市長の合併から離脱した三川町に対して「後ろ足で砂をかけられた思いがある、感情的なものはないかとは言い切れない」との発言があるように、合併のしこりが影響しているとの見方がありますが、町長はどのように捉えていますでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成の合併については、本当に本町のみならず、全国的にもいろいろな、住民が合併というものに対しての認識の違いあるいは将来の不安というようなことから、様々な運動が展開されたところであります。

こうした中において、あの平成の大合併を契機に、それぞれの地域がこの10年間である面においては大きく変わってきているというようなことが言われております。今、国においては、地方創生ということで、地方が英知を結集し、この地域の将来を考えたまちづくりを

進めてくださいというようなことが言われておりますが、残念ながら、地域によっては周辺部が人口減少等も含めて疲弊をするという中には、先程の質問にもあった、限界集落等が発生しているというような中で、平成の合併の新たな検証がこれから地方創生本部の方で進められようとしているところであります。

そのようなことから、今後、それぞれの自治体が選択をしたという責任のもとにおいてこれからのまちづくりを進めていかなければならないということになるわけでありますので、そういった面では、本町においても、将来の総合戦略の計画、人口ビジョン等においても、いかに政策的にこれらのマイナス要素を払拭していくかということがこれからは行政にも求められていくのではないかとというふうに認識をいたしているところであります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 進めていくということですが、合併について再度質問したいと思うんですが、しこりがあるというか、感情があるというこの部分に関して、どのような解決といたしますか、とっていかれるか、その辺をもう1点お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成の合併というのは、先程も答弁申し上げましたが、町民のそれぞれの考え、あるいは当時の時代背景、社会情勢というものもあったというようなことで、いろいろな受けとめ方があるのだろうというふうに思うところであります。

しかしながら、平成の合併から10年経過をしたということからすれば、それぞれの自治体あるいは住民の方々がどのように受けとめているかということが、合併というものに対するそれぞれの判断ということになるのではないかと考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 10年経ったということで、そういう形で進めていくということは大事だと思うんですが、鶴岡市長の話、1月29日の会見になるんですが、「トップ同士の話し合いで決裂しては何も生み出せない、まずは事務方で話を詰めて、最終的な合意をトップ同士が行うべきだ」という発言がありました。

改めて事務方同士のレベルで話し合いについて進めていく、先程も町長はそういうことで答弁したんですが、その辺のことについてご答弁お願いしたいと思うんですが。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 残念ながら、現段階ではその状況にはないということでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ごみ問題の最後になりますけれども、先程町長も広域化のことでお話ししていましたが、環境省ではごみ処理について広域化を進めていくということですが、その骨子といたしますか、なぜ広域化が大事なのかと。こういう中身がすぐく町民の方に届けば、本当にごみ問題の中身についても非常に納得いくのではないかとと思うんです。この辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ごみの処理に関しましては、排出量によって、施設それから付帯す



る施設の運営、そしてこれらの施設の耐用年数ということもいずれ新たな施設の整備を行わなければならないというようなことから、この部分については、行政からすると行政コストというものは非常に大きなものがあるわけであります。

そういうようなことから、国でもすでに平成9年からごみ処理の広域化計画というものを示されているわけでありますので、それに基づいて、特に近年、環境基準が厳しくなったというようなことから、鶴岡市においてもダイオキシン対策というものも改修工事を進めてきた経緯もありますので、そういった部分では、非常にコストのかかる施設だというふうに認識をいたしております。

そのようなことから、効率的な行政、住民サービス、そして施設の維持管理ということからすれば、当然コスト削減ということが望まれるというようなことから、この点についても広域化というのはそれぞれの自治体を取り組まなければならない大きな課題として今までも対応されてきたわけであります。

これからも焼却方法あるいはリサイクル等のごみの減量化等を併せて進めていかないと、これらの施設の長寿命化、あるいは本来の施設の機能というものをいかに維持していくかということがこれからも大きな課題としてあるところでもありますし、とりわけ、焼却施設を有している一部事務組合あるいは広域行政の中における焼却施設においては、最終処分場も一つの大きな、地域の住民の環境に対する配慮という部分については行政コストが非常に大きなものがあるというようなことから、より広域化を進めるということになってきているのだというふうな認識をいたしているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 広域化の中身ということで、今の話の中で、よく分かります。本当に私も勉強して、今回のごみ問題で、面積が400km<sup>2</sup>、人口5万人以上でなければこの環境施設を持たない、そういうところが分かりました。だから、本当にこういう面では、三川町の1日8t、そして面積33km<sup>2</sup>、人口が7,700人ぐらいのこの町では本当に持てないという不条理がついて回っているのではないかと思います。

だから、ここから先はその不条理に対して、鶴岡市と協働して、持てる施設でもって進めていきたいと思うし、それが住民の福祉向上に繋がっていくと思いますので、切にお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程の田中議員の質問の中で、事務方での協議ということに関しては、昨日のこれからの計画変更における新たな計画に沿った形で事務レベルの協議を進めるというようなことでありますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） では、本当に事務方の丁寧な積み上げでお願いしたいと思います。それで、時間の関係で次の質問に移らせていただきます。

介護の方なんですけど、先程、29年度から町の地域支援事業が始まるということで質問しました。

それで、今、町では訪問介護支援に対して、訪問介護事業所の訪問介護員による身体介護生活援助やNPO、民間事業者、ボランティア等の多様な主体による取り組みが始まっているんですが、この進捗状況といいますか、具体的には29年度に向かってどんな形で、どんな内容で受け皿を作ろうとしているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問にありましたとおり、まだ、現在27年度におきましては現行の制度のままという形になっておるところでございまして、4月以降、28年度において、29年度からの新たな体制整備に向けて縷々準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご案内のとおり、今までの地域支援事業、これが通称では新地域支援事業という新しい地域支援事業を展開するという目途を立てまして、縷々準備を始めるといってございまして、特に地域の中で住民の皆さま方からのご協力をいただきながら、あるいは民間企業、それから社会福祉法人、またシルバー人材センター等の機関との連携を図りつつ、もろもろの家事支援等について、生活支援全般についての体制を徐々に整備してまいりたいという考え方で動き始めたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 29年度から始まるんですが、今準備しているところなんですが、一番心配されるのはデイサービスの方です。民間とか様々な多様な形で進めていこうとしているんですが、いわゆる中身として、この間同じような質問をしたときには、29年度になっても水準は、中身は変わりませんよと。例えばデイサービスに、今ある事業所に通っても同じですよ、何ら変わらないというんですが、その辺なんですが、29年度に向かって、今ある三川の事業所の中で、そのまま、そのとおり考えられているのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問にありましたとおり、いわゆる訪問介護予防給付、それから通所介護、施設に通っての予防給付という現行の事業で展開しておるところでございまして、これが新しい地域支援事業になった際におきましても、専門的なサービスを必要とする方につきましては、訪問介護におきましても通所介護におきましても、これまでの体制で対応させていただくという方針になっておるところでございまして。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 同じだということなんですが、29年度になって、今もそうなのかもしれないんですが、国の考え方なんですが、地域支援事業、今度、新総合事業の事業費に上限を設けていく、必要な財源を抑制していく方向であるわけです。

要支援の介護保険給付は、毎年5%から6%伸びているんですね。新総合事業では3%から4%の伸びに抑えるとしているんですね。抑えると、そのため事業費の上限を超えると、私が心配するのは、水準を保つために町の一般財源の投入しか成り立たない、そういう事態になるのではないかと思います。もし、その一般財源を避けようとした場合に、結局サー

ビス内容が低下になるのではないか。それは、各介護事業所でも報酬が引き下げられているわけで、当然そういう形でもって、事業所を維持するためにはサービスの内容は低下しなければいけないという事態になると思うんです。

だから、そういう面では私が一番思うのは、今の通所、デイサービス、ホームヘルプを含めてその水準を守るためには、これから29年度になった場合、町の一般財源もないと成り立たないのではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） いわゆるサービスの提供に伴っての財政的な負担の考え方ということになるわけですが、まずは、改正後におきましても、国、県、市町村の負担割合についてはこれまでどおりという方針を認識しておるところでございまして、いわゆる公費というもので50%、そして一号被保険者の方々から22%、2号被保険者の方から28%負担いただいて、まずは事業を展開していくというところでございます。

今ご質問にありましたとおり、いわゆる介護保険制度の中での給付というような項目が増額になるとなれば、一号被保険者の保険料並びに二号被保険者の保険料、またさらには、町での負担割合12.5%が増額になるという計算になるわけですし、これを地域支援事業といういわゆる地域サービスの中で、ボランティア活動等の幅広い住民からのご協力をいただきながら支援策を講ずることにより、この保険料たるもの、また市町村での負担割合というものについては、総額としてはいくらか抑制できる効果が期待できるものというふうに考えているところでございます。

国の方針についてどうこうということについては言及を避けたいところではありますが、今後の長期的な視点に立っての介護保険制度の運営ということにつきましては、質問にもありましたとおり、右肩上がりでの需要の伸び、またそれに伴っての保険料の伸びも懸念されるところでございますので、何とか必要最小限の伸びに抑える、抑制できる方策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 利用者が伸びる、これは自然増だと思うんですね。だんだん皆さん年をとっていきからそうなっていくんだと思うし、それとともに保険料も右肩上がりに伸びなければいけないと思うんだけど、それが抑えられることになるわけです。とすると、当然、地域支援事業費が抑えられるという格好になった場合に心配されるというのが私は一番思うことなんです。

全国で、先進例で、もっと早く27年度から先行で有名になった埼玉県の和光市ですか、が始まっているんですが、ここは要支援の方をいろいろ自立させて、4割の人を卒業させた、保険から外すことができたということなんです。この4割を卒業した中で、実際に70代の男性の方で、脳梗塞によって右半身の麻痺で要支援2と認定されて、デイサービス2日、訪問介護1日を利用していたんですが、もう保険は必要なしとされた。だけれども、実際この人は、歩行というか身体機能が少ずつ悪かったんです。麻痺のない足でもほとんどバランスがとれず、片足立ちで0.4秒で転倒のおそれがあった。見守りや介護なしでは歩けな

いということだったんですね。

私はこういう事態も生まれることもあるというか、そこはやはりどうしても事業費を削られているから、そのために早く卒業させる、保険から自立させよう、そういう急がれるような対応が迫られた中で起きたことだと思うんです。

私は、こういうある意味先行された和光市のようなデメリット、それを今後、29年度から始まる町の新総合事業についてはデメリットも検証していただき、進めていっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 何事も、制度改革というようなことをいたしますと、いろいろな弊害、デメリットが出てくるということで認識しておるところでございますが、その点につきましては、いわゆる急激な制度の変更というふうなことになりますと、ましてデメリット、弊害が大きくなるものというふうに考えているところでございます。

今現在におきましても、ご質問にあったような事案につきましては、見守り支援という意味では、各町内会の皆さま方、また民生・児童委員の皆さま方からもご協力いただきながら、包括支援センターを中心に、日々活動を展開しているところでございまして、基本的には29年度以降の制度改革におきましても、現行のシステムそのものが大幅に変更になるというものではございませんで、むしろこれまでお手伝いいただいていた方々の対象、輪がまたさらに広がるというような認識でおるところであります。

先程も触れましたが、各町内会またボランティア団体、あるいは企業、シルバー人材センター等、これまで以上に機能的に連携を図っていただきながら、効果的な生活支援のサービスが提供できる体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） では、介護については29年度に向けて進めていってもらえたらと思います。

それで、時間がないので、最後の危険空き家倒壊について質問したいと思います。

倒壊空き家が現在15棟ということなんですが、これはすべて特定空き家として指定されているのでしょうか。その点、1点お聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 特定空き家ということでございました。特定空き家につきましては、特別措置法の施行によりまして、全国でそれに向けた条例を制定ということでなっております。倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態とかいろいろな条件がございます。この部分でなりますと、先程の空き家の実態調査の方でお話させていただきましたAのほぼ修繕の不要な部分から、Dランク、ございますけれども、解体が必要と思われる危険な空き家、こういった部分が特定危険空き家ということで、最近取り壊しになって、Dランクの解体が必要と思われる空き家が現在13戸になってございます。前回の調査では15戸でございましたけれども、その後、12月と1月に取り壊し等なりまして、現在13戸ということになってございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今現在13戸となっているという報告なんです、その13戸について、今後の見通しが図られているのかどうかということ。13戸について、解体の方向の見通しがつけられているのかどうか。つけられていないとしたら、何が障害となっているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 先程企画調整課長から答弁がありましたとおり、15戸ありました危険空き家指導対象ということであったものが、今現在13軒でございます。これにつきましては、対象者に対しまして、まずは電話連絡での適正な管理のお願い、それから電話での連絡のつかない方につきましては文書によるお願いということで対応してきたところでございます。

2軒減った案件につきましては、去年の12月に解体された案件、それから今年の1月に解体が確認された案件、この2軒でございますが、この解体の取り組みの支障になっている部分ということでございますが、いろいろな事情があるかと思いますが、その中にはやはり経済的なものもあるんだろうというふうに考えております。そういうことから、町といたしましても補助支援制度を設立したところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 15軒から13軒になって、残りについてはいろいろな事情があるということで、最終的には経済的なところが一番あるんだというようなご答弁でしたが、危険空き家の解体については、一番主なる原因はお金がないということだと思います。どう見ても、いろいろな事情を抱えている人がいますので、捻出できないという形で。

先程町長の方からも空き家のことで話があったんですが、今課長の方で2軒についての1軒はというような話があったんですが、町内会の有志の方が、手弁当というか、そういう形でもって、困っている空き家の人を援助するみたいな形で進められて、12月の暮れだったんですが、1週間かけて解体したと。今は更地になっているというような状況があると思うんです。その間、その間の所有の方ができないというようなところを最終的に判断するまで半年、1年ぐらいはかかっているのかなというような、結局、特定空き家に指定されてから1年の歳月を過ぎてやっと運んだというような事情があると思うんです。

この事例については非常に条件が良かったと。解体したのも全部、物を置いてくれる土地の所有者の善意があったり、様々な条件が重なってできたことだと思うんですが、町内会の有志の人たちが、善意というかそういうことで解決してくれたことに対して、何か町としてそのことに対してのサポートということができないかと私は思うんですが、この点についてはどう考えているでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 解体に際しての所有者に対するサポートというご質問かと思いますが、違いましたでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、質問する際は、言葉をはっきり、語尾も

はっきり言わないとこちら側もはっきりお答えできません。ですから、ゆっくりはっきり丁寧に質問をしていただくようお願いします。

5番 田中 晃議員。あと1分です。

○5番(田中 晃議員) 所有者でなくて、語尾が悪くてすみません、協力者の方に対して何か、その点です。

○議長(成田光雄議員) 石川総務課長。

○説明員(石川 稔総務課長) 現在、協力者に対する町としての対応というものにはないところがございます。あくまでも地域の一带の中で協力を求めている、そういった状況にあるものでございます。

○議長(成田光雄議員) 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議長(成田光雄議員) 暫時休憩します。(午後 3時21分)

○議長(成田光雄議員) 再開します。(午後 3時40分)

次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8番(梅津 博議員)

1. 農業振興策について

1. 環太平洋連携協定(TPP)の署名が行われ、昨年10月に大筋合意した内容が確定した。

TPPによる本町農業への影響と今後の対策について見解を伺う。

2. 国は2年後の平成30年に米の減反政策(生産調整)を廃止する方針を出した。これが実行された場合、本町農業の重要部門である稲作経営に多大な影響が及ぶと想定される。

米の安定生産・安定経営への対策について伺う。

3. 長ねぎ、枝豆等の園芸作物について、早期にかつ強力に振興策を展開すべきと考えるが、所見を伺う。

4. 町の花である菜の花について、観光の目玉としての菜の花畑の開花状況の改善や、農産物としての菜花・ナタネ油の生産拡大など、課題が多いと認識する。今後の対策について伺う。

2. かわまちづくりについて

1. かわまちづくり推進事業において整備する施設の活用について、基本的な考えを伺う。

2. フットパス（散策路）は、健康増進と交流活性化に有効であると考えます。青山地区、「いろり火の里」、「文化交流館」等を拠点としたフットパスコースの設定と活用により、本事業の効果を上げるべきと考えます。今後の対応を伺う。

平成28年第1回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、農業振興策について4点伺います。

1点目として、環太平洋連携協定（TPP）の署名が行われ、昨年10月に大筋合意した内容が確定いたしました。このTPPによる本町農業への影響と今後の対策について、見解を伺います。

次に、国は2年後の平成30年に米の減反政策、いわゆる生産調整を廃止する方針を出しました。これが実行された場合、本町農業の重要部門である稲作経営に多大な影響が及ぶと想定されます。米の安定生産・安定経営への対策について伺います。

それに関連して、長ネギ、枝豆等の園芸作物について、早期にかつ強力で振興策を展開すべきと考えますが、所見を伺います。

また、町の花である菜の花について、観光の目玉としての菜の花畑の開花状況の改善や、農産物としての菜花・ナタネ油の生産拡大など、課題が多いと認識します。今後の対策について伺います。

2点目として、かわまちづくりについて伺います。

かわまちづくり推進事業において整備する施設の活用について、基本的な考えを伺います。

また、この事業におけるフットパスは、健康増進と交流活性化に有効であると考えます。青山地区、いろり火の里、文化交流館などを拠点としたフットパスコースの設定と活用により、本事業の効果を上げるべきと考えます。今後の対応を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、農業振興策についてのご質問ですが、1番と2番の質問につきましては関連性がありますので、一括にご答弁申し上げます。

今般、TPPの大筋合意を受け、国は米を含む農産物への影響について、主だった農産品目ごとに生産減少額の試算結果を公表したところであります。そのうち、本町の農業生産の大宗を占める米につきましては、生産減少額はないとしているところでありますが、一方で、試算を公表した東北の各県においては、外国産米の輸入の影響から、国産米全体の価格水準が下落していく懸念があるとし、所要の試算額を算出しているところであります。本町においては、TPPによる直接的な生産減少額等を試算することは難しいと考えておりますが、人口の減少や食の多様化等による米消費量の減少により毎年8万tが減少していく中で、米

価の下落傾向に影響することは避けられないものと考えております。

特に、平成30年産米に対する米の直接支払交付金の廃止や生産者、集荷業者等による米の生産調整の実施を控え、TPPの影響はさらなる不安要因になるものと受けとめております。

こうした情勢を受け、国や県では、影響緩和策としての「守りの対策」とともに、輸出拡大等を含む「攻めの対策」を実施するとしていただいておりますが、本町における農業の振興策につきましては、米の需給調整を踏まえた米価の安定と日本最高水準の良質米生産を基本に、米を特産として捉えた「瑞穂の郷づくり事業」により、直播栽培の導入拡大等による生産コスト低減や色彩選別機の導入による高品質米の生産体制の強化、最新除草システムの導入支援による有機米の有利販売を目指し、農業者や農業関係機関・団体と一層の連携を図り推進していく考えであります。

次に、長ネギ、枝豆等の園芸作物に対する振興策についてでございますが、米の生産調整に取り組む中であって、米づくりによる農業所得とともに土地利用型の園芸作物による農業所得の確保がこれまで以上に強く求められているところであります。

これまで、生産者や生産団体の要望を受け、国・県並びに町単独の事業を積極的に活用し、長ネギや枝豆の生産拡大・収穫調製等の生産基盤の整備を支援してきたところであり、今後とも農業者の要望を踏まえ、収入の増加を念頭に置いた園芸作物の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町の花「菜の花」についてのご質問でございますが、観光要素での菜の花につきましては、春の風物詩といえる「菜の花まつり」での菜の花畑の開花状況が、天候や連作障害という要因により、毎年、菜の花が満開という状況にはなっていないところであります。これまでは、菜の花まつりの会場に隣接した圃場に固定してきたことから、改善策にも限界があったところであり、今後については、圃場の変更も含め、検討していく必要があると感じているところであります。

一方、農産物としての菜花となたね油の生産拡大につきましては、新年度よりキラリボシの生産拡大を計画的に推進してまいりたいと考えております。キラリボシの種子の更新や販売、種子を購入した農業者によるなたね油と菜花の生産販売、また、現在、糸蔵楽で搾油販売しております菜の花油は、菜花とともに、出荷後、短期間で全量完売という状況にあると聞いておりますので、今後一層の特産化について、支援を含め、推進してまいりたいと考えております。

次に「かわまちづくり」についてのご質問ですが、1点目の施設整備に関する基本的な考え方については、家族の触れ合いを深める親水広場、芋煮会やバーベキュー等のできる広場、さらにはサッカーやソフトボール等の活動拠点となる芝生広場など、活動の目的別にエリアを設定しております。町民の憩いの場・交流活動、健康増進、レクリエーションの場として、地域の公園・緑地、商業、観光、文化施設などの連携と交流の活性化を促進するとともに、防災機能、自然環境に配慮した多面的な利活用を想定しているところであります。

また、2点目のご質問のフットパスについては、宿泊施設である田田の宿から「健康ウォー



キングコース」を整備しており、ご質問のように、そのコースを延長し、結びつけることにより、河川公園のさらなる有効利用が期待されるものであります。かわまちづくりの実施により、赤川上下流、右岸・左岸にある施設の導線が確保され、広範囲な集客と賑わいが期待されるものと考えます。今後も、観光協会、出羽商工会三川支所、漁業協同組合や地区住民で構成する「三川町かわまちづくり推進協議会」を主体として、事業の効果を上げるべく議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） それでは農業振興策、まず、答弁にもあったように、1番と2番、非常に関連があるということで一括の答弁もありましたけれども、質問は一応分けてというふうに進めていきたいと思っております。

まず、TPPによる影響の関係ですけれども、答弁においては、町では試算が難しいというふうな見解だったようであります。その前に、今までの経過を若干振り返ってみますと、本議会においてもこのTPPに関しては2回ほど国に対して意見書を出しております。これは、TPPに加入検討という表明、これは当時の民主党政権時代の菅 直人首相でありましたけれども、2010年の10月、これに対して本議会では、2010年の12月議会において「TPP交渉参加反対に関する意見書」ということで可決し、国に提出したという経緯がございます。

また、その後2013年3月15日、今度は自民政権のもとで、現在の安倍首相がTPP交渉参加表明ということで表明し、実際の正式参加は7月だったわけがございますけれども、その後、当議会としては、2015年3月議会において「TPP交渉における国会決議の厳守を求める意見書」ということで可決し、国に提出したということがございます。

しかしながら、先程申し上げました、先日といいますか、2月4日のTPP署名、それ以前の、前の年の10月の大筋合意の内容を見ますと、やはり我々としては国会決議を守っていなかったというふうに断固訴えたいと思っております。

今後、この承認に関しては、3月8日に関連法案を含めて閣議決定がされまして、4月以降、国会において審議がなされるということで、ぜひ国民の意思を汲んだ審議を求めたいというふうに思っております。

そういった中で、影響と対策というものを、我々三川町としては米の主産地という意味も含めて検討していかなければならないのではないかという思いで今回質問をさせていただいております。

先程答弁にありました、国の影響試算、様々な対策を講じたうえでの影響というふうに国は説明しておりますけれども、そういった平成27年度の補正予算、それから28年度の当初予算がこのTPP対策に大きな金額を充てて対策を講じるということで、先日の本議会においても、三川町の補正の中にそういった部分の一部が入ってきたというふうに認識しております。

国では、米に関しては影響がないというふうに言っておりますが、残念ながら、冷静な判

断をした場合、先程答弁にもありましたとおり、東北の各県では米価は下落するのではないかとというふうに判断したところもあったようです。

学識経験者といえますか、学者であります東京大学の大学院・鈴木宣弘教授の試算、独自の試算になるわけですが、これは国内対策はやられるけれども効果がないというふうな前提のもとでの試算をしたわけですが、これにおいては、農産物全体で1兆3,000億円が生産が減少するということですが、これにおいては、農産物全体で1兆3,000億円が生産が減少するということですが、推計によれば、平成26年度の国内の農業生産額、産出額の総額は8兆3,600億円ほどでございますので、その額からすれば、15.6%が減少するというふうな鈴木教授の試算にあたるわけですが、

その中で、品目ごとに細かく100品目ほどの試算をしたわけですが、米においては6.7%の減少というふうな試算だったようです。これを三川町に当てはめると、例えば三川町の農業生産は大方米というふうなことで、例えば15億という三川の農業生産額をあらまし設定したときには、1億円という金額、1億内外の金額が生産減となるんだというふうな話でございます。

ところで、国で大筋合意をした内容を見ますと、米の海外からの、主にアメリカ、オーストラリアからの米について追加の輸入をします。約8万tなわけですが、これに関して、国内対策としては、輸入分を備蓄米に回すということのようですが、しかしながら、現在、国内の米も年間20万tほど備蓄に回しながら5年間で100万t、それを5年後には20万tずつ崩しながら100万tベースを守っていくというふうにしているわけで、その中に8万tが入っていくとなれば、当然100万tの枠を、設定そのままとすれば、5年ではなくて3年ぐらいに、1回に20万tずつ崩す、あるいは二十何万t崩す格好になっていくわけで、それが主食用に回るかどうか、その辺は微妙なところもあるわけですが、加工用に回るにしろ、今度、加工米の生産を圧迫すると。それが結果としては主食用米も圧迫していく。要するに、ダブつきがあれば、当然市場というものは敏感に反応しまして価格が下落するわけですが、

例えば、最悪のケースを考えた場合には、輸入される米が、いろんな試算があるんですけども、60kgあたり7,500円ぐらいのものが輸入として入ってくるのではないかと。ですから、7,500円であれば輸入物に対抗しながら生産が続けられるといった試算もあるわけですが、今現在1万円米価が7,500円まで下落になるということになれば、25%減というふうなことでございます。そうした場合には、本町においては、先程の15億を設定した場合は3億7,000万ほどの金額が減少というふうになるわけです。

町長の答弁では、町の試算は難しいというふうにありましたけれども、事務局サイドで例えばいろいろな試算をしているのではないかと私は思っております。もう一度、町への影響について、主に米の話になるわけですが、いろいろな考えをめぐらせた経緯を少しお知らせしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問のTPPの関係でございますが、まず確認になります。大筋合意が今年の10月になされて、そのうち、政府の説明によれば、農林水産物の関

税撤廃率、TPPは関税撤廃を原則とした協定ですので、そういった見方です。完全撤廃率が81%に抑えられたという言い方をしております。

一方、その発効につきましては、本年の2月から2年の間に一定要件が満たされた場合に発効するという流れになってございます。一定要件というのは、参加12カ国のうちの85%のGDP割合、これを満たした場合、それから少なくとも6カ国が国内法の手続を完了した場合というような要件のようです。

いずれにしろ、このTPPについては、内容が発効されるのが最短で平成30年の2月であるということをやまず一応前置きをさせていただきたいと思っております。

国の方ではその影響額については、ご質問のとおり、ないと。答弁もそのように申し上げます。ないという意味は、実際には関税を守ったということが理由のようでございます。米の関税、これは重量関税になっていまして、1kg341円ということになってございます。つまり60kgあたり2万460円。つまり、0円の米をタイから輸入しますよといった場合に、国内に入ってくると関税として2万460円になるという考え方です。1/10、1/5、日本の米よりも安い地域からお米が入ってくるということになりますので、それをこの関税で防いでいる。

繰り返し、仮に日本の米の1/10であると、1万5,000円の1/10の1,500円で1俵がタイから入ってきたと仮定しますと、関税の2万円と足して2万2,000ほどの価格になります。したがって日本の国の米が守られるという仕組みでございます。TPPにおいて、米については関税が守られたので直接的な減収影響はないという国の説明については、これに基づいての話になります。

それから、実際にはそういった、今申し上げたのは守りの対策ということのようでございます。この関税を守り、あともう一つは、ご質問にもありましたが、アメリカとオーストラリアから一定量、8点数tの特別枠で輸入されると。これについては、市場に流れれば当然価格に影響して下がりますが、入ってきた部分を、同量を国が食用米を買い上げる、備蓄に回すという措置で、いわゆる市場に流れないようにしますよということの結果、守りの対策として米価は減収額がないというような説明でございました。さらに攻めの対策としては、産地パワーアップ事業ですとかいろんな形で……失礼しました、産地パワーアップ事業というのは園芸に特化したもので、米に関していえば、補正でもお願いしたとおり、経営体支援事業に内容をともにしています担い手事業、そういったもので対応していくということで、守りの対策と攻めの対策をもって、米については影響がないというようなお話でございました。

さらに、答弁で申し上げたとおり、東北の各県、それぞれ試算を出しているところがございます。ただ、米について、減収になるというふうに出しているのは青森県のみでございます。ただし、青森県については、58億というような全体の減収額のうち、米で23億円。この理由は、業務用銘柄が輸入米と同水準に値下がりした場合に、23億円、米は被害を受けますよと。それ以外の県については、実は減収額は出しているものの、米についてはゼロでございます。出せなかったという言い方の方が正しかったと思っております。

同様に三川町での試算もあるのではということでもございましたが、どうしても米の消費が

下がっていった生産過剰になっている、あと、食の多様化で米の消費が同じように減っている、そういった影響で米が下がっているという状況にT P Pの影響が加わることは分かるんですが、T P Pによっていくりに減収になるんだというのは、やはり理論的にも出せないのではないかという判断で、町としてもそういった試算は出していないところです。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 確かに米自体は、T P Pのみならず、次の質問の減反政策の廃止、生産調整の廃止という方が影響が大きいのかなと私も思っております。そういった意味では、T P Pの影響を事細かに出したとしてもそんなには意味がないという部分もあるのかとも思います。

ただ、先程の、今の答弁の中で理解してもらいたいのは、隔離することによって市場に流れないという認識であります。要するに、隔離した時点では市場に、直、行くわけではありませぬけれども、それはいずれかの時点で市場に流れるんです。海に捨てるわけではないし、焼却炉で焼くわけでもない。ということであれば、いずれかの時点で市場に出てくる、これが非常に厄介なものであります。

例えば豊作の年に、あるいは生産調整が完結しなかった年もいくつもありますけれども、例えば100のものが5ポイント増えただけで市場は暴落するわけです。8,500円という価格もそういった経緯の中で、米が余っている状況の中で出てきた。それがたぶん市場に流れないといいながら実質流れる部分において、引き金となっていくのではないかということです。これは頭の中に入れておくべきことかと私は思います。

また、関税は守ったということでありませぬけれども、確かに今現在は米に関しては守られたということで、数量的な部分で譲ったということでありませぬけれども、これもT P Pに関しては、おそらく何回も見直しが入ってくるということだと思っております。そういった中で、どういう状況になっていくのか、これは注目して見る必要があるのかと思っております。

それで、輸出の関係の話がありました。守りの部分と攻めの部分、攻めの部分ということで輸出の話が出ておりますけれども、なかなかこの輸出に関してはハードルが高いというふうに私は認識しております。

三川の企業においても、まいすたあさんが26年、27年辺りで輸出を試みた経緯がございます。しかしながら、台湾、香港あるいは中国というものの輸出については、残念ながら価格的なこと、流通コストの面等々で断念したと。あるいは検疫の部分もあったかもしれませんが、そういったことで断念した経緯がありますし、一つの企業や、あるいは例えば三川町というような一つの行政の中でこういった輸出というものに取り組むことはなかなか難しいのではないかと。やはり国策というものが必要かと思っております。ただ、今の国の対策、方策、方針はなかなか輸出促進には寄与しないというふうに私は感じております。

ここで欧米を見てみますと、よく比較対象で分かるんですけれども、EUそれからアメリカでは当然のこととして実施されているのが輸出の補助金であります。アメリカも米の大産地でありますし、ここがタイ、それからベトナムということで、世界でも一番安い米を生産するところに輸出しております。これは、調べてみますと60kg4,000円ぐらいの値段でタ

イやベトナムに入っているということでございます。

では、アメリカではどれぐらいの値段で取引されているのかというと、七、八千円という結果がありますので、この差額を国が出しているということでございます。あるいはEUも同じようにして輸出を促進している。

こういった大胆なといいますか、世界的に見れば当然のことなんですけれども、日本でいえば大きな、大改革ということになります。こういった政策を打っていかないと輸出促進というものは、私は現実の話としてはならないと。まして、例えばこちらで1万円で出荷したものが、現地では3万円ぐらいにしないとコストあるいは手取りとして合わないということですので、例えば1俵1万円の米を向こうで3万円、そういった高い米を買う人がどれぐらいいるのかといったときには、商売としてはなかなか成り立たない、まして輸出で大々的にやろうといったときには難しいのではないかと私は思っております。そういった国の政策を求める発信を三川町がしていく必要があるのかなと思っております。

それから、減反政策の関係ですけれども、これに関しても、本議会において、2014年の12月、「米に関する農業政策の転換を求める意見書」というものを可決いたしまして、国に提出しております。これは、いわゆる生産調整、減反政策といいますか、生産調整を国の直接関与で継続してやるべきだと。これは需給調整ということですので、必要不可欠なことであるという認識であります。また、米の生産に関して、不足払い制度、これをやるべきだと。これは価格安定方策であります。直接払い、不足払い制度については直接払制度の一種ですけれども、これもヨーロッパやアメリカでは当然のように行われている。ヨーロッパにおいては、環境を守り、生物を守り、国土を守り、人の命を守るのは農業だというふうな位置付けで、国の税金を使って農民を守っている。農業所得の95%が補助金であるというふうな国もあるようでございますし、ある程度高い比率を農業所得の中に補助金を投入しているというのが現状のようであります。こういった、まったく新しい考え方をする必要はないかと思っております。

ここで町長に伺いたいわけでございますけれども、ただ単純に農業者が頑張る、それから行政が頑張るというような時代は、もうここに及んで終わったのではないかと私は思います。今言ったような輸出の促進、あるいは直接払制度の導入、これらは今後の農業を維持・発展させるために不可欠な制度ではないかと私は思っております。米の主産地として今後とも日本農業を継続し、日本の国土を守り、それから日本人々を守る、そういった観点で、この米の主産地から農業の政策の大転換を求める、そういった発信をすべきと私は思いますけれども、町長はどう思いますか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今、梅津議員からもございましたように、TPPの交渉においては、参加国が国会の承認で効力が発生するというような中において、これから2023年、そして平成30年には国内対策というような部分について、先程も答弁申し上げましたように、直接支払金の廃止等もあって、非常にTPPとこれからの国の農業政策が一気に農家に対しては影響が出てくるのではないかというようなことが危惧されるところであります。

こうした中、先程梅津議員の言われましたように、現在の国民の米の消費量、また需給バランスということからいたしますと、私もまさに同感であります。これから国の国内対策などをやっても、その年々の気象条件等によって、米が過剰だといったときには必ず米の現物が国内に存在するというようなことで、これからT P Pが発効された場合における影響額というのは、私から申し上げるまでもない大きな影響力になろうというふうに思うところであります。

このような中で、本町においては特に米単作というようなことから、米の収入が農家経営に大きな影響があるというようなことから、農家の所得確保、所得の向上という部分について、それぞれの農業県である東北6県、しかも本町のような平場の農業経営ということからすると、非常に制約された所得構造になっているということからすれば、現在行っている国の政策においては、農家をしっかりと支援していかなければならないということになるかと思っておりますし、特にT P Pにおいては農業分野が一番影響を受けるというようなことが言われておりましたので、私は国がこれから国内対策をいかにやるかというようなことになろうと思っております。

そういった部分では、全国の地方六団体も含めて、国にしっかりとした農業支援、農政対策というものを講じてもらうような要望というのは随時行ってまいりましたので、そういった面については、今後3年から5年の間に大きく変わろうとする本町農業においても十分その対策を検討していかなければならない時期に入っているというふうに思っているところであります。

今国が求めている強い農業づくりに対しましては、農業の法人化、これを国が求めているわけでありましてけれども、現実的に、今の本町の農業の現状からいたしますと、認定農業者が今220名、その中で、半数以上が60歳以上であるというようなことからすると、農業者が本当に頑張っているというところで、これからもそれぞれの農業所得あるいは農家経営の健全というようなことで頑張りたいという思いはあるんですが、しかしながら、本町認定農業者ですら半分以上が60歳を超えているというようなことからすれば、現実的に、国の農政の変革期からすると、もうすでに65歳に到達するというような状況になるわけでありまして、非常にハードルがどんどん高くなっていて、経営的な要素の中における農業経営の継続というのも一つの大きな課題になってくるのではないかとこのように思っております。

そのようなことから、本町においては、単なる法人化を進めるだけでなく、今、家族経営的な、農業所得も世帯の所得の一部になっているというのも、ある面においては、本町には安定した世帯の所得が確保されているというような要因にもなるわけでありまして、一気に国が考えているような法人化あるいは大規模化、こういった部分に関しては、将来的な見通しという部分からいたしますと、米価、販売価格がどのようになるかということですべて決まるのだろうというふうに思います。

そのようなことから、今後も、本町には本当に有機特産とかこだわりの米、そして消費者と信頼関係で産地が大いに評価をされてきているというような経過等も含めて、単作地域で

あるからこそ柔軟な、そして行政ができる最大の施策を講じていかなければならない、このように考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 私は農業というものは、単純に経済の枠だけで考えるべきものではないというふうに思っております。

海外との競争が現実味を帯びた現在において、TPPの発効については最低2年、あるいは今のアメリカの大統領候補の選挙を見ますと、またさらに先になるかもしれませんが、いずれ海外との競争というものは出てくるのではないかと思っております。そうした中においては、やはり現行制度では対応できないと。

先程言ったヨーロッパの直接支払に関しては、TPPの以前のだいたい前のGATT・ウルグアイ・ラウンドの交渉においての結果を受けて、EUでは1992年から導入したということでございます。そういった経緯もありますので、新たな発想を持った国の政策というものを訴え続けてほしいと思います。

それでは、個別の対策について、長ネギ、枝豆に関してですけれども、先程の答弁の中で、今後とも支援していきたいというふうなことでありました。山形県においても、枝豆に関しては、日本一の産地化プロジェクトを今年から、27年度から立ち上げたところでございました。ただ、残念ながら予算が793万円ということございまして、例えば隣の秋田県は同じように枝豆の日本一の産地プロジェクトということでやっております。まだ日本一にはなっていないようですけれども。

そんな中で、たがわ農協の職員も秋田の産地に視察に行った経緯がございまして、聞くところによりますと、秋田県では枝豆に対して、産地加算金といいますか、産地交付金の加算が10a10万円だそうです。要するに、その10万円分は所得として残るということございまして、どんどん広がっているということございまして。ただ、山形県においてはそれと同じようなことは当然できないわけでありまして、今のところはそういった計画はないようでございます。

ただ、三川町として、ネギも含めた枝豆、去年の作付ではネギが14ha、枝豆が23haぐらいでしたか、それぐらいの面積で、こういった園芸作物の中では1、2を争う大きな面積を占めているということで、これらをさらに拡大していく必要があるのではないかと私は思っております。これは、ただ単に行政のみならず、たがわ農協との連携ということ、あるいは、前から言っていますけれども、普及センターあるいは県との連携ということも含めて総合的にプロジェクトを組まないと、ただ単に個別の頑張りだけではできないと思っております。

今後の取り組みについて、短くていいですので、具体的な話をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ネギと枝豆につきましては、三川町にとっては重点作物ということで明確に位置付けをしております。10a10万円には及びませんが、他の作物よりも大きい10a4万円を支援して生産拡大に繋げていこうという取り組みをしている最中

でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 明快な答弁ありがとうございます。

それで、4万円ということで、以前よりもだいぶ増えたということもございますし、あるいは今たがわ農協の方でも一生懸命枝豆については頑張っているということで、その辺をもう少し行政の方でも、お互い一体となってこの辺を進めていただければと思います。

ネギに関しては時間もありませんので割愛しますが、ただ、今現在行われている作型というものをもう少し見直して、たぶん関東の方では出ない、関東の方からの出荷がない7月、8月の頭、これをめがけて出荷体制を作ればもっともっと振興できるのではないかと私は思っておりますし、そういったことも含めて検討願いたいと思います。

それから、キラリボシの関係ですけれども、新しい28年度の中で事業を組まれました。

申し上げたいのは、今の菜花、それから油、あるいは種子の採取という部分については、生産者もある程度の経験もありますし、一体となってやっている部分もありながら、新たに組織化あるいは一体化することで機能するのではないかと考えていますけれども、問題は、菜の花まつりの菜の花畑の管理でございます。

要するに、先程も答弁ありましたけれども、天候あるいは連作障害、こういったものが原因で、去年は久しぶりに見事な菜の花畑だったと思いますけれども、今年はたぶん、私の見立てでは半分ぐらしか咲かないのではないかというふうに思います。

こういった、せっかく期待して菜の花まつりに来てくれる方々を裏切るようなことは今後はやってほしくないという意味合いで申し上げたいわけですが、この菜の花まつりの菜の花の栽培、管理について、先程圃場の変更等もありましたが、例えば今の種子を栽培している人たち、あるいは菜花を栽培している人たち、こういう人たちは当然、播種して発芽させる技術というのは十分持っているわけでございます。そういった人たちと観光協会と連携して、あるいは組織一本にしても、当然菜の花畑の生産に関しては一本にしてもいいんですけれども、ぜひ連携した形でこれを菜の花まつりに持って行ってもらいたいという思いがあります。この辺、可能だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 菜の花まつりで菜の花畑の作柄がよろしくないという状況の中で、原因については連作障害という言葉一つでおさめていますが、その中にはかなり複雑な要素があるようです。

これまでも、専門家といわれる方々から1年間を通して見ていただきながら、なお100%解決していないという状況がございます。ですので、今言われた部分について、種子生産者についても一般の方よりも知識も経験もございますので、お聞きしながらやる部分については必要なことであり、有効かとは思いますが、ただ、それを超えてマイナスの原因があって花が咲かないという部分も感じておりますので、併せて、場所を変えるですとか、抜本的な部分について、今現在については、昨年咲いたのは、ローテーションをして場所を隣を交互にしたということで、例年よりはよく咲いたという状況がございます。ですが、それをやり



ながらも繰り返し場所を変えるというようなことも考えていきたいと考えています。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 菜の花に関しては私も素人ですけれども、作業をすべて見ているわけではありませんが、今作付されている圃場に関していえば、あまりにも土が細かすぎるのだと思います。要するに、種子が窒息して発芽しないという状況ではないかと私は思っております。要するに、種子の発芽に関していえば、酸素と水分が必要なわけで、播種状況を見ても、種子、採取法の、栽培者が持っているドリルシーダという専用の播種機、ああいうものを使えば、覆土の深さ、それから間隔、あるいは覆土の細かさといえますか、そういったものが、専門の機械ですので、ちゃんと行くはずなんです。ところが、見ている限りは手作業で播いて手作業で覆土している。あまりかき回すとよろしくないということは農業者であれば分かるはずなんですけれども、そういった基本的なことが分かっているのかなというふうに私は思っていました。

専門家のアドバイスというふうな話もありましたけれども、では、専門家が播種作業あるいは土壌改良なりをちゃんと確認しているのか、検証しているのかということも含めて、私はもう少しさらに深く検討すべきと思いますし、今取り組んでいる生産者との一体での作業というものが一番解決に近いのではないかというふうに思ったところです。その辺、今後ぜひ検討してもらいたいと思います。

それで、もう少し時間がありますので、今言ったことについてコメントがあればお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） よく咲かせるための技術的なこと、いろんなことがございます。まだまだできることもありますし、今現在足りない部分もあるかと思えます。議員が言われた部分についても重く受けとめまして、さらに良くなるような努力を重ねてまいります。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ぜひお願いしたいと思いますし、圃場についても、場所を変えるのもいいですし、例えば間に何か入れて、稲作を入れていた経緯がありますけれども、例えばマメ科を入れるとかあるいはトウモロコシを入れるとか、そういった連作の技術もいろいろあると思うんです。そういったことも総合的に含めて検討してほしいと思います。何しろ、三川町の町の花でありますし、それを前面に出した祭りということで、主役がない祭りでは本当の祭りにはならないわけなので、それは重々分かっていると思いますけれども、そういったことで、今年は結果としてはもうすぐ出るわけですが、来年に向けた対応ということでもよろしくお願ひしたいというふうに、よろしく検討してください。

それから、かわまちづくりに移ります。

先程町長の答弁の中で、基本的な考え方、整備する内容について伺いました。まちづくりと一体的な中で水辺の空間の整備ということで、当然この中でいろいろな施設、それから先程2問目でありますフットパスも含めた整備がなされると思います。

先程の答弁の中で確認したいんですけれども、当初計画といいますか、我々に説明された段階で、桜の植樹というものが従来はあったように思いますが、今回、最終的な計画の中で、桜の植樹というものが今の答弁の中ではなかったようですが、実際どうなのか、その辺、分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） かわまちづくりの整備の中身でありますけれども、桜堤につきましては2ヵ所ということで聞いているところでございます。1ヵ所は田田大橋から下流に向かって天神堂工業団地のところまでの700mの区間ということで、すでに盛土の方も現地の方で脇に、腹付け盛土ということで、すでに工事の方も始まっているようでございます。

それからもう1ヵ所が東郷小学校の周辺ということで、神花ニュータウンの方から東郷小学校にかけて約300mの区間ということで、こちらの方も工事はほぼ終わりの方に向かっていようございます。

そういった形で、盛土は国の方で整備になるわけですけれども、実際の今度は植樹につきましては町の方で植栽をするという形になろうかと思えます。その時期的なもの、盛土の部分、安定した時期を見て、堤防の本体に傷つけないような形で国交省の方で盛土を今行っておりますので、時期的なものを、町の方では当初の来年度28年度からは河川公園の駐車場スペースとかそういった部分の方を先行して、今後河川敷の中の公園について、都市計画事業でやるということで予定されているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 桜の植樹、桜堤については了解いたしました。

フットパスの関係ですけれども、先程の答弁の中で、田田の宿を中心にまずはコース設定すると。田田の宿からかわまちづくりの公園までちょうどいい距離でもありますし、あるいは田田から出発して田田に帰って温泉を活用するというような設定もできるということで、非常に出発としてはいいコースだと思います。

このフットパスに関して、新聞の記事があったんですけれども、九州の方で非常に盛んに行われているということのようです。要するに、このフットパスに関してはイギリスが発祥のようなんですけれども、名所旧跡めぐりではなくて、要するに農村、田園を歩いて風景を楽しむという目的のようです。ヨーロッパの人たちはすべてそのようなんですけれども、都会の雑踏を離れて田舎で過ごすということが休息であり憩いであるという認識のようでございますが、なかなか日本人はそうはいかないのかもしれませんが、ただ、名所旧跡めぐりではないという点、それから地元の人との交流というのも一つのフットパスの目的であるということでございますので、三川にはぴったりかなと私は思ったところです。

先程の桜堤も含めまして、三川に土台が、三川すべて田園地帯でありますので、あまり距離が長いと、例えば横川まではなかなか来られないと思うんですけれども、役場周辺あるいは往復5km圏内ぐらいのコースを設定すればいろんなものができると思っております。

町長、副町長には資料をお渡ししたんですけれども、昔、町で出した「よりみちマップ」、

何年頃出したか私も分かりませんが、すでに過去に、田田を活用するという意味合いでそういった散歩のコースを設定したように思います。

それから、例えば今言った、各地で出した各集落の歴史、これは横川で出したんですけれども、要するに、その集落の生い立ちをまとめた部分、その中にもいろいろな逸話がありますし、あとこれは、芸術文化協会の上野元芳先生の「三川の伝説」という本も出たようです。こういったものを活用しながらいろいろなコースを設定して、地元の人たちを巻き込みながら、他から来た人たちと交流しながら散策するといえますか、そういったフットパスの活動、これが私はある意味かわまちづくりの一番の目的になってもいいのではないかと考えております。

そういった観点で、今後まだまだできるまで時間はありますけれども、徐々にこういったコースを整備しながら、三川全体を田園というものを売りにしながら交流を深めていく、そういった雰囲気を醸成すべきかなと私は思いますが、その辺、町長から答弁いただいてもいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回、来年度からの事業スタートをいたしますかわまちづくりについては、今までも本町の様々な機関・団体等の代表者等におけるかわまちづくり推進協議会を開催いたしまして、これからのかわまちづくりはどうあるべきかというようなことで、いろいろな角度から意見をいただいたところであります。

これは本町といたしましては、いろり火の里とかわまちづくり、さらには大規模商業施設との連帯というようなことで、広く、まさに交流人口の拡大の一環として、今回の整備というのも一つの大きな狙いとして進めるわけであります。

このような中において、梅津議員から提案していただきましたフットパスというのは、まさに本町でも、いろり火の里を拠点として、横山地域での、当時はウォーキングトレイルというようなことで、散策路というようなことも設定をしておりましたので、今回のこのかわまちづくりと一体になった賑わい、そして何といても本町は川ということの縁ということで、町民あるいは来町者から親しんでいただけるようなこれからのかわまちづくりにしていきたいと思っておりますし、また、今後事業進展の中において、いろいろと議会あるいは推進協議会の方においてもアドバイスあるいは協力がいただけるというふうに思っておりますので、ぜひまた今後ともご協力をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ぜひ有意義な事業にすべきと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

(午後 4時40分)

平成28年第1回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年3月18日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘議会事務局長	吉田直樹書記	五十嵐章浩書記
-----------	--------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 4 日            3月18日（金）          午前9時30分開会

- |       |        |                                                                    |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告<br>(予算審査特別委員会委員長報告)                           |
| 日程第 2 | 議第 15号 | 三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会<br>条例の設定について                                |
| 日程第 3 | 議第 16号 | 三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設<br>定について                                    |
| 日程第 4 | 議第 17号 | 三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正<br>する条例の制定について                              |
| 日程第 5 | 議第 18号 | 三川町職員の退職管理に関する条例の設定につい<br>て                                        |
| 日程第 6 | 議第 19号 | 三川町 職員の勤務期間、休暇等に関する条例の一<br>部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第 7 | 議第 20号 | 三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害<br>補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定<br>について           |
| 日程第 8 | 議第 21号 | 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を<br>改正する条例の制定について                            |
| 日程第 9 | 議第 22号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を<br>改正する条例の制定について                            |
| 日程第10 | 議第 23号 | 三川町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正<br>する条例の制定について                              |
| 日程第11 | 議第 24号 | 三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例<br>等の一部を改正する条例の設定について                       |
| 日程第12 | 議第 25号 | 三川町ふれあい館設置条例を廃止する条例の設定<br>について                                     |
| 日程第13 | 議第 26号 | 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設<br>備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部<br>を改正する条例の設定について |
| 日程第14 | 議第 27号 | 三川町国民年金被保険者死亡一時金支給条例を廃<br>止する条例の設定について                             |
| 日程第15 | 議第 28号 | 三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設<br>定について                                    |

日程第16	議第 29号	三川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定について
日程第17	議第 30号	三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定について
日程第18	議第 31号	土地及び建物の譲与契約の締結について
日程第19	議第 32号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第20	議第 33号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第21	三川町議会議員の派遣について	

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員）

### 予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

平成28年3月9日午後4時14分から4時20分まで、14日午前9時30分から午後3時34分まで、15日午前9時30分から午後2時50分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月9日 8名、3月14日 8名、3月15日 8名

3. 欠席委員 3月9日 0名、3月14日 0名、3月15日 0名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会教育長 農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第9号 平成28年度三川町一般会計予算

議第10号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第11号 平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 平成28年度三川町介護保険特別会計予算

議第13号 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第14号 平成28年度三川町下水道事業特別会計予算

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 阿部善矢 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 阿部善矢 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 梅津 博 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

#### 7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

平成28年3月18日



三川町議会議長 成田光雄 殿

○議長（成田光雄議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、可決すべきものとして決定されております。

はじめに、議第9号「平成28年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「平成28年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第10号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第11号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第12号「平成28年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「平成28年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第13号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第14号「平成28年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「平成28年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第2、日程第3及び日程第4、以上3件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、日程第3及び日程第4、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第15号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の設定」の件、日程第3、議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」の件、及び日程第4、議第17号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第15号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の設定」、並びに議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」、議第17号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第15号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の設定」についてであります。本案につきましては、迅速かつ公正な手続きのもとで広く行政に対す

る不服申し立てをすることができる制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図ることとする行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、本町においても行政不服審査会条例を設定する必要性が生じたところであります。

この行政不服審査会の体制の整備にあたりましては、三川町情報公開条例、及び三川町個人情報保護条例の各条例の規定に基づき設置されている各審査会と統合することにより、円滑な行政運営を図りたく、本条例を提案するものであります。

次に、議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、議第15号により上程しております三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例を設定するにあたりまして、現在の三川町情報公開条例及び三川町個人情報保護条例の各条例に規定されている審査会に関する条文を削除する必要性が生じたことから、本条例を設定いたしたく提案するものであります。

次に、議第17号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、行政不服審査法等の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。その主な改正内容といたしましては、第4条におきまして審査申出書に記載するものとして、審査の申出に係る処分の内容等を追加し、第6条におきましては、審査申出人からの反論書の提出に関わる規定の追加等を行い、第11条におきましては、審査決定書に記載すべき事項等を規定するものであり、さらに、審査申出人が提出書類の写しを求めた場合等の手数料、及びその手数料の減免について規定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 議第16号の新旧対照表を今見ております。第25条にあたりますけれども、個人情報保護条例の審査会への諮問の部分でございます。少し内容等に説明をいただきたいと思っております。

審査会におきまして審査請求があった場合に、不服申立てが要件を満たさず不適法であった場合は、これは却下というふうになっております。これは要件の審理の段階で裁断されず、そのまま却下されるというふうになると思っております。それから（2）には認容というふうに謳われております。事によっては、この審査請求に対する裁断行為といいますか、この裁決につきまして却下と認容がありますが、裁決そのものというのは、実効性を確保するうえでも、また行政機関に対する拘束力を大変持っているなどというふうに私は思っております。そうした意味からして、この審査会の判断というのは極めて重いものだというふうに認識される所でございます。

この却下と認容の中に、申し立ての言い分が正しいというふうな判断をしつつも、このことによって公の利益に著しい障害を生ずるといった場合、そう判断された場合には棄却という言葉も出てくるのかなというふうに思っております。この件につきまして、却下と認容の中に棄

却という言葉、こういう文言は存在しないのかどうか、この辺、少し理解できませんので説明を求めたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 個人情報保護条例の審査会への諮問の第25条の関係でございますが、ここにあります1号から4号を除いて、これに該当しないものについて審査会に諮問しなければならないということで、この1号から4号まで該当した場合においては、町長部局、事務局において判断してよろしいというような規定になっております。その場合の四つの要件としては、ここにありますとおり、却下、認容、訂正、是正、こういう用語でございまして、これ以上の用語については承知していないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） この裁断方法、行為につきましては却下と認容がありますが、こちら申立人に対する返答といいますか、そうした場合には、あなたの申し立ては法には適しているけれども、公に非常に著しい利益、損害を与えるという部分が考えられるとなれば、一応は審理はしますけれども、それを棄却するといった手順も当然あるのかなというふうに私は思うのであって、その辺の認識を少しいただきたいというふうに思ったところであります。

それから、審査会の委員は5人というふうに謳われてありますけれども、この条文を読みますと、法律もしくは条例または行政に関して優れた識見を有すると謳ってあるんです。委員という立場にある方々の、この優れた識見というものは非常に重いものがあるのだというふうに思いますが、こうした識見を養うといいますか、そうした情報、いろんなものを町側としてはどのように委員に対して情報提供なり、そうした見識を持つような、何かこうした養成的なものはやっているのかどうか。今年の27年度の予算の中に、行政不服審査制度関連例規整備業務委託というのがありました、100万の。こうしたものは特別、この委員に対するものとの関係、結びつきはないのかどうか、そこの説明をいただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず後段の予算につきましては、直接この委員の研修との繋がりはございません。ただ、昨年であります、平成27年12月議会におきまして、情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員5名の選任について議会の同意をいただいたところでございます。この委員につきましては、これまでのやり方といたしましては、審査案件がなくてもまず毎年1回は委員会を開きまして、委員の任務、それから様々な情報等について学習する機会、研修する機会を設けておりますので、そういった形で今後も委員の識見を高める、そういった対応はしてまいりたいと思っております。

ただ、先程予算の関係のお話がありました、場合によってはそちらの委託先の力も借りながら委員の研修を充実させていく、そういった手法はあろうかと思っております。これにつきましては、今後、この審査会を運営していく中で検討してまいりたいと考えております。

それから、棄却という言葉の件でございますが、一応この条例にのっとって対応するわけでございますが、これにのっとった場合、法に不適法であった場合はまずは却下というふうになるのが筋かと思っております。ただ、その却下という行政庁の処分に対して不服があった場合

は、行政不服審査法にのっとして不服を申し立てるという流れが基本的な流れというふう  
に理解しているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件3件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議 長（成田光雄議員） はじめに、議第15号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服  
審査会条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町情報公開・  
個人情報保護・行政不服審査会条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の  
設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町情報公開条  
例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第17号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改  
正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町固定資産評  
価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第5及び日程第6、以上2件を一括議題に  
したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5及び日程第6、以上2  
件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第5、議第18号「三川町職員の退職管理に関する条例の設定」  
の件、及び日程第6、議第19号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第18号「三川町職員の退職管理に関する条例の設定」、並びに議第19号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第18号「三川町職員の退職管理に関する条例の設定」についてでございますが、本案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけを規制する内容について、条例で定める必要が生じたことから、新たに本条例を設定いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、元職員による働きかけの規制、規制違反に関する監視、地方公共団体が講ずる措置、再就職情報の届出、及び規制違反に対する制裁措置について定めるものであり、このことにより、地方公務員の適正な退職管理を図るというものであります。

次に、議第19号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例において適用している条文の項の変更等に伴い、関係条文を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 議第19号のところなんですが、条例の整備ということなんですが、改めてこの整備の内容を具体的に教えてほしいのですが、お願いします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 改正の内容といたしましては2点ございます。まず第1条では、「第24条第6項」を「第24条第5項」に繰り上げるものでございます。これにつきましては、地方公務員法第24条第2項に規定されております「前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない」という項が削除されたことに伴い、それ以降の項が繰り上げになったものでございます。

2点目の、別表第2（7）の項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。この改正につきましては新旧対照表にもございますとおり、この括弧の部分を削除するものでございます。これは、前段第8条においてすでにこの引用については規定しておりまして、この別表でさらに記載していたことから、重複しているということで、今回、後段の別表の方を削除させていただくという条文の整備でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議長（成田光雄議員） はじめに、議第18号「三川町職員の退職管理に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町職員の退職管理に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第19号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、議第20号「三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第20号「三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率、特殊公務災害加算部分の調整率、及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） この傷病、障害、遺族、それぞれの年金、労災年金と呼ばれているものと、それから厚生年金との比較になろうというふうに思っておりますが、ここに調整率という説明が今ありましたので、厚生年金とそれから労災年金、これの両方を受けとることができるのかできないのか。その辺の調整率、なっているのか、よく分かりませんのでお聞きしたいと思っております。

それから、物によって労災年金と厚生年金それぞれが全額を受けるといったケースは考えられないのかどうか、そこも併せて説明いただきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 調整率及び支給額に関するご質問であります。まず調整率につきましては、一つ例をとりますと、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正ということで、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の理由により厚生年金法による生涯厚生年金等が併給される場合の調整率を今回0.86から0.88に改正するというもので、併給された場合の調整が必要という判断から引き上げが行われたものであります。

また、額が全額かどうかについては承知しておりませんので、ご容赦願いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第20号「三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第8、議第21号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第9、議第22号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第21号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」、並びに議第22号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第21号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。まず、第1条につきましては、本年度の山形県人事委員会の勧告等により、本町の一般職の職員の給与について改定いたしたく提案いたしているところ



であります。特別職の職員の期末手当に係る支給率についても、一般職に準じ引き上げるものであります。

次に、第2条につきましては、一般職の給与改定の状況、他市町村の特別職の給与水準、その他社会情勢等を勘案いたしまして、給料、報酬の額について改定いたしたくご提案申し上げます。

まず、別表第2につきましては、議長、副議長、議員、及び別表第3につきましては、教育委員会委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員について、さらに、他の非常勤職員の報酬について引き上げるものであります。また、町長、副町長、教育長についても、同様の理由から、附則において「三川町長等の給与の特例に関する条例」を廃止するものであります。

次に、議第22号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1条につきましては、本年度の山形県人事委員会の勧告等により、本町の一般職の職員の給与について改正いたしたく提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員の給料月額について0.39%、さらに、勤勉手当を年間0.15ヵ月分引き上げるものであります。なお、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて改正するものであります。

次に、第2条におきましては、現在、規則において規定しております級別職務分類表を条例で定める必要が生じたことによる改正、及び、行政不服審査法の改正に伴う適用する条等の繰り下げにより関係条文を整備するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、特別職及び一般職の給与等の改正の細部につきましては所管の総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 所管の課長より説明を求めます。石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

はじめに、本日配付いたしました、山形県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」について、その概要を申し上げます。

まず、県におきましては、県職員と民間との給与の正確な比較を行うため、人事院と共同して事業所規模50人以上の県内の民間事業所492のうちから無作為に抽出した151事業所を対象に民間給与実態調査を実施したところであり、その結果、民間給与との比較で0.19%、額にして720円、さらに、特別給として、公務員における期末・勤勉手当であります。民間の年間支給月数4.08月より0.13月下回ったことから、人事委員会においては、給与を0.19%、勤勉手当を0.15月引き上げる勧告を行ったところでございます。

このことを受け、本町におきましては、この県の人事委員会の勧告に準じて、給料及び勤勉手当を引き上げることとしたところであります。

それでは、提案しております議案についてご説明申し上げます。議案の順序は特別職、一般職の順になっておりますが、説明は一般職からさせていただきます。

議第22号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、新旧対照表（第1条）についてでございますが、これは、県人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与について改正するものであり、平成27年4月1日に遡及し適用するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、第6条の別表第1のとおり、一般職の職員の給料月額について、1級から6級すべての級において引き上げるものでありまして、その改定率は0.39%であります。

さらに、第26条におきましては、勤勉手当を年間0.15月分引き上げるというものであり、再任用職員以外の職員について、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数70/100をどちらも77.5/100に、再任用職員については、35/100をどちらも37.5/100に改めるものであります。ただし、本年度12月分として支給する勤勉手当については、附則において、再任用職員以外の職員については、77.5/100を85/100として、さらに、再任用職員については、37.5/100を40/100として支給するものであります。

次に、新旧対照表（第2条）でございますが、この改正は、平成28年4月1日施行の地方公務員法の改正に伴うものでありまして、現在、規則において規定しております級別職務分類表を条例で定める必要が生じたことから、第6条に別表第2を追加するものであり、第7条において、第6条の改正に伴い条文を整備するものであります。また、第25条の3の期末手当につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、適用する条等が変更されたことに伴う条文の整備であります。

続きまして、議第21号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条につきましては、特別職の職員の期末手当の支給率を一般職の改正に準じて改正するものであり、期末手当の支給月数について6月期145.5/100を150.5/100、12月期155/100を160/100とし、全体で10/100引き上げるものであります。ただし、本年度12月分として支給する期末手当については、附則において、160/100を165/100として支給するものであります。

次に、別表第2につきましては、非常勤の議長、副議長、議員、及び別表第3につきましては、同じく非常勤の教育委員会委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員について、さらに、他の非常勤の職員の日額報酬について引き上げるものであります。また、その引き上げ幅につきましては、平成17年度等において社会情勢の動向や財政状況の悪化等に鑑み行われた引き下げを復元することとしたところであります。

また、町長、副町長、教育長についても、同様の理由から「三川町長等の給与の特例に関する条例」において減額していたものを、附則により条例を廃止することにより、平成18年度の給料月額に戻すという内容であります。

なお、本件につきましては、諸般報告にもありましたとおり、去る12月1日、及び12月18日開催の三川町特別職報酬等審議会に諮問したものであり、ここに提案している改正

案のとおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

○議 長（成田光雄議員） はじめに、議第21号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第22号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第10、議第23号「三川町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第23号「三川町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、スポーツ推進審議会の委員構成を見直す必要があることから、現在の委員定数12名を15名に改めるものであり、条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいまの提案理由の中で、スポーツ推進に関して見直すというふうな理由だったようですけれども、もう少し詳しく説明をお願いします。12名で今までやられてきた審議会でありますけれども、拡大するというその理由、事業全般を見直した中での拡大という点について、詳しく説明をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 委員数の12名から15名への拡大の理由という質問でございました。これにつきましては、このスポーツ推進審議会につきましては、スポーツ基本法に基づいて設置が規定されているものでございます。現在12名の皆さんに委員をお願いし、基本的には団体の役職を持っている方の充て職という形で行っております。過去には町に社会体育係がございまして、その係でこの審議会を担当しておりましたが、現在は社会教育係一本で審議会を担当しております。

その中で、行財政改革に伴う職員の組織の見直しに伴っての形でありますけれども、審議会そのものがこの他に、社会教育法に基づく社会教育委員会、そして公民館運営審議会がございまして。こちらの方は委員15名で構成をしておりますが、実はここ2年ほど、3度にわたりまして役職委員が重複している委員がいらっしゃるものですから同日に同時開催をしておりました。その中で課題をいろいろ探ってきたのでございますけれども、基本的には違う法に基づく審議会ではございますが、内容が社会教育委員会でも社会体育事業全般を審議していただいております。スポーツ推進審議会においても全般を同様に同じ内容で説明しておりました。これを踏まえて、同じ委員の方に、15名の方に兼ねていただくということで、今回15名に増やすものでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今説明で大まかに理解したところであります。実際、スポーツ基本法で求められているこの審議会、それから社会教育法から求められている社会教育審議会、それから公民館運営審、それらの、重複されている委員が多いということで、おそらく同時開催の会議を開きたいというふうな旨があるのかと認識いたします。

それはそれとして、実際、スポーツ推進審議会もそうですが、公民館運営審議会等々の会議状況は一体どうなっているのかというふうに思います。年2回ずつ開催しているようでありますけれども、実質私どもの手元には、現在新しいもので26年度の状況しか分かりませんが、審議会の出席率がものすごく低いわけです。スポーツ推進審議会については26年度においては58%の出席率でありまして、片や公民館運営審の方は36%。こうした出席率も非常に低い中での運審の委員の拡大については非常に理解しがたいところがあります。

でき得れば、私はむしろ公民館運営審の委員定数を15名から12名にした方が手っ取り早いのかなというふうに思いますが、その辺の考え方は当初お持ちでなかったのかどうか、ひとつその辺のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 二つの審議会、ありますけれども、これにつきましては先程議員から指摘ありましており出席率が低く、特に公民館運営審議会、社会教育委員会につきましては青年層の方に委員をお願いしておりますが、そういった委員の方の出席がほとんど見込めない状況にあります。

スポーツ推進審議会との重複については基本的には四つの役職が重複しているという形になりますので、12から4を引くと8委員になります。公民館運営審の23委員、これを見直

しをいたしまして、15委員をもう一度委員構成を見直そうという考えでございます。ですので、これを12に減らしてというのは検討の中ではございましたけれども、審議をしていただくためには幅広い意見をいただく必要がありますので、その出席率は現実としてあるわけでございますが、委員構成の中では15の役職の方から参加をいただいて、今のところ年2回でございますけれども事業説明そして事業の評価をしていただこうと考えております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 広い各層から意見を聞くということは非常に大切なことでありまして、もちろんそうだというふうに私もうなずきますが、こうした会議の構成状況を見まして、そしてまた実際会議を開催した状況を見ますと、実態がそうであるというのであれば、そこにかかわるべき委員の構成のあり方について、一考を要するのかなというふうにむしろ私は思います。

そしてまた、今回の平成28年度の新年度予算の中には双方の審議会の報酬が載っていません。予算計上もなっていません。予算書を見てください。この辺はなぜかと私は思っておったんですが、もし今答弁ができましたら、ひとつそこら辺の考え方もお聞きしたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 委員構成につきましては、議員から指摘あったとおり、現状を鑑みて見直しをした方がいいという質問がございました。それについては議員からの温かい言葉として受けとめさせていただきたいと思えます。

委員報酬につきましてはですが、これにつきましては、先程申し上げましたとおり、社会教育委員と公民館運営審議会委員と、さらには農村環境改善センター運営審議会委員を兼ねていただいております。この方たちにはこれまで公民館運営審議会委員報酬ということでお支払いをしまして、先程の特別職の中でもございましたけれども、今回の委員報酬の計上を実は28年度から見直しいたしまして、予算書の72ページ、社会教育委員会委員報酬として計上しております。ですので、基本的には社会教育法に基づく委員会の設置でございますので、上位審議会は社会教育委員会でございます。同時に、公民館運営審議会が内容として社会教育の範疇の中に含まれておるものでございます。そういった予算計上の仕方として社会教育総務費に28年度から計上させていただいたものでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第23号「三川町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長 (成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第 2 3 号「三川町スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (成田光雄議員) 日程第 1 1、議第 2 4 号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第 2 4 号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町民体育館等の体育施設における会議室の施設使用料及び冷暖房使用料を設定するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、町民体育館と屋内多目的運動施設アスレなの花、そして町立学校施設の体育館に設置している会議室及びミーティングルームについて、受益者負担の原則に照らし、会議等で使用する場合の使用料等を新たに設定するものであり、同様の会議室機能を持つ施設との均衡にも配慮したものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長 (成田光雄議員) これから質疑を行います。

5 番 田中 晃議員。

○5 番 (田中 晃議員) アスレなの花の方で、ミーティングルームの使用は営利が目的でなければ無料となっていて、そして営利を目的とする使用については 1 時間あたり 300 円を徴収するという事なんですが、これで変わった点というか、そこがよく分からなかったのですが、営利を目的にミーティングルームを使ったときに改正ではどういうふうになるのでしょうか。その点ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 (成田光雄議員) 本間教育課長。

○説明員 (本間 明教育課長) 今回の改正によりまして、アスレなの花そして町民体育館にミーティングルームがございます。特に町民体育館の方については、施設整備の中で事務室の改修の中で新たに会議室を、ミーティングルームを設けたものでございますけれども、前の規定の、アスレなの花につきましてはミーティングルームを無料とするという規定がございました。一方、町民体育館についてはその規定を特にしておりませんでした。その中で使用する中で、やはり団体の皆さんがそこを使うためにはどのようにすればいいのかというような規定を設ける必要がございましたので、今回、アスレなの花と町民体育館、そして学校体育館の体育施設の会議室、ミーティングルームをすべて同一の基準で運営していこうとするものでございます。

ただし、基本的に町内の体育団体につきましては減免制度がございますので、その減免制度が適用され、施設使用料そのものはほとんど減免になります。ただ、平成 2 5 年、2 6 年に改正いたしましたけれども、照明料、暖房料、そういったものについてはいただくこととしましたので、同様にそれについてはいただくような形になろうかと思っております。ただし、ミー

ディングルームについてはガラス窓がついていまして、アリーナの中を覗くことができるようになっております。これについては、児童生徒がそこで行う場合、保護者の方がそこで見守る場合もございますので、会議室として使っていない場合については無料でそこを開放すると。ただし、冷暖房を使用した場合についてはその分はいただくというような考えで運営していこうと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ということは、例えば営利を目的としてアスレなの花のミーティングルームを借りた場合は今までと変わらないということなんですか。そこがよく分からなかったです。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 新旧対照表の方をご覧いただきたいと思いますが、新旧対照表の方では、例えば、開いていただいて、町民体育館とアスレなの花がございます。基本的には、今回改正する会議室等について、体育・レクリエーションに使用する場合には施設使用料が230円となります。それ以外のものについて、使う場合には690円。さらに、営利を目的とした場合についてはその3倍料金となりますので、それをいただくこととなります。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の条例の中では料金改定がない勤労者体育施設、テニスコートとクラブハウスであります。これ、利用率、あと今の三川中のテニスコート等あるわけでありまして、この利用者、少ないのではないかと思われまして。そして、クラブハウスの体育目的以外の利用も地域の住民にとっては可能なのか。その場合はやはり1人150円なのか、伺います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 勤労者体育施設、豊秋団地にありますクラブハウス、テニスコートのご質問でございました。これについては、今回特に使用料の改正は行っておりませんので、従前どおりの使用料として考えております。これまでもそうでございますけれども、クラブハウスそのものは基本的にはスポーツ以外にも貸し出し可能ということで、団地の皆さんにも過去に貸した例がございます。そういった面では同じ料金でというふうに考えております。

ただし、今後のことでの質問であるとすれば、基本的にはクラブハウスそのものも老朽化、経年劣化しておりまして、外壁等も傷んでおりまして、それをどうするのかというような指摘もございます。私どもの方ではこの修繕を行いたいというふうにも考えたのでございますが、28年度の中で、あの面的なもの、テニスコートそのものも含めて、社会体育の振興の面でのあり様について検討していこうとなっております。先程の質問に関しては、開放しているというふうにお答えいたします。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 新旧対照表の夜間照明の関係であります。夜間照明の設備、新しく

なりましたけれども、全灯といった場合には何灯なのか。ここに「65灯以上の点灯の場合」ということで書いてあります。前は80灯ということで数字が変わっております。たぶん1灯あたりの照度が上がったのかなと思いますけれども、全灯では何灯ということになるのか。

それから、半灯というカテゴリの中で、45灯以下ということに設定されています。様々のスポーツがやられる中で、全灯あるいは半灯ということになるんだと思いますけれども、そういった使う場合の照度といいますか、スポーツをやる場合の照度、この点、問題ない設定なのか、その辺、利用者から見て問題ないというふうな保障がされなければまずいと思いますので、その点、確認いたしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 照度の前に灯数の件でございますけれども、これまではマルチハロゲン灯というものを使っておりました。今回改修にあたりましてはメタルハライド灯ということで、基本的には、技術の進歩に伴いまして、新しい灯具を用いることによって1灯あたりの照度が上がったというふうに考えております。この照度につきましては基準がございますので、その基準に基づいて今回設計をいたしまして、夜に点灯試験もいたしました。点灯試験をして、グラウンド内をくまなく測りまして、その基準をクリアしているということで認識しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第24号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前10時36分）

○議長（成田光雄議員） 再開します。 （午前11時00分）

○議長（成田光雄議員） 日程第12、議第25号「三川町ふれあい館設置条例を廃止する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第25号「三川町ふれあい館設置条例を廃止する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。



当該施設は、特別養護老人ホーム「なの花荘」の敷地内にあり、建設以来、町による直接管理のもと、町民各位の利用に供する一方で、介護老人福祉施設である「なの花荘」への利用提供も行ってきたところでもあります。

町といたしましては、当該施設のさらなる利便性向上と適切な管理運営を図る観点から、同一敷地内の「特別養護老人ホームなの花荘」の運営主体である「社会福祉法人けやき」に譲与することとし、本条例を廃止いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町で譲渡するということですが、体育施設が充実したということの理由もあるかと思われそうですが、でも現実には、寒稽古等子どもたちの運動等に使用されているわけでありまして、それが今後ずっと継続して使用できるのか、あるいはなの花荘側があつた施設に部屋を、フロアを使って部屋等に使うのか、使えるのか、その辺、伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） まず最初のご質問にありました、スポーツ少年団等がまだ活用しているというような状況につきましては、去る2月24日、28年度、来年度の体育施設使用調整会議ということで、教育課を主体に体育施設の来年度の使用調整が行われたという経緯がございます。その中におきましても、中学校の武道館を空手道のスポ少が使っているというような状況もありまして、各施設の使用の空き時間の部分を活用しての振り替えということが可能というふうに見込んでいただいております。

また、なの花荘におきましても、当該ふれあい館につきましては、これまでも年複数回、いろいろな行事等イベントを行う際に活用していたという経緯もございまして、なの花荘本体での使用についても、今後、これまで以上に利用に供することが可能になるであろうというふうにご検討いただいております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） なの花荘の使用目的として運動的な面というもので使っていると認識しておりますけれども、私が質問したいのは、まだ他のスポーツ等であくまで使う場合、あのフロア一帯をなの花荘が従来の目的以外に使用するために、あれを仕切っているような部屋に改造したりということが、懸念と言っているのか悪いのか、譲渡してしまいますので、そうするとあくまでも従来どおりの使い方ができなくなるということが心配されますので、その辺の譲渡する場合の意向、要望等は添えているのか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご懸念の、これまでの使用されていた団体等について、急激な制度の改正、いわゆる無償譲与によって、まったくふれあい館が使用できなくなるのではというようなご懸念かと思いますが、私どもといたしましては、今回の無償譲与の条件といたしまして、5年間はこれまでどおりの、先程ご質問ありましたスポ少なりそれから舞踊等

の団体等につきましては、5年間はこれまでどおりの料金設定で貸し出しをお願いしたいということで調整を図っているところでございます。

それによりまして、一部、当然社会教育団体等につきましては無料での使用ということでこれまでも来ておりますので、5年間に関しましてはこれまでどおりの制度内容での無料での貸し出しをお願いしたいということから、その貸館によります事業損益の5割に相当します年間20万円を町で負担させていただくということでとりあえず調整を図ったというところでございます。5年後になりますと、もろもろと町内の施設につきましても整備が図られるというふうに計画を見込んでおりますので、ふれあい館に関しましての一般町民の方々の使用頻度というものについてはかなり低減されるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

したがって、こういった協定を結んでおります5年間につきましては、あのフロアの間仕切り等の内部改修等については制約をかけているということになります。それ以降の改修・改築等につきましては、また別途、無償譲与の契約の一条項といたしまして、大幅な内部改修等を行う、いわゆる経年劣化によつての内部改修等については各区分ごと1/2の補助金を準備したいという考え方で調整を図ったところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 5年間ということでありまして、町としては今いろんな設備が他で整うから利用率が少なくなるだろうという予測で5年間ということですが、5年以降も、例えばあの施設が修繕等必要な場合は補助等はあるようではございますけれども、町でも出していくのか、その辺、伺います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 貸館に関します協定とは別に、無償譲与にあつての協定ということで付随資料という形で一つの協定を結ぶ予定でありますが、これにつきましては、屋根、外壁、内部改修、空調音響設備、そして最終的には老朽化に伴つての解体工事という5区分に分けて、それぞれの工事を行う際1回に限り1/2、町の補助対象にするということで考えております。

したがって、貸館に関しましては5年間という期間の有限期間になるわけではございますが、各々がかりな改修工事等につきましては、最後の5区分目の老朽化に伴つての解体工事までこの協定が有効ということで確認しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第25号「三川町ふれあい館設置条例を廃止する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第25号「三川町ふれあい館設置条例を廃止する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第13、議第26号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第26号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係する二つの条例につきまして、所要の改正をいたしたく提案するものであります。その主な内容といたしましては、平成28年度からの「地域密着型通所介護」制度の創設に伴い、当該事業に係る設置基準等を規定いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番(小林茂吉議員) 今回の条例の設定につきまして、一目瞭然理解しがたい非常に難しい新旧対照表でありまして、でき得れば、こういった資料の準備もさることながら、一枚つづりのポイントをつかんだ要点を記述してもらった方がむしろ私は非常に理解しやすいんですが、そこら辺の取り計らいをぜひお願いしたいというふうに思っております。

お聞きしますけれども、この基準です。通所介護サービスとなればデイサービス等々になるろうというふうに思いますが、現在、本町にもそうした事業所がございます。県の指定を受けての事業をやっているわけでありましてけれども、これが町にかかわる、いわゆる町が改めてまた指定するようなことがあるのかどうか。例えば定員とか、定員によっては県の指定がなければ事業運営できないというふうなことになっていると思っておりますけれども、町がかかわる指定が可能かどうか。例えばなの花荘あたりですと、通所介護、デイサービスは定員40名になりますけれども、もっとぐっと下の10名程度とか、そうしたものに対する指定はどこからどういうふうに出されるのか、そういうことが可能なのかどうか、そこら辺のことについて少しお知らせをいただきたいと思っております。

それから、認知症のデイサービス等々、認知症にかかわることも謳ってありますけれども、こうした内容についても少し説明を求めたいと思っております。

○議長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。

○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 今回の条例設定・改正につきましては、地域密着型の通所介護機能を町が指定できるという内容のものでございまして、この地域密着型という制度に関する話になるわけでございますが、少人数での施設運営を行っている、通所される方並び

に入所される方々が少人数の場合に、地域密着型という制度の中で、各市町村の段階で認定することができるという内容のものでございます。

施設でいきますと、本町の場合ですとグループホーム等がこの地域密着型という施設になるわけですが、今回、そのグループホーム等での通所介護もこの4月から開始できるというような制度改正になっておりまして、基本的には、通所介護の場合は29名以下の方々を対象にする場合の通所介護を各市町村で指定することができるというものでございます。

一般的な通所介護と併せまして、今回の条例改正の、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、1ページ目の第3章の2 地域密着型通所介護、これにつきましては、これまでの大型施設におきます通所介護と同様の内容をサービス提供するものでございます。

開いていただきまして5ページになりますが、第5節に指定療養通所介護という文言が出てまいります。これが先程後段で質問ありました認知症に絡んでの通所介護というものでございますが、特に療養通所介護という別称もございまして、看護師による難病、それから認知症、脳血管疾患後遺症等、重度要介護者、また、がんの末期患者の方々を対象に通所で介護できるという施設のものでございます。こういった地域密着型、いわゆる少人数で通所介護をできるということから、町で条例設定して、しかるべき機関、施設を指定するという制度のものでございます。

なお、補足までに、3ページにあります地域密着型通所介護につきましては、今現在、三川町に対象となる施設がございまして、7ページにあります療養通所介護、いわゆる指定療養通所介護の施設については、現在のところ、町内には該当する施設がないというところでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 認知症のデイサービスにつきまして、これはよく言われますが、いわゆる地域との連携を深める意味からして、定期的な運営推進会議みたいなものを設置してのそうしたことは、この今の条例の中にはまったく入らないということですか。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 認知症対策に関しましての町全体での対応についての計画検討というようなことと併せまして、縷々、医療機関との連携、そして今回条例改正させていただきます通所介護を請け負っていただける施設との連携という部分については、計画を検討する際には一つのテーマとして検討、なるわけですが、直接は今回の条例改正につきましては計画変更とはまったく関係ない話でして、あくまでも国の制度改正に伴っての町での条例化が必要ということから改正をお願いするというものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第26号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第26号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第14、議第27号「三川町国民年金被保険者死亡一時金支給条例を廃止する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第27号「三川町国民年金被保険者死亡一時金支給条例を廃止する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国民年金保険料納付済期間が3年未満の被保険者に対する死亡一時金の支給について、廃止するものであります。

平成14年4月の地方分権一括法の施行に伴い、それまで市町村において機関委任事務とされていた国民年金の適用・徴収事務が法定受託事務等になったことにより、保険料の徴収は市町村の事務ではなくなったところではありますが、それ以降も国民年金の死亡一時金制度を補完する形となっております本支給条例につきましては、一般財源により継続してまいったところでもあります。この度、徴収事務が市町村の事務でなくなってから十年余が経過したことから、本条例につきましては廃止とすることが適当と判断いたしましたところでもあります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 10年間、町の方でやってきたということなのですが、その間、死亡一時金に該当された方というのはどのぐらいいたのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 27年度につきましては1件、26年度3件、25年度1件、24年度2件でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） それでは毎年いっちゃったということで、そもそも、この死亡一時金の主要要件ということで見てみますと、今国の方では、死亡の前日において死亡日の属する月の前の月までの国民年金第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済み期間の月数と保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数を合算した月数が36月以上であれば、今では死亡一時金の支給要件があるということなのですが、廃止することになると、今まで少なからずいた人たちが、町で独自の措置としてやってきたこのことが

なくなるという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民年金の第1号被保険者に係る死亡一時金につきましては田中議員がおっしゃるとおりでございます。今回廃止します国民年金の死亡一時金支給条例につきましては、以前、町におきまして、先程町長よりも説明がありましたとおり、機関委任事務として町で適用徴収事務を行っていたところでございます。

そういったことから、国民年金の36月に満たない方について、この死亡一時金を補完するような形で町条例を設置して支給していたものでございますが、それがなくなるということでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） なくなるということは、今まであったものが、今度は例えば国の方がそれを進めていくというような形には、あるいは県とか、そういう方向はないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） そういった部分はありません。この機関委任事務から法定受託事務に変わった時点におきまして、周辺市町におきましてもこの条例が廃止されていたところでございます。今回、本町におきまして、このたび廃止という形をとらせていただきたいというものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第27号「三川町国民年金被保険者死亡一時金支給条例を廃止する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 1 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第27号「三川町国民年金被保険者死亡一時金支給条例を廃止する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第15及び日程第16、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第15及び日程第16、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第15、議第28号「三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定」の件、及び日程第16、議第29号「三川町農地利用最適化推進委員の定数に

関する条例の設定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第28号「三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定」、並びに議第29号「三川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議第28号「三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定」についてありますが、本案につきましては、農業委員会法等に関する法律の一部改正に伴い、本町の農業委員会の委員の定数を設定するものであり、本町における農地行政と農地利用の最適化を推進するため、委員の定数を10名とするものであります。

なお、「三川町農業委員会の選挙による委員の定数条例」につきましては、附則において廃止するものであります。

次に、議第29号「三川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定」につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、農業委員会法等に関する法律の一部改正に伴い、新たに設けられた農地利用最適化推進委員の定数を設定するものであり、農業委員とともに本町における農地利用の最適化を推進するため、推進委員の定数を3名とするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。  
○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。  
○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。  
○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。  
○議 長（成田光雄議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

- 議 長（成田光雄議員） はじめに、議第28号「三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「三川町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（成田光雄議員） 次に、議第29号「三川町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「三川町農地利用最

適化推進委員の定数に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第17、議第30号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第30号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定する、施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その候補者を選定いたしましたので、三川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定に基づき指定いたしたく、議会の議決をお願いいたしますものであります。

候補者の選定要件といたしましては、住民の平等利用を確保すること、施設の効用を最大限発揮させること、物的・人的能力があることの三つが規定されております。候補者として選定いたしました「株式会社みかわ振興公社」につきましては、本町が多くを出資している第3セクターであり、会社設立以来「いろり火の里」施設を運営管理している実績があり、選定要件にも合致する町内唯一の団体であると捉えております。

地域における特色のある複合施設「いろり火の里」のさらなる賑わいを創出するとともに、業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、当該施設の指定管理者として当公社を指定いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第30号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第18、議第31号「土地及び建物の譲与契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第31号「土地及び建物の譲与契約の締結」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。



当該譲与契約に係る「ふれあい館」につきましては、「特別養護老人ホームなの花荘」の敷地内に設置されていることから、建設当初より介護老人福祉施設の事業運営に資するものとして利用されてきたところであります。

今後も「なの花荘」と「ふれあい館」が一体的に管理運営されることにより、一層の有効活用と適正な運営が図られるという観点から、当該「ふれあい館」に係る土地及び建物を「特別養護老人ホームなの花荘」の運営主体である「社会福祉法人けやき」に無償譲与いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 先程ありましたものの土地の部分で出ていますけれども、無償譲与した場合、税金等はどうなるのか伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今現在も、社会福祉法人にかかわりませぬ資産に関しましては、固定資産税が地方税法上非課税という扱いになっておりますので、現行とまったく変更はございません。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第31号「土地及び建物の譲与契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「土地及び建物の譲与契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第19、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議 長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（成田光雄議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、3月24日をもって固定資産評価審査委員会の阿部 昇委員、佐藤英之委員の両氏が任期満了となることから、阿部 昇氏、佐藤英之氏について再任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

まず、阿部 昇氏は、昭和39年3月山形県立農業試験場庄内分場研修生を卒業後、専業農家の後継者として農業に従事し、昭和61年から平成8年までの10年間、庄内中央農業共済組合総代を務められたほか、平成8年からは中川土地改良区総代を経て庄内赤川土地改良区総代を歴任され、本町の農業振興に大きく貢献されるなど、人格・識見ともに優れた方であり、平成22年3月からは本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。

続きまして、佐藤英之氏は、昭和46年3月東北振興研修所含翠学院を終了後、専業農家の後継者として農業に従事され、昭和55年から庄内たがわ農協「受委託者協議会」役員を経て、平成23年度からは副会長に就任されております。また、昭和61年からは「三川農業青色申告会」役員になられ、平成16年度には副会長就任、さらには平成21年度から平成24年度までは青申会会長として、本町の農業振興並びに農業者の経営指導に尽力される一方、平成25年3月からは本町の固定資産評価審査委員会委員として、ご尽力いただいております。

以上申し上げましたとおり、阿部氏、佐藤氏の両氏とも土地の評価に関しても精通されている方々であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であることから、再度選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようご留意願います。

質疑を許します。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） この際、討論は行わず、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、ただちに採決いたします。

これから、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第20、議第33号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第33号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、本町の人権擁護委員であります佐藤功夫氏が、平成28年6月30日をもって任期満了となることから、佐藤功夫氏を再度推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

佐藤功夫氏は、平成2年3月に駒澤大学仏教学部を卒業されておりますが、それまでの間、大本山永平寺別院長谷寺において修行なされたほか、大学卒業後は、北海道にあります禅照寺の勤務を経たのち、平成16年からは曹洞宗山形県第三宗務所に勤務なされ、平成19年8月からは、天神堂にあります宝積寺の住職として、さらに、地域住民の相談役として地域貢献される一方、平成25年7月からは本町の人権擁護委員として、住民からの相談や人権啓発活動につきまして誠意をもってご尽力いただいております。

このように、佐藤氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） この際、討論は行わず、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、ただちに採決いたします。

これから、議第33号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第21、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
これをもって、平成28年第1回三川町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦勞さまでした。

(午前11時49分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成28年3月18日

三川町議会議長

三川町議会議員 8番

三川町議会議員 2番